平成 28 年度

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）指導者養成研修

目　次

１．「生活支援コーディネーター及び協議体とは」
　　～その目的、仕組み及び養成について～ ・・・・・・・・・・・・・・・・1

２．生活支援コーディネーターと協議体に期待される機能と役割 ・・・・・・17

３．高齢者の生活支援ニーズと生活支援サービス ・・・・・・・・・・・・・・・33

４．生活支援体制整備事業取組事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
（千葉県松戸市・宮城県多賀城市・鹿児島県奄美市）

５．高齢者に係る地域アセスメントの手法について ・・・・・・・・・・・・・・109

６．サービス開発の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117

７．生活支援体制整備事業推進のポイント
（さわやか福祉財団、全国コミュニティライフサポートセンター）・・・・・123

平成２８年度生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）指導者養成研修　次第

〇研修の目的・ねらい

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を都道府県が養成するにあたり、都道府県が行う養成研修の講師となる人材の育成を目的とする。

〇日時・会場

・東京会場：９月30日（金）、10月１日（土）
アットビジネスセンター東京駅八重洲通り

・大阪会場：10月８日（土）、９日（日）
エビスビル（AA ホール本館）

〇研修スケジュール

※時間は目安として記載しています。当日の研修の進行状況により変更する場合があります。

＜1日目＞

	研修内容	
13:00～13:05	開催挨拶	
13:05～13:45 （40 分）	行政説明	「生活支援コーディネーター及び協議体とは」 ～その目的、仕組み及び養成について～ 講師:厚生労働省
13:45～14:40 （55 分）	講義	生活支援コーディネーターと協議体に期待される機能と役割 講師:日本大学文理学部社会福祉学科　教授　諏訪徹
14:40～14:55	休憩	
14:55～15:40 （45 分）	講義	高齢者の生活支援ニーズと生活支援サービスについて 講師:神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科　准教授　中村美安子
15:40～17:10 （90 分）	事例発表	【1 日目の講義内容を踏まえた生活支援体制整備事業取組事例】 登壇者 〇東京会場:千葉県松戸市、宮城県多賀城市 〇大阪会場:千葉県松戸市、鹿児島県奄美市 （コーディネーター） 日本大学文理学部社会福祉学科　教授　諏訪徹
17:10～ （最大）18:00	情報交換会	2 日目の情報交換会グループ内での自己紹介
1日目閉会		

＜2日目＞

	研修内容	
9:30～11:00 （90 分）	講義	高齢者に係る地域アセスメントの手法について 講師：日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科 准教授　菱沼幹男
11:00～11:10	休憩	
11:10～12:30 （80 分）	講義	サービス開発の方法について 講師：日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科 准教授　菱沼幹男
12:30～13:30	昼休憩	
13:30～14:50 （80 分）	事例発表 パネル ディスカッション	【事例発表とパネルディスカッション】 体制整備事業推進のポイント “生活支援コーディネーターの最初の一歩は？” 登壇者 〇（公財）さわやか福祉財団　理事長　清水肇子 〇（NPO 法人）全国コミュニティライフサポートセンター 理事長　池田昌弘 （コーディネーター） ルーテル大学　名誉教授　和田　敏明
14:50～15:00	休憩	
15:00～16:30 （90 分） 8 人／G	グループ ワーク	テーマ：研修を受けて、生活支援コーディネーターが どのようなことに取り組んでいくとよいか （コーディネーター） ルーテル大学　名誉教授　和田　敏明
16:30～16:45 （15 分）	全体のまとめ	
16:45	閉会挨拶	

1.「生活支援コーディネーター及び協議体とは」
～その目的、仕組み及び養成について～

厚生労働省　老健局振興課

今後の介護保険をとりまく状況

① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測（3,878万人）。
また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2010年	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口（割合）	2,948万人（23.0%）	3,395万人（26.8%）	3,657万人（30.3%）	3,626万人（39.4%）
75歳以上高齢者人口（割合）	1,419万人（11.1%）	1,646万人（13.0%）	2,179万人（18.1%）	2,401万人（26.1%）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成25（2013））年1月推計）」より作成

② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。

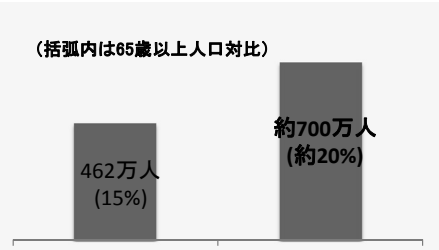

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業　九州大学　二宮教授）による速報値

③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく

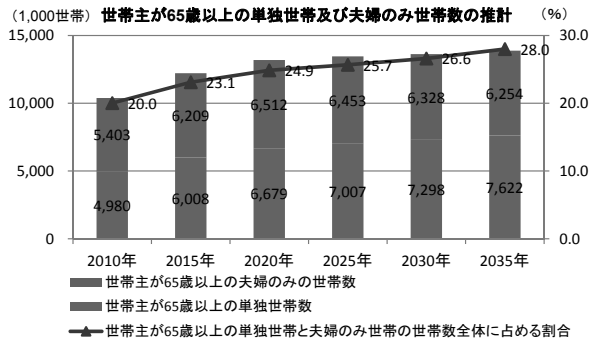

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成25（2013））年1月推計）」より作成

④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の（ ）内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年<>は割合	76.5万人<10.6%>	71.7万人<11.6%>	101.6万人<11.1%>	81.7万人<10.9%>	107.0万人<12.1%>		147.3万人<11.0%>		26.7万人<16.2%>	18.8万人<18.4%>	19.0万人<17.0%>	1645.8万人<13.0%>
2025年<>は割合（ ）は倍率	117.7万人<16.8%>（1.54倍）	108.2万人<18.1%>（1.51倍）	148.5万人<16.5%>（1.46倍）	116.6万人<15.9%>（1.43倍）	152.8万人<18.2%>（1.43倍）		197.7万人<15.0%>（1.34倍）		29.5万人<19.4%>（1.10倍）	20.5万人<23.0%>（1.09倍）	20.7万人<20.6%>（1.09倍）	2178.6万人<18.1%>（1.32倍）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

1

⑤要介護率が高くなる75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。

○2030年頃から75歳以上人口は急速には伸びなくなるが、一方、85歳以上人口はその後の10年程度は増加が続く。

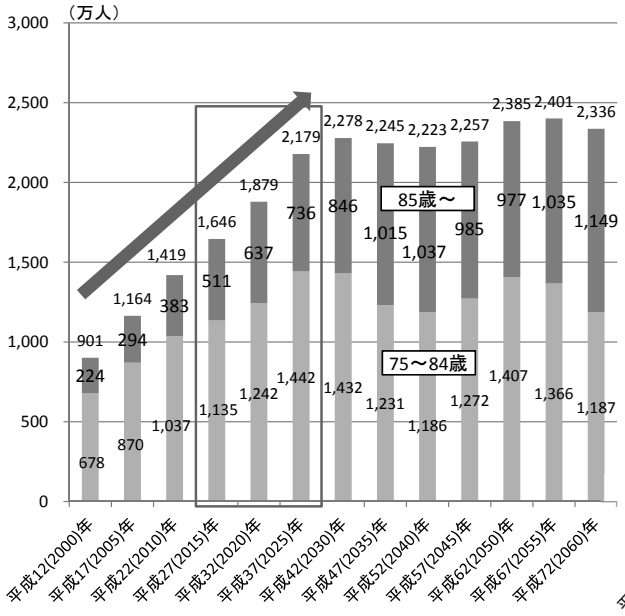

⑥介護保険料を負担する40歳以上人口の推移

○保険料負担者である40歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、増加してきたが、2025年以降は減少する。

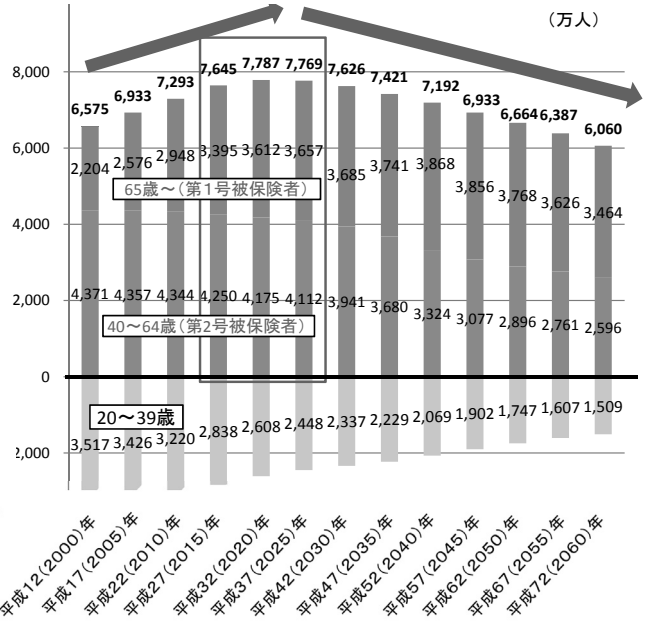

（資料）将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）出生中位（死亡中位）推計
実績は、総務省統計局「国勢調査」（国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口）

2

Ⅰ　なぜ総合事業への移行が必要なのか？

第111回市町村セミナー
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング資料

1．基本コンセプト：「地域づくり」としての総合事業

■2025年に向けた地域包括ケアシステム構築の必要性と総合事業

◎2025年に向けて医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供の仕組みづくりが必要

- 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みとしての地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療や介護サービスの強化が必要なのは当然だが、調理、買い物、掃除などの生活支援の確保や、介護予防をいかにして効果的なものにしていくかも大きな課題。
- 各自治体では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成27年度から主に4つの事業が展開される。「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」、「生活支援体制整備事業（以下、整備事業）」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「認知症総合支援事業」である。これら中でも特に、生活支援や介護予防に大きく関係するのは、要支援に相当する比較的軽度の高齢者を対象とした総合事業と、地域全体の生活支援体制の強化を目指す整備事業である。

◎総合事業の背景：ニーズの増大と担い手の減少

- 要介護リスクが高くなってくる後期高齢者（75歳以上）人口は、今後2025年に向けて増加し続ける一方で、生産年齢（15-64歳）人口は継続的に減少し、そのギャップは拡大しつづける。
- 単身世帯・高齢者のみ世帯の増加により生活支援ニーズは、人口の増加以上に、急速に高まってくることが予想される。
- 他方、在宅介護のニーズが増加する中で、それを支える専門職数の増加は、要介護度者の増加に対応できるほどは期待できない。
- 増加するニーズへの対応と生産年齢人口の減少という、二つの困難な条件のもとに進められなければならないことを意味している。

＜生産年齢人口の減少と後期高齢者＞

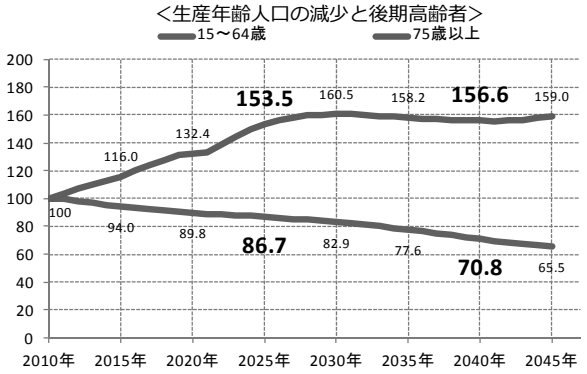

出所）国立社会保障人口問題研究所のデータをもとに三菱UFJリサーチ＆コンサルティングが作成。　※2010年を100とした場合の2045年までの推計値

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

3

介護給付と保険料の推移

○ 市町村は3年を1期（2005年度までは5年を1期）とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。
保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。

○ 高齢化の進展により、保険料が2020年には6,771円、2025年には8,165円に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

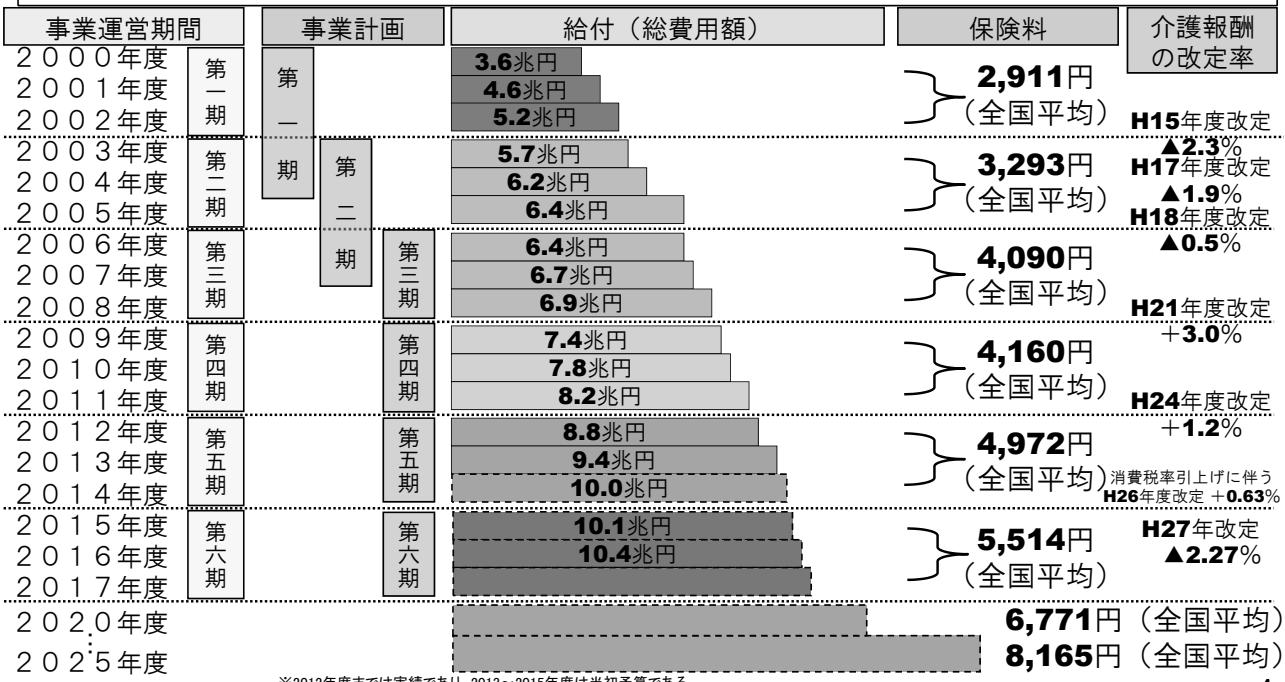

※2012年度までは実績であり、2013～2015年度は当初予算である。
※2020年度及び2025年度の保険料は全国の保険者が作成した第6期介護保険事業計画における推計値。

4

地域包括ケアシステムの構築について

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。

○ 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

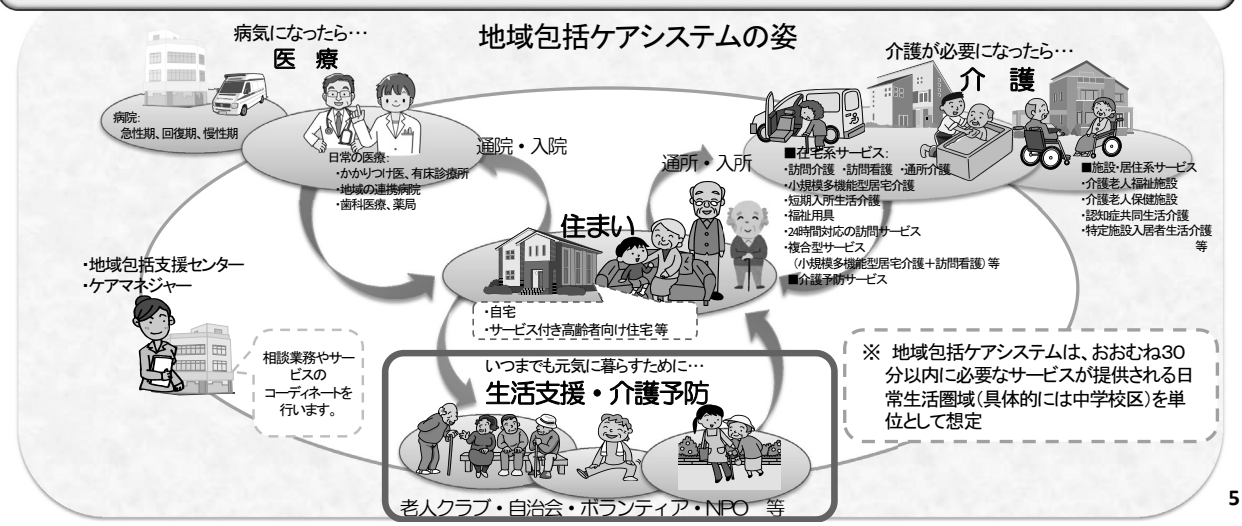

5

医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援、介護予防の充実・強化

○ 地域包括ケア実現のため、地域支援事業の枠組みを活用し、以下の取組を充実・強化。
○ あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し。
○ これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで、地域で高齢者を支える社会が実現。

医療・介護連携	・連携強化	関係者に対する研修等を通じて、医療と介護の濃密なネットワークが構築され、効率的、効果的できめ細かなサービスの提供が実現
認知症施策	・施策の推進	初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断、早期対応や地域支援推進員による相談対応等により認知症でも生活できる地域を実現
地域ケア会議	・制度化による強化	多職種連携、地域のニーズや社会資源を的確に把握可能になり、地域課題への取組が推進され、高齢者が地域で生活しやすい環境を実現
生活支援	・基盤整備等	コーディネーターの配置等を通じて地域で高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を実現
介護予防	・効果的な取組の推進	多様な参加の場づくりとリハビリ専門職等を活かすことにより、高齢者が生きがい・役割をもって生活できるような地域を実現

※市町村が中心となって取組を進めるため、関係者との連携や調整を行う等 の市町村の役割の明確化

6

新しい地域支援事業の全体像

＜改正前＞ 介護保険制度 ＜改正後＞

【財源構成】
国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

介護給付 （要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）
- 訪問看護、福祉用具等
- 訪問介護、通所介護

改正前と同様 → **介護給付**（要介護1～5）

事業に移行 → **介護予防給付**（要支援1～2）

全市町村で実施 → **介護予防・日常生活支援総合事業**（要支援1～2、それ以外の者）
- ○ 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス
  - ・通所型サービス
  - ・生活支援サービス（配食等）
  - ・介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- ○ 一般介護予防事業

多様化

介護予防事業
又は介護予防・日常生活支援総合事業
- ○ 二次予防事業
- ○ 一次予防事業

（介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。）

【財源構成】
国 39%
都道府県 19.5%
市町村 19.5%
1号保険料 22%

包括的支援事業
- ○地域包括支援センターの運営
  - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

→ **包括的支援事業**
- ○ 地域包括支援センターの運営（左記に加え、**地域ケア会議の充実**）
- ○ **在宅医療・介護連携推進事業**
- ○ **認知症総合支援事業**（認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等）
- ○ **生活支援体制整備事業**（コーディネーターの配置、協議体の設置 等）

充実

任意事業
- ○ 介護給付費適正化事業
- ○ 家族介護支援事業
- ○ その他の事業

→ **任意事業**
- ○ 介護給付費適正化事業
- ○ 家族介護支援事業
- ○ その他の事業

地域支援事業

7

市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策など地域支援事業の充実
平成28年度195億円（公費：390億円）

○ 地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取組を**地域支援事業の枠組みを活用し**、市町村が推進。

○ あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。

○ これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。

※「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

平成30年度までに全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携 34億円（公費：68億円）	認知症施策 57億円（公費：113億円）	地域ケア会議 24億円（公費：47億円）	生活支援の充実・強化 81億円（公費：162億円）
地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進	初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の人本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進	地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進	生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

※１ 平成30年度からの完全実施に向けて段階的に予算を拡充。（財源は、消費税の増収分を活用）
※２ 上記の地域支援事業（包括的支援事業）の負担割合は、国39%、都道府県19.5%、市町村19.5%、１号保険料22%
※３ 金額は四捨五入により、億円単位にまとめているため、合計額は一致していない。

8

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

○ 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。

○ 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。

○ 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

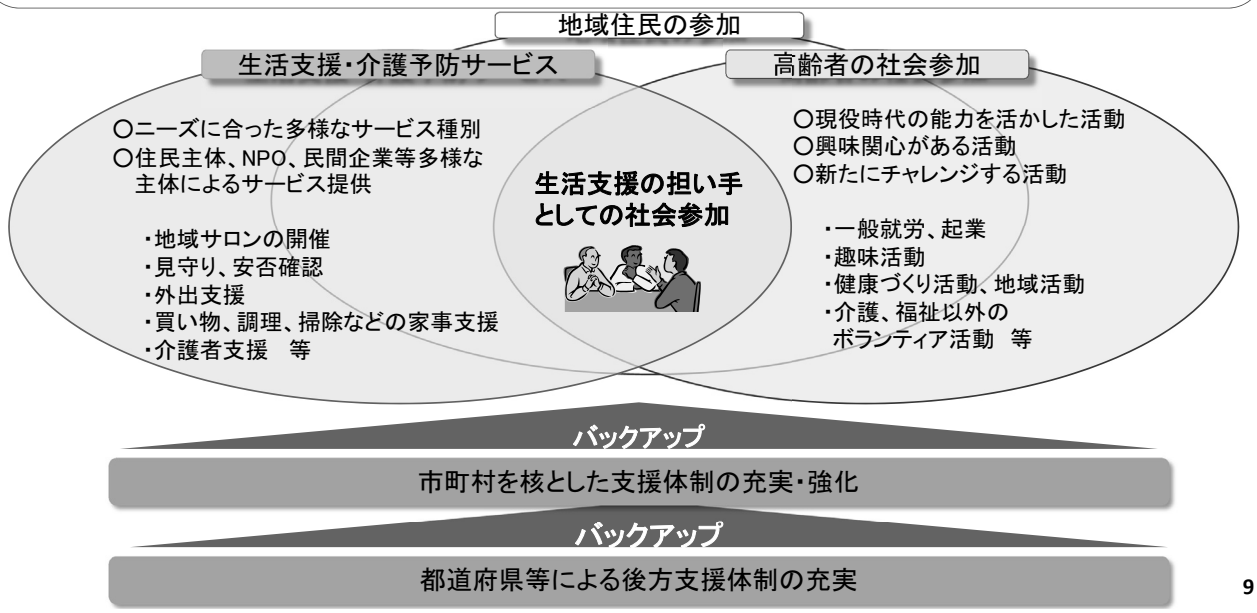

9

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、ＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援

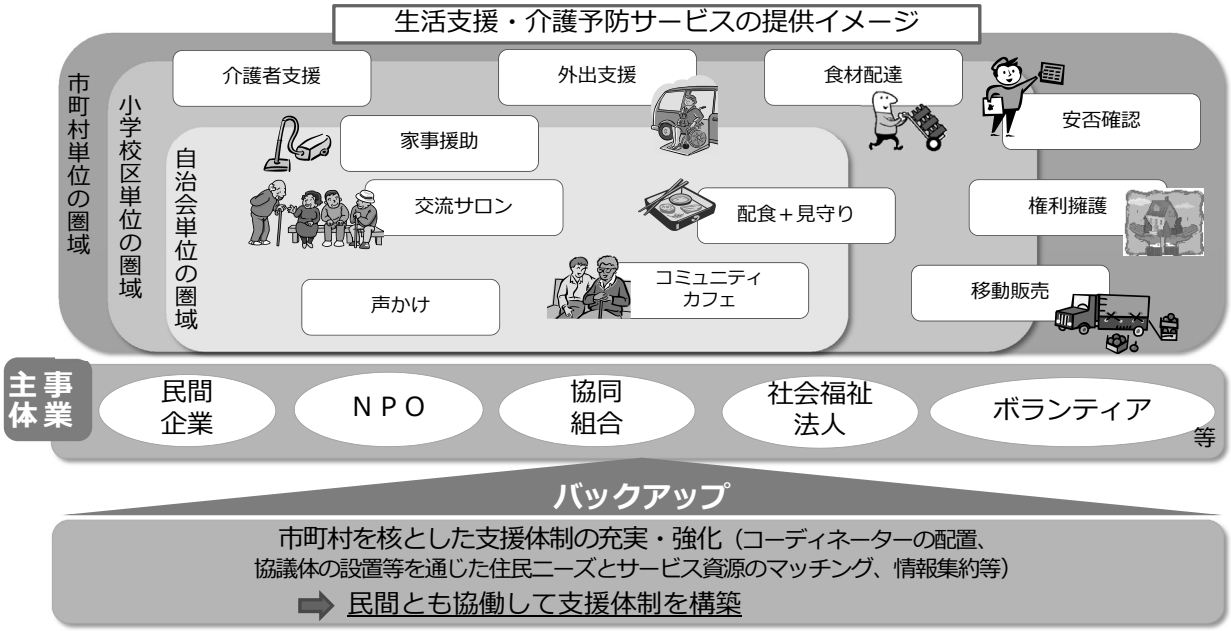

10

【参考】生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

（１）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置　⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のＡ～Ｃの機能があるが、当面ＡとＢの機能を中心に充実。

（Ａ）資　源　開　発	（Ｂ）ネットワーク構築	（Ｃ）ニーズと取組のマッチング
○　地域に不足するサービスの創出 ○　サービスの担い手の養成 ○　元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保　　など	○　関係者間の情報共有 ○　サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○　地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第１層の市町村区域、第２層の中学校区域があり、平成26年度は第１層、平成29年度までの間に第２層の充実を目指す。

①　第１層　市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
②　第２層　中学校区域で、第１層の機能の下で具体的な活動を展開
※ コーディネート機能には、第３層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外

＋

（２）協議体の設置　⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

ＮＰＯ　民間企業　協同組合　ボランティア　社会福祉法人　等

※1　これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。
※2　コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

11

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

○ コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
○ 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
○ 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
○ 第3層のコーディネーターはサービス提供主体に置かれ、利用者と提供者のマッチング(利用者へのサービス提供内容の調整)を行うが、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される(体制整備事業対象外)

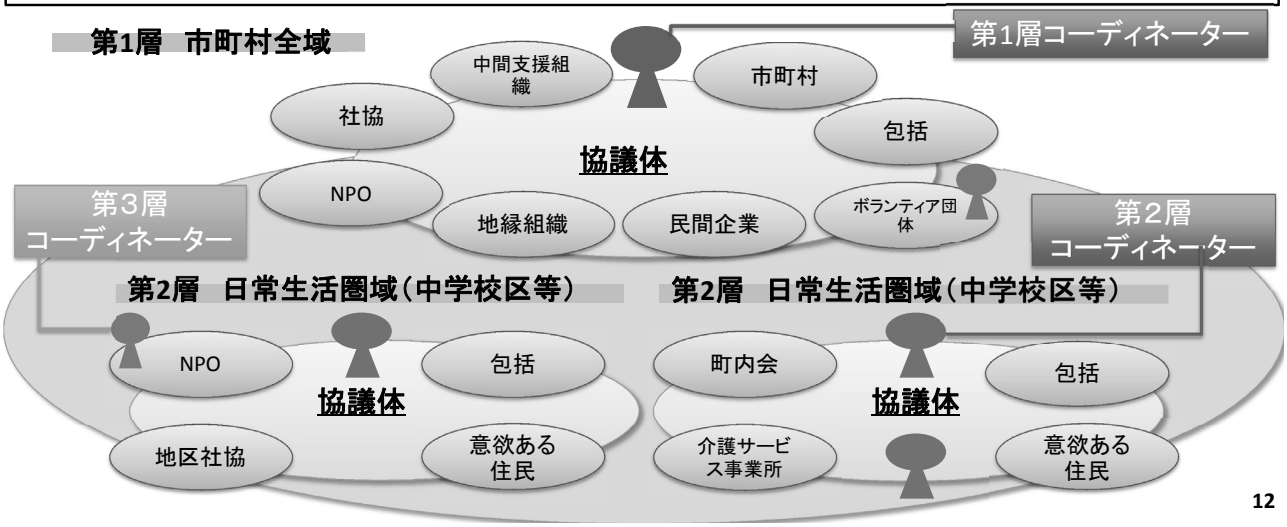

12

コーディネーターの目的・役割等について

設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

役割

○生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発・・・・・第1層、第2層
○サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築・・・・・・・・・・・・・第1層、第2層
○地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング ・・・第2層

配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、地域の実情に応じた多様な配置が可能であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

資格・要件

○地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。
○特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。
○コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。

13

協議体の目的・役割等について

設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

役割

○コーディネーターの組織的な補完
○地域ニーズの把握、情報の見える化の推進
（アンケート調査やマッピング等の実施）
○企画、立案、方針策定を行う場
○地域づくりにおける意識の統一を図る場
○情報交換の場、働きかけの場

具体例
・地域の課題についての問題提起
・課題に対する取組の具体的協力依頼
・他団体の参加依頼
（A団体単独では不可能なこともB団体が協力することで可能になることもある）

設置主体

設置主体は市町村であり、第１層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。
※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。
※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

構成団体等

○行政機関（市町村、地域包括支援センター等）
○コーディネーター
○地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）
※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

14

Ⅱ　まず、すべきこと

【セミナー】「新しい総合事業の移行戦略」～地域づくりに向けたロードマップ～
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社作成資料

協議体・生活支援コーディネーター（生活支援体制整備事業）

協議体は、住民主体の取組を推進するためのメインエンジン。生活支援コーディネーターは、すでに「地域づくり」を担ってきたような適任者がいないなら無理に配置しない。

解　説

- 地域の規模やこれまでの地域づくりの取組の蓄積によって、協議体や生活支援コーディネーターの設置・配置に対する考え方が違ってくる。第一層は、市域全体の生活支援サービスの開発など比較的広域で検討すべきテーマについて具体的な検討、第二層は、地域住民の活動を知り、地域の「あったらいいね」を提案したり、自分たちでできることを話し合う場として機能する。
- 生活支援コーディネーターや協議体を「あて職」で設定するのは、もっともやってはいけないこと。協議体は、地域の中で話し合いをしていく中で参加してほしい人も変化していく。したがって最初からメンバーを固定化しないことが大切。
- 生活支援コーディネーターへの丸投げはＮＧ。「任命したんだから地域づくりは生活支援コーディネーターの仕事でしょ」という態度は、生活支援コーディネーターを孤立させる。行政も地域包括支援センターも、生活支援コーディネーターを支えるよう積極的に協働することが基本だ。
- すでに「地域づくり」を担ってきたような適任者がいない場合は、生活支援コーディネーターの任命を急ぐ必要はない。協議体（準備会、研究会でも可）の事務局的な機能を担う者を決め、先に話し合いを進めるべき。
- 生活支援コーディネーターは一人でなければならないということでもない。複数でも法人でも可能なので、地域の実情に応じて配置する。

【 協議体のイメージ 】

第１層の協議体
生活支援資源を
さがす・つくる
地域ケア推進会議への資源の提案
多様な主体（専門職以外も多数）

第２層の協議体
地域のＡさんＢさんの活動を知り、「すごい」ことに気づき、「こういうのあったらいいね」と提案し、自分たちができることが何か、生活支援コーディネーターと一緒に考える場
多様な主体（住民中心）

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

15

新しい包括的支援事業（新規4事業）の「標準額」について

以下の①～④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額とする。

※平成29年度まで（実施の猶予期間）においては、①から④の実施する事業に係る算定式の合計額とする。
※4事業の合計額（「標準額」）の範囲内で柔軟に実施ができる
※市町村の日常生活圏域の設定状況、地域包括支援センターの整備状況及び事業の進捗等を踏まえて、必要に応じて「標準額」を超えることも可能であり、その場合は厚生労働省に追加額を協議して定めた額まで事業を実施することを可能とする。（次項に追加協議の参考例）

①生活支援体制整備事業

■第1層　8,000千円
※指定都市の場合は、行政区の数を乗じる。
※広域連合の場合は、構成市町村の数を乗じる。
■第2層　4,000千円　×　日常生活圏域の数
※日常生活圏域が一つの市町村は、第1層分のみを算定。

②認知症総合支援事業

■認知症初期集中支援事業　10,266千円
※指定都市の場合は、行政区の数を乗じる
■認知症地域支援・ケア向上推進事業　6,802千円

③在宅医療・介護連携推進事業

■基礎事業分　1,058千円
■規模連動分　3,761千円　×　地域包括支援センター数

④地域ケア会議推進事業

■1,272千円　×　地域包括支援センター数
※介護支援専門員の資質向上に資するよう、市町村内の全ての介護支援専門員が年に1回は地域ケア会議での支援を受けられるようにするなど、効果的な実施に努める。

16

生活支援体制整備事業の活用例

前提

○市町村全域において実施する必要はなく、地域を限定してモデル的に取り組むことも可能。
○当初は生活支援コーディネーターや協議体が配置、設置されていなくとも、活用が可能。
○協議体の機能を有するような既存の会議等も積極的に活用しつつ、最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やしていくなどといった方法も有効。

活用例

○協議体の設置に向けた生活支援・介護予防サービスの充実に関する研究会等の立上げや開催に係る経費
研究会等出席に係る謝金（報償費）、開催調整に係る旅費、資料印刷費（印刷製本費）、会場借上料（使用料及び賃借料）　等

○研究会や協議体等が中心となって実施する地域資源の実態調査等の情報収集に係る経費
調査様式印刷費（印刷製本費）、調査様式郵送料（通信運搬費）、調査に係る委託料　等

○生活支援・介護予防サービスに係るボランティア等の担い手に対する研修等実施に係る経費
研修の講師謝金（報償費）、研修調整に係る旅費、資料印刷費（印刷製本費）、会場借上料（使用料及び賃借料）　等

○生活支援コーディネーターの配置及び活動に係る経費や協議体の開催に係る経費

【地域医療介護総合確保基金の活用例】
○広範囲にサービスを提供する担い手や基準を緩和した訪問型サービスの従事者の養成
○生活支援コーディネーターの養成研修に加え、フォローアップ研修や実践研修の実施
○生活支援コーディネーターの指導者等が生活支援コーディネーターの個別又は共同指導を行い資質の向上を図る事業

17

＜標準額を超える協議の例＞

生活支援体制整備事業

○日常生活圏域の中にサブセンターやブランチなどを設置した小圏域を設定しており、生活支援コーディネーターや協議体を当該小圏域単位に配置
○第2層における生活支援コーディネーターに、専門職などを配置
○1つの日常生活圏域に生活支援コーディネーターや協議体を複数配置

認知症施策推進事業

○認知症初期集中支援チームについて、市町村の規模が大きく、かつ、施策の対象となる者が多く見込まれることが明らかな場合
○認知症地域支援推進員について、市町村の規模が大きく、かつ、地域での相談件数やサービス事業所等の数も多い場合

在宅医療・介護連携推進事業

○医療機関数・介護事業者数が多いため、資源把握にかかる調査を重点的に実施
○医療ニーズの高い要介護者が多く、在宅医療・介護連携に関する相談窓口を複数設置する必要がある
○多職種研修や普及啓発事業などについて、山間部や離島等、会場へのアクセスが難しいために、通常以上に開催しなければならない

地域ケア会議推進事業

○通常の地域ケア会議に加え、地域包括支援センターの後方支援等を行う基幹的機能を有するセンター等が、自らの担当地区以外の支援困難事例を検討する会議や多数の専門職が必要な会議を開催する場合

18

地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。
※従来の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営費）とは別枠で計上

（参考）平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。（法第115条の48）
○市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
○地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
○地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など

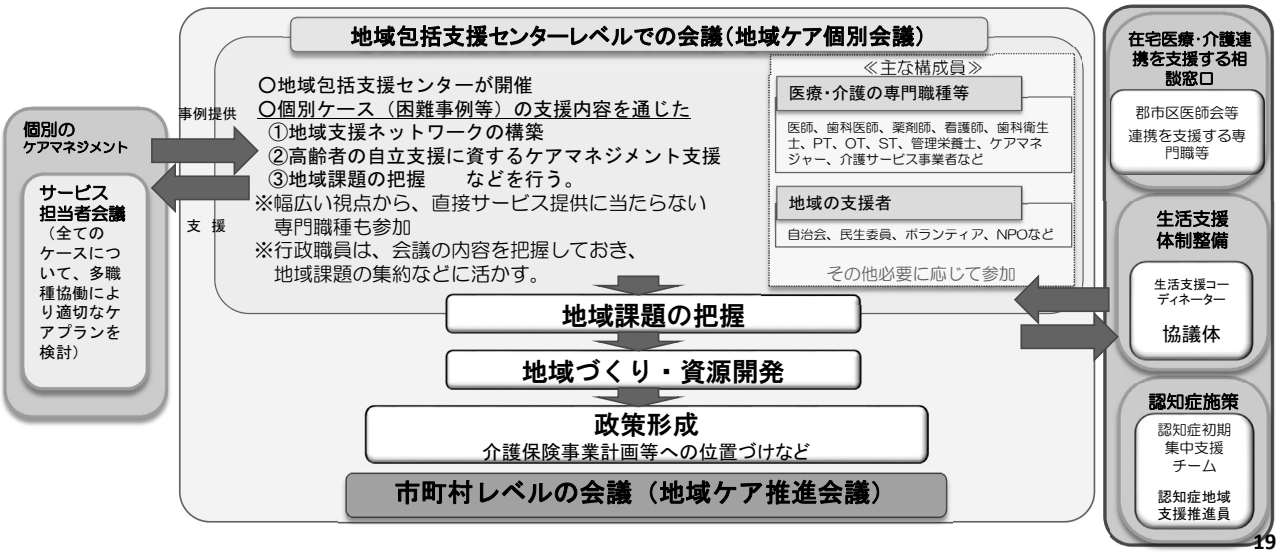

19

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A（9月30日版）・抜粋

地域ケア会議と協議体の関係

第３　生活支援・介護予防サービスの充実

問　地域ケア会議と協議体との連携についての記載があるが、どのような関係なのか。構成メンバーは共通するものではないか。

１　地域ケア会議については、多職種による個別事例の検討を通じ、高齢者の自立に資するケアプランにつなげていくとともに、個別事例の検討を積み重ねることで、地域課題を発見し、新たな資源開発などにつなげていくもの。

このように地域ケア会議については、地域資源の把握・開発という側面で協議体の取組をサポートするものであることから、ガイドライン案でお示ししているとおり、「生活支援・介護予防サービスの充実を図っていく上で、コーディネーターや協議体の仕組みと連携しながら、積極的に活用を図っていくことが望ましい」と考えており、例えば、**地域ケア会議にコーディネーターが参加するなど地域の実情に応じた連携した取組を進めていただきたい**と考えている。（なお、ガイドライン案において地域ケア会議によるサービス開発の事例も紹介している。）

２　**地域ケア会議は、個別事例の検討を通じて医療関係職種などを含めた多職種協働によるケアマネジメント支援を行うことが基本である一方、協議体は、多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することとしている。**このように**性格等は異なる**が、協議体の構成メンバーは、地域ケア会議のうち、地域包括支援ネットワークを支える職種・機関の代表者レベルが集まり、地域づくり・資源開発、政策の形成の観点から議論する市町村レベルの会議と一般的には一部重複することも想定されるので、例えば、小規模な自治体では両者を連続した時間で開催する等効率的な運営を図っていただきたい。この場合も、コーディネーターの補完や地域ニーズの把握等の協議体に期待される役割を全うできるメンバーを選定いただきたい。

20

参考資料

21

1. 調査概要

調査目的	生活支援体制整備事業における協議体の設置状況・構成メンバー、生活支援コーディネーターの配置状況などについて、市区町村の傾向を定量的に分析し、全国的な傾向を把握することを目的とする。
調査対象	本年度から取り組みを開始している、又は開始予定としている713の市区町村の地域支援事業（包括的支援事業）担当者。
調査方法	自治体担当者リストに基づき、メールにて調査協力依頼を送信し、アンケート用WEBサイトにて回答。 （WEB回答ができない自治体には、アンケート票を送付し、郵送にて回収）
調査期間	2015年11月9日～2015年12月2日
回収数	発送数：　928自治体（一部の広域連合は構成市町村、政令指定都市は行政区も対象とした） 回収数：　484自治体（回収率　52．2%） 有効回収数：474自治体（有効回収率51．1%） ※調査対象のうち、未だ生活支援体制整備事業に取り組んでいない自治体は回答できないため未回収となったと思われる。

ホームページ：厚生労働省 > 政策について >分野別の政策一覧 >福祉・介護 >介護・高齢者福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業>生活支援コーディネーター・協議体のあり方に関する調査研究事業報告
http://jmar-im.com/healthcare/news/newsh2804_48.html

第1層協議体構成員所属先

協議体構成員所属先

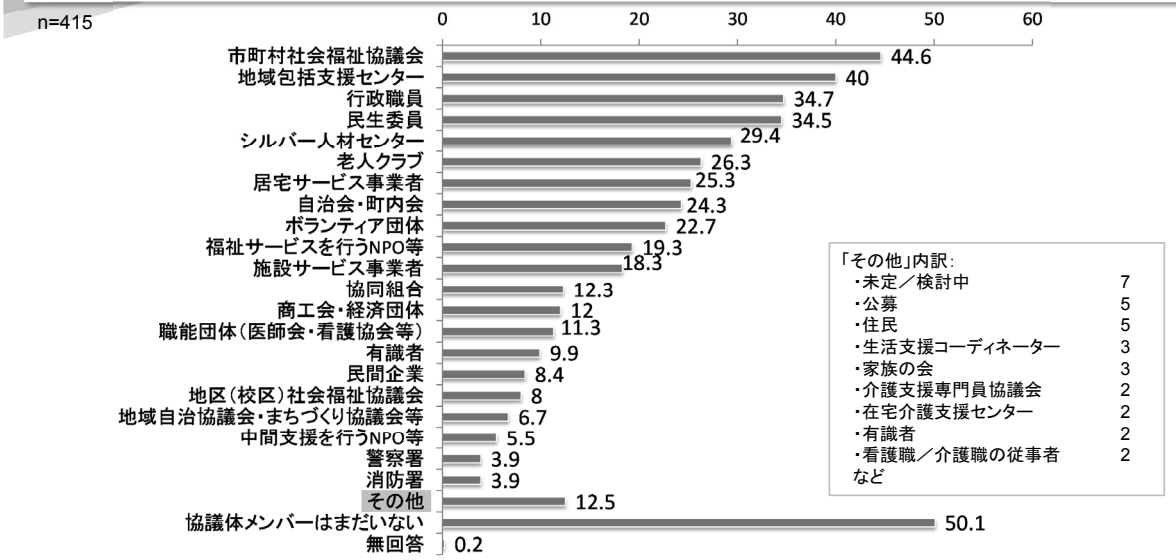

協議体構成員は、「市町村社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」、「行政職員」、「民生委員」が多い。

注：協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

第2層の協議体構成員所属先

協議体構成員所属先

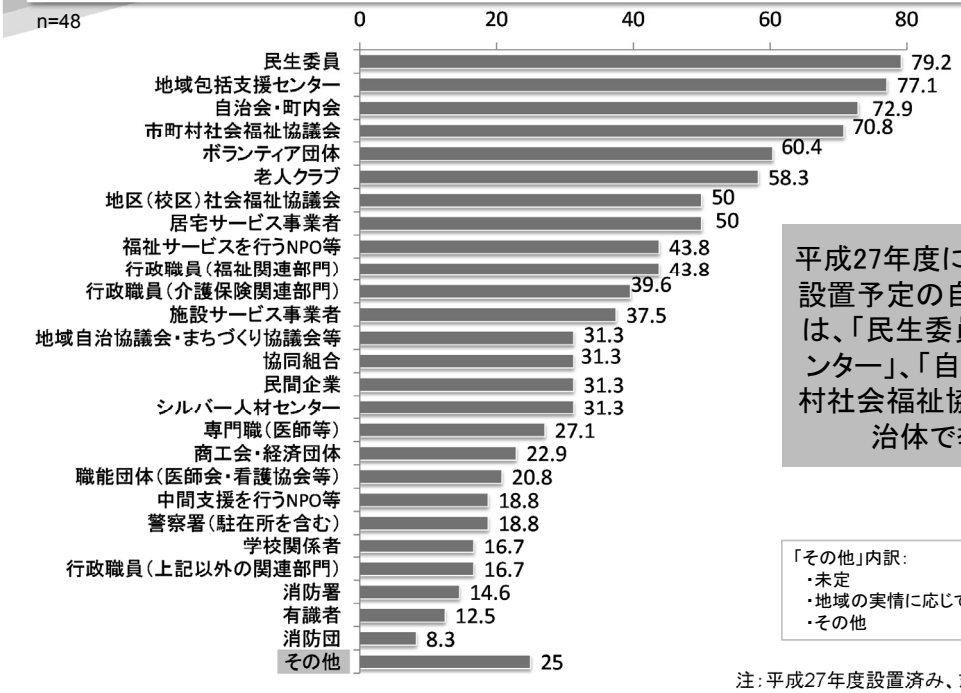

平成27年度に第2層設置済みまたは設置予定の自治体の協議体構成員は、「民生委員」、「地域包括支援センター」、「自治会・町内会」、「市町村社会福祉協議会」が7割以上の自治体で挙げられている。

「その他」内訳：

・未定	3
・地域の実情に応じて	2
・その他	7

注：平成27年度設置済み、または設置予定のある自治体のみ

第1層協議体事務局の運営主体

協議体事務局の運営主体 (全体・自治体区分別)

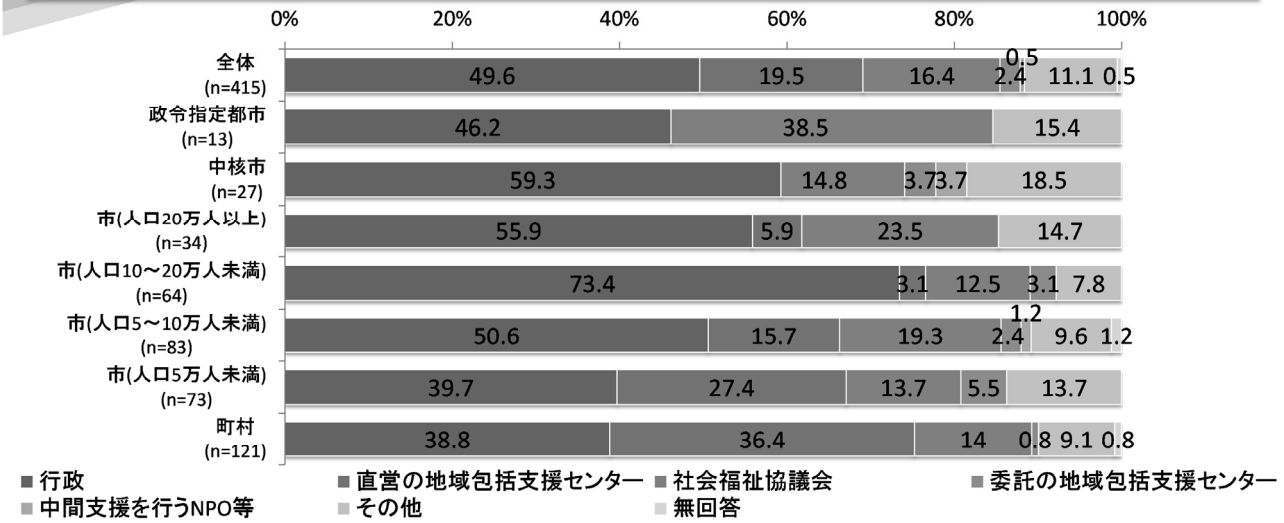

*「その他」は検討中・未定との回答が9割以上

事務局の運営主体は、「行政」が5割で最も多いが、人口の少ない市町村は「直営の地域包括支援センター」も多い。

注：協議体設置済み、または準備実施自治体のみ

第2層の協議体構成員数および事務局運営主体

協議体構成員数(1圏域あたりの平均)

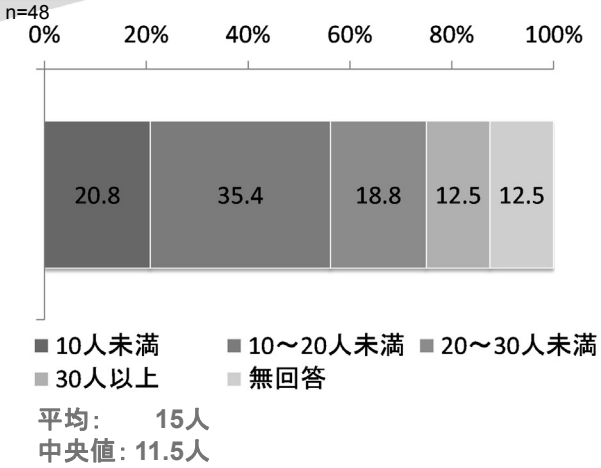

協議体事務局の運営主体

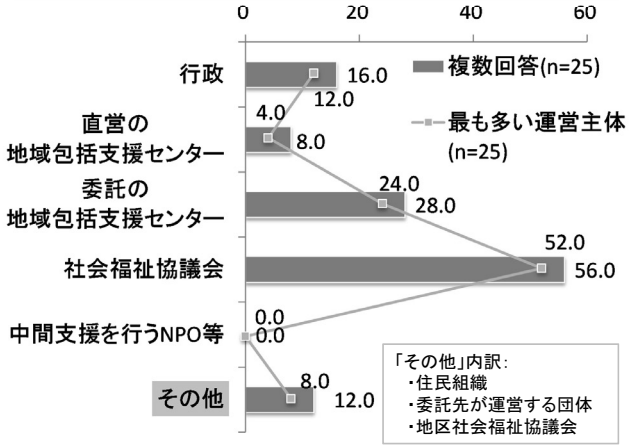

第2層の協議体構成員数の1圏域あたりの平均人数は、「10～20人未満」がおよそ3分の1を占め最も多い。

平成27年度に第2層の協議体設置済みの自治体について、協議体事務局の運営主体をみると、「社会福祉協議会」が最も多く、次いで「委託の地域包括支援センター」である。

注:平成27年度設置済み、または平成27年度設置予定の自治体のみ

注:平成27年度設置済みの自治体のみ

第1層コーディネーターの所属先

コーディネーターの所属先

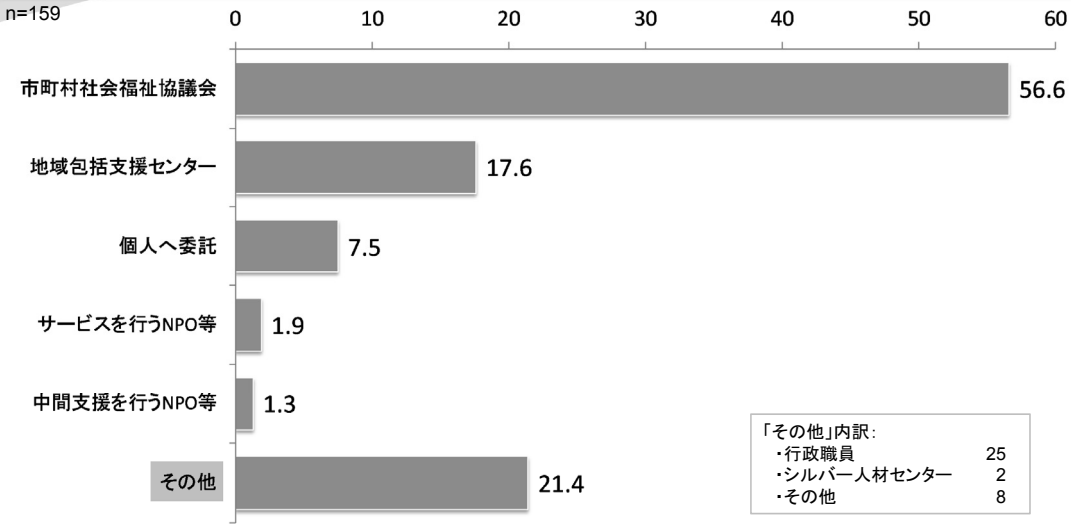

配置しているコーディネーターの所属をみると、「市町村社会福祉協議会」が最も多く6割弱である。次いで、「地域包括支援センター」が2割弱である。

注:コーディネーター配置済み自治体のみ

第2層のコーディネーターの所属先

コーディネーターの所属先

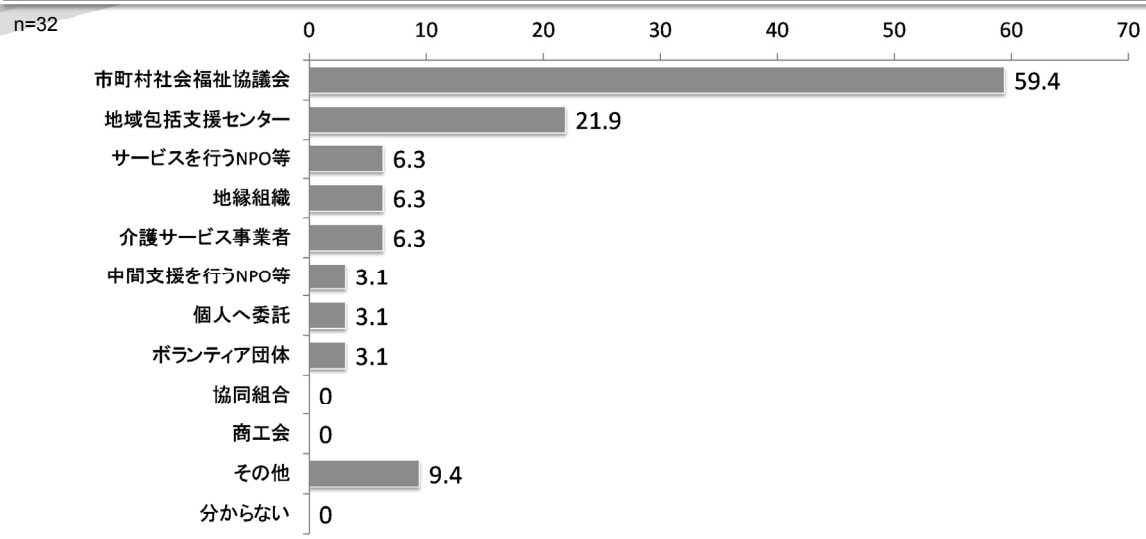

配置しているコーディネーターの所属は、「市町村社会福祉協議会」が最も多く6割である。
次いで、「地域包括支援センター」が2割である。

注：平成27年度コーディネーター配置済みの自治体のみ

第1層コーディネーターの専任・兼任状況

正規・非正規職員別の専任・兼任コーディネーター

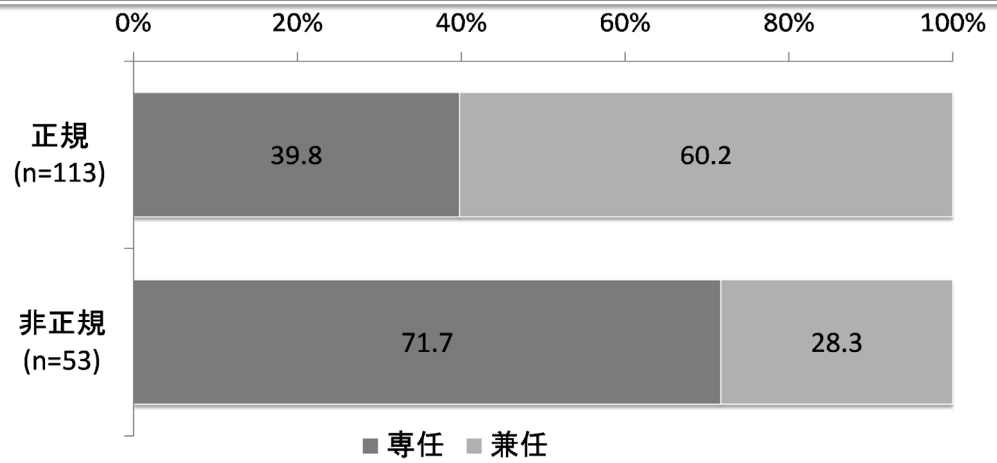

＊n数は、自治体数ではなく、自治体の回答数をベースとして算出。
（ex. A市で「正規」、「非正規」の職員が両方いる場合、回答数「2」とする。）

配置しているコーディネーターの雇用形態別にみると、正規職員は、兼任の割合が6割と高く、
非正規職員は、専任が7割を占める。

注：コーディネーター配置済み自治体のみ

第2層コーディネーターの専任・兼任状況

正規・非正規職員別の専任・兼任コーディネーター

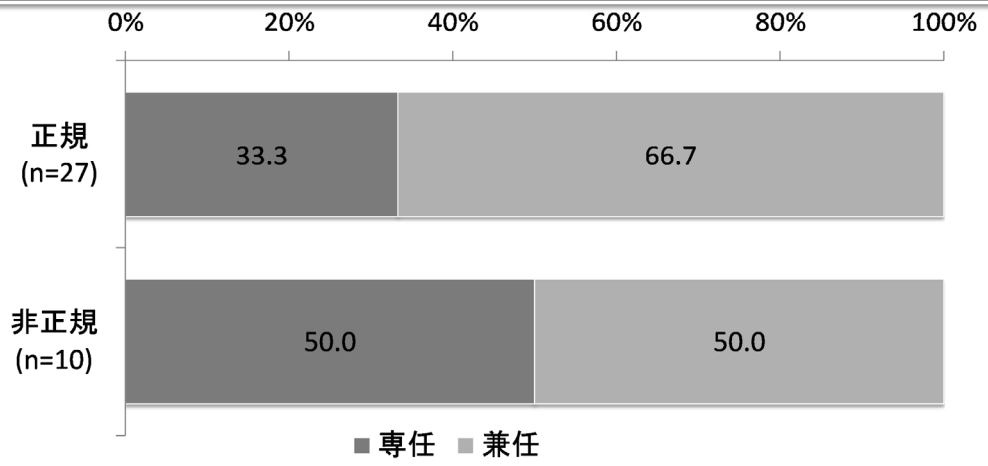

＊n数は、自治体数ではなく、自治体の回答数をベースとして算出。
（ex. A市で「正規」、「非正規」の職員が両方いる場合、回答数「2」とする。）

配置しているコーディネーターの雇用形態別にみると、正規職員は、
兼任の割合が7割弱と高く、非正規職員は、専任・兼任が同じ割合である。

注：コーディネーター配置済み自治体のみ

2.生活支援コーディネーターと協議体に期待される機能と役割

多様な主体による生活支援･介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、ＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援

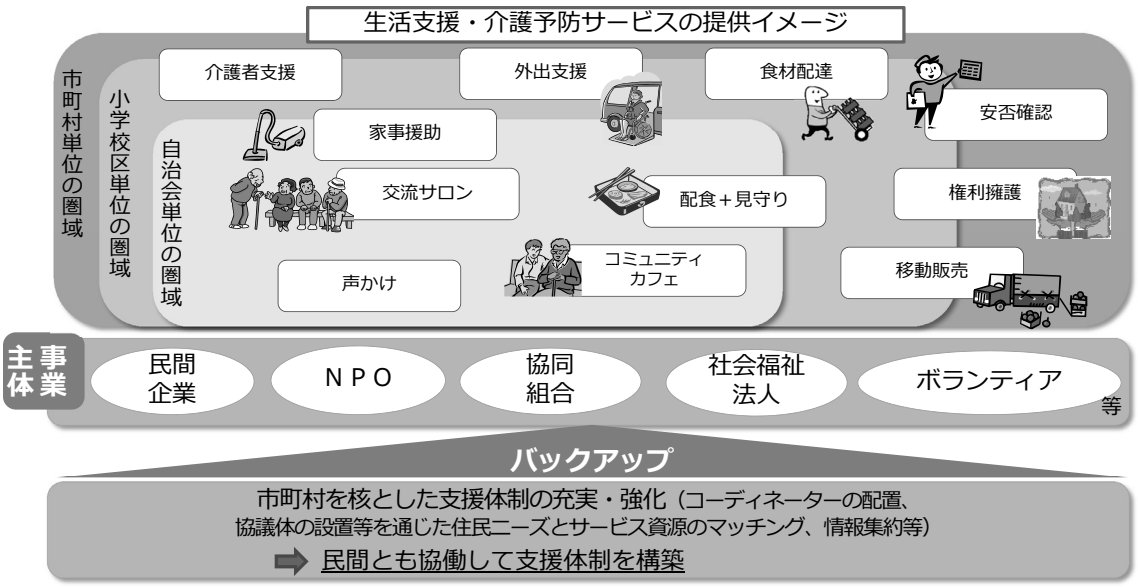

【出典】厚労省作成資料

2

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成

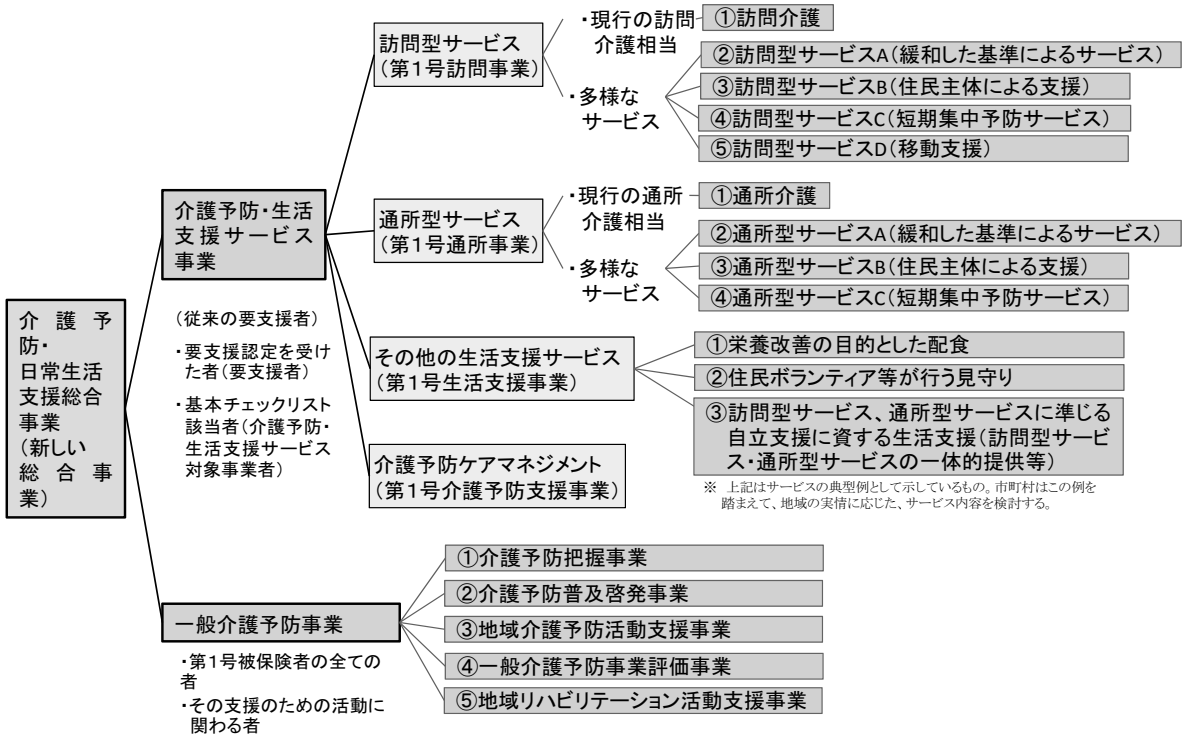

【出典】厚労省作成資料

3

生活支援・介護予防と総合事業の関係

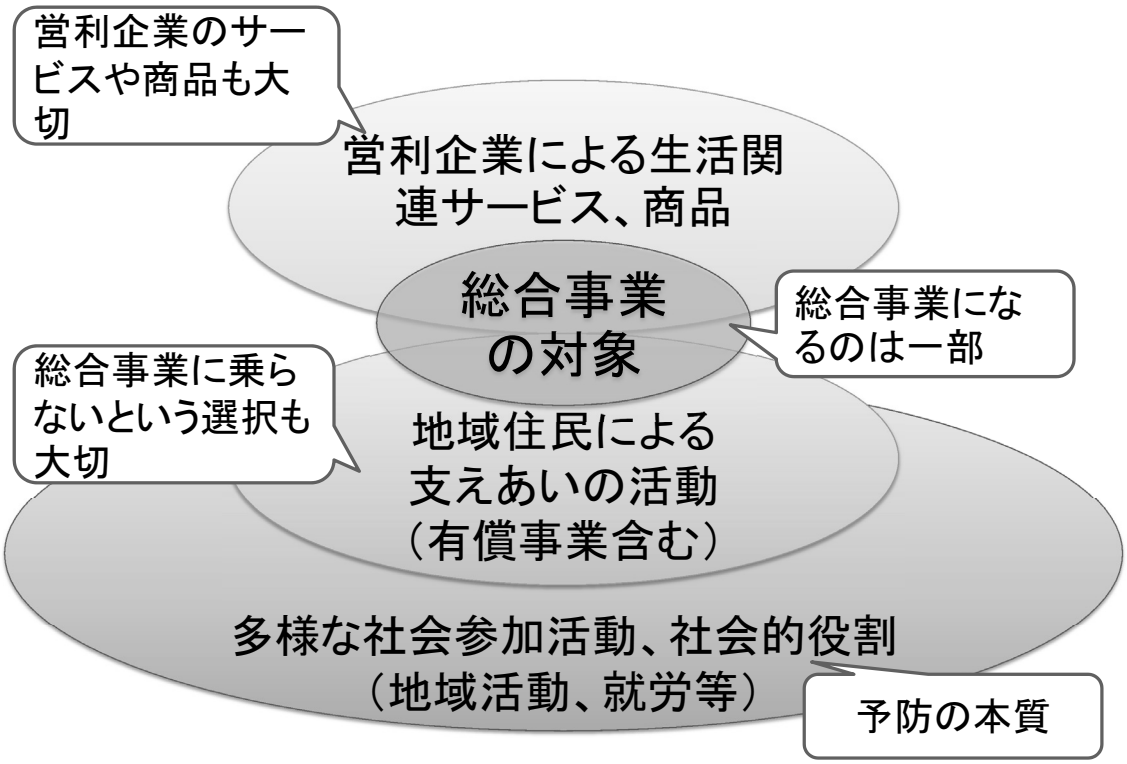

【出典】諏訪作成資料

4

1.生活支援サービスについて

サービスの分類	サービス事業	一般介護予防	任意事業	市町村実施	民間市場	地域の助け合い	備 考
①介護者支援			総合事業の対象外であり、任意事業、市町村の独自事業での実施を想定。介護者の集い、介護教室等。				
②家事援助	訪問型サービスで実施。NPO・ボランティアを主に活用			要介護者の生活支援は任意事業で実施可能。一般財源化された軽度生活支援は市町村独自で実施可能。			
③交流サロン	要支援者を中心に定期的な利用が可能な形態は総合事業の通所型サービス、その他の地域住民の通いの場は一般介護予防事業を主に想定。住民、ボランティア等を中心に実施。						
④外出支援	訪問型サービスDで実施。担い手はNPO、ボランティア			左記以外は、市町村・民間事業者が独自に実施			
⑤配食＋見守り	その他の生活支援サービスを活用可。担い手はNPO、民間事業者等		左記以外は、任意事業又は市町村・民間事業者が独自に実施				サービス事業では、民間市場で提供されないサービスを提供
⑥見守り・安否確認	その他の生活支援サービスを活用。担い手は住民、ボランティア等		左記以外は、地域の地縁組織・民間事業者等による緩やかな見守り				

※ 上表中、地縁組織は地区社会福祉協議会、自治会、町内会、地域協議会等を意味する。

【出典】厚労省作成資料

5

第109回市町村セミナー 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング資料

4.「地域資源の開発」と「支援の提供」を分けて考える

■「生活支援体制整備事業 （地域資源の開発）」と「総合事業 （支援の提供）」は、分けて考える

「総合事業に資するサービスを開発するのが生活支援体制整備事業」ではなく、「（既存サービスに加え）生活支援体制整備事業で開発された支援・サービスの中で、総合事業に適合する支援を組み込む」と考えるべき。

【地域資源の開発】

◎既存の地域資源の整理・確認

他部署等の住民主体の取組み（健康づくり・生涯学習等）、市町村以外の活動（民間企業やNPO・ボランティア団体等）も含めた幅広い既存事業を把握・整理することが重要。例えば、地域包括支援センターが作成した資源マップなど既存で整理されたものを活用する視点も求められる。

◎地域に不足している資源の特定と開発

既存の地域資源では対応できていない生活支援ニーズを特定し、協議体を活用し、時間をかけて資源開発していくことが重要。

【支援の提供】

◎総合事業に移行する事業を選定

①事業費を充てる必要性、②総合事業のコンセプトとの整合性、の観点から優先順位を付けて選定。

＜「地域資源の開発」と「支援の提供」＞

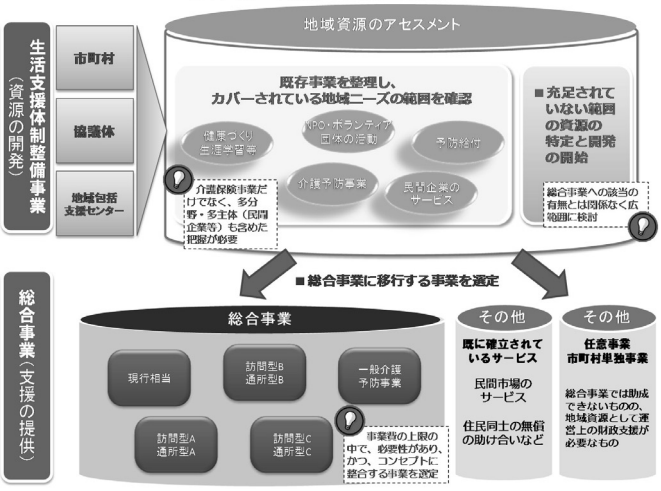

※地域資源のすべてを総合事業に取り込む必要はない

※総合事業に組み込む支援・サービスの選定は、【資源の開発】と同時並行で進める。【資源の開発】は多大な時間がかかるため、形成された支援・サービスから総合事業に組み込むかの検討を行って行くのが妥当

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

【出典】研修テキストp.10

6

一般介護予防と住民主体による通いの場は連続的

第109回市町村セミナー　三菱UFJリサーチ＆コンサルティング資料

3. 地域資源の開発・発展のイメージ　①住民主体の支援体制の発展イメージ

【一次予防事業 → 一般介護予防事業 → 通所型B（住民主体） → 訪問型B（住民主体）】

■ **「地域介護予防活動支援事業」が中核**

従来の一次予防事業は、意識啓発等の「介護予防普及啓発事業」が中心であったが、総合事業では、地域における住民の主体的な取組みの育成・支援を行う「地域介護予防活動支援事業」が中心的な事業となる。
また、現行の一次予防事業の類似の事業については、週に1回の活動を複数回に増やす、予防的な要素を組み込むなど、助成の交付も含め、目的にあった取組に強化・改善することが求められる。

■ **要支援者中心のサービスに発展させ通所型Bを整備**

一般介護予防事業の利用者は全ての高齢者を対象としているが、初期の段階では元気高齢者の利用が多いと考えられる。要支援者相当の利用者が増えていく過程で、通所型B（住民主体の支援）への発展的な移行も考えられる。

■ **通所型Bから訪問型Bへの発展**

訪問型Bは、生活支援を住民主体で行うものであり、信頼関係やなじみの関係が重要な前提となる。通所型B（住民主体）の継続的な運営により住民間のなじみの関係が構築されると、簡単なゴミ出しや買い物支援などを提供する訪問型Bに発展することが期待される。

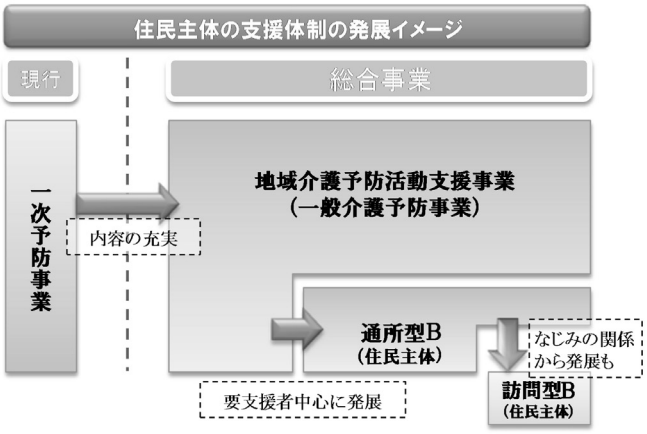

※留意点
例示は、あくまで典型的な支援やサービスのイメージを示すもので、各地域における生活支援体制は、地域の状況を踏まえて創意工夫のもとに開発されるものであり、その姿は、地域毎に異なるものとなることが予想される。
また、示しているもの以外の発展パターンをとることも充分に考えられる。

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

【出典】研修テキストp.4

7

- 生活支援サービスには、総合事業だけでなく、総合事業には位置づけられない住民主体の地域の助け合い、民間企業による市場のサービス、市町村の単独事業等を含む。
- 協議体、コーディネーターの活動は、総合事業内の生活支援サービスだけでなく、多様なサービス・活動を視野にいれることが必要
- 一般介護予防事業と住民主体による通いの場は連続的であると考えられる。介護予防、生活支援、社会参加は、一体的に推進することが必要。

※地域資源の全てを総合事業に位置づける必要はないことにも留意。

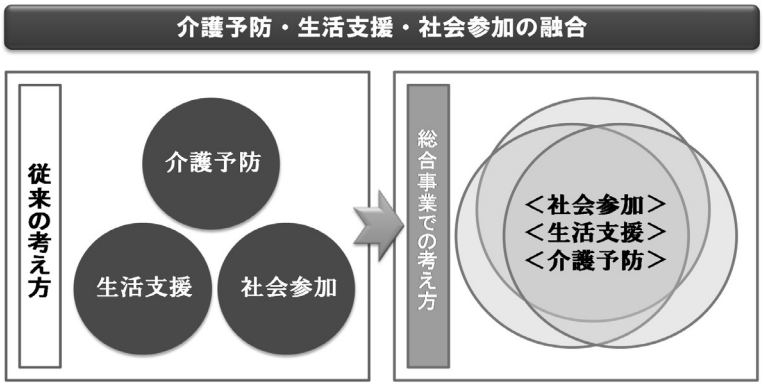

【出典】研修テキストp.5

8

2.生活支援コーディネーターと協議体の活動理念

利用者、他の専門職、行政職員等とも共有できるよう働きかける

（1）利用者への支援やサービスの質に関する理念

- 高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を保持し、高齢者が地域で自分らしい生活を送ることができるように、その人の状態に最適な生活支援等サービスの活用を支援する
- 生活支援等サービスの質を担保する（役立つ、使いやすい、信頼がおける、自立や社会参加に資する、ソーシャルサポートを維持する）

（2）地域の福祉力の形成に関する理念

- 地域のできるだけ多くの主体や元気な高齢者の参加を得てサービスが提供できる体制を整える
- 支え上手、支えられ上手を増やす
- 地域の参加を広げ、地域の力量を高める
- 地域とともにサービスや活動を創出し、一緒に運営していく

（3）地域社会の持続可能性に関する理念

- 皆で資源を持ち寄り、賢く効率的に財源を使う
- 地域の実情や将来の介護保険制度等の姿をよく考える

9

3.コーディネーター、協議体の位置づけ

※二重線囲いは「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」の記述

（1）基本的な考え方及び定義

（生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員））

○　高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」（以下「コーディネーター」という。）とする。

（協議体）

○　市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」とする。

10

（コーディネーターと協議体によるコーディネート機能の考え方）

○　日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等により、地域の高齢者支援のニーズ及び地域資源の状況について十分把握し、地域における以下の取組を総合的に支援・推進。

①　地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
②　地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
③　関係者のネットワーク化
④　目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
⑤　生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能 ）
⑥　ニーズとサービスのマッチング

○　コーディネート機能は、概ね以下の3層で展開。当面は第1層・第2層の機能を充実し、体制整備を推進していくことが重要。

・第1層　市町村区域で①～⑤を中心に行う機能
・第2層　日常生活圏域で、第1層の機能の下、①～⑥を行う機能
・第3層　個々の生活支援、介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能

11

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

○　コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
○　協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
○　住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
○　第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。

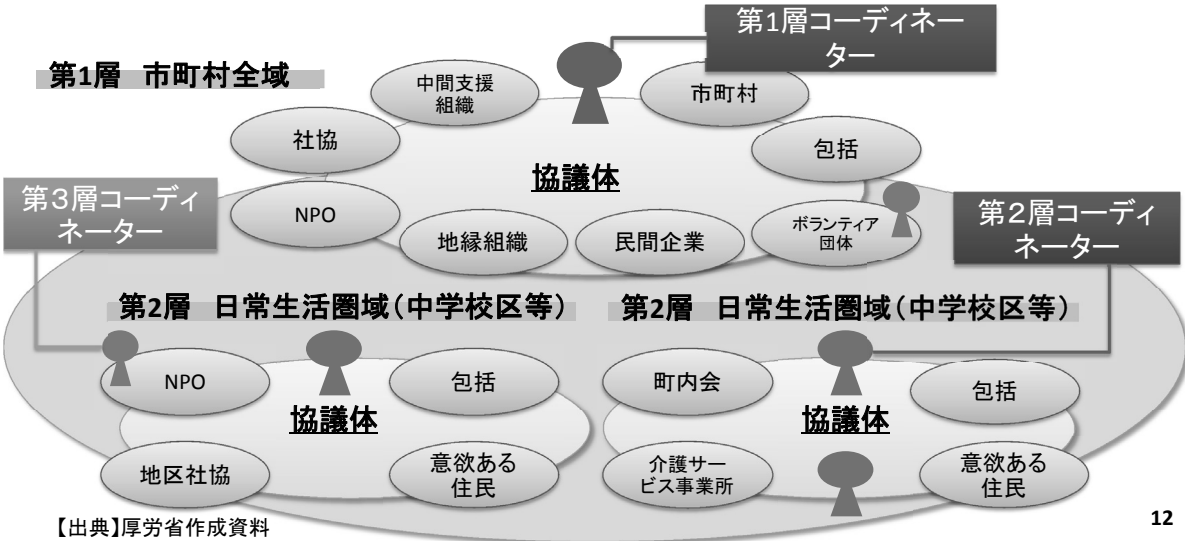

【出典】厚労省作成資料

12

（2） コーディネーターの目的・役割等

① コーディネーターの設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、上記のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的とする。

② コーディネーターの役割等

・生活支援の担い手の養成、サービスの開発（第１層、第２層）
・関係者のネットワーク化（第１層、第２層）
・ニーズとサービスのマッチング（第２層）

③ 配置

地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。

④ コーディネーターの資格・要件

地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。

13

各レベルのコーディネーターの基本的な役割

● 第１層（市町村全域対象）、第２層（日常生活圏域対象）

・生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発
・関係者のネットワーク化の推進

● 第３層のコーディネーター（サービス提供組織に属する）

・自身が属する組織のサービスの提供…サービス提供内容の調整と担い手とのマッチング

14

第１層のコーディネーターの活動

- 市町村全域でのサービス開発
  ・市町村全域で生活支援サービスが利用できるよう、現在あるいは今後生活支援サービスを行う活動主体を把握する。
  ・既存の団体への活動開始への働きかけ、立ち上げ支援等を行う。
- 住民によるサービス提供主体への活動支援
  ・中間支援組織やサービス提供組織と協働し、ボランティアの呼びかけやサービスの案内等の広報支援、養成研修、スキルアップ研修等を行う。
  ・同種の活動を行っている団体の情報交換や連絡の場を設けたり、協働を促す。
  ・継続的な活動を行う組織への、事務所・コーディネーター等の確保に関する支援方策の検討。
- 行政からの情報提供や意見交換の促進
  ・行政の施策等の情報をコーディネーターやサービス提供主体に提供し、定期的な意見交換の場を設けるなど、行政との連携や施策の計画的な推進を促進する

15

第２層のコーディネーターの活動

- 生活支援サービスについてのニーズ把握
  ・地域包括支援センター等と協働して既存の情報を活用し、小地域ごとにニーズを明らかにする。
  ・地域の住民組織等との日常的な意見交換
- 圏域の活動団体・社会資源の把握
  ・生活支援サービスを行っている団体、サロン活動の拠点、高齢者がよく買い物にいく商店街、地域密着型の企業など社会資源を把握する
- 圏域に必要なサービスや活動（社会参加・活動の場・居場所等）の開発
  ・開発視点は第１層のコーディネーターの活動と同様。住民の気づきの支援など、活動の支援と開発を一体的に進めていく
- 地域への情報提供と利用者のサービスへの結び付け
  ・生活支援サービスの情報をリストや冊子にまとめ、利用者、地域の支援者・活動者、居宅介護支援事業所等に提供する
- サービス提供主体・地域の諸団体、居宅介護支援・介護サービス事業所間の日常的な連携・協働の促進
  ・互いの役割分担等についての共通認識の醸成

16

第3層のコーディネーターの活動

- 支援を必要とする人のアセスメントと生活支援プランづくりのお手伝い
  ・利用者が地域の支援を得ながら、地域で自分らしい生活を続けることが出来る生活支援プランを、利用者と一緒に考えていく

- サービスの担い手の支援
  ・担い手が、不安なく意欲を持ち活動し続けることが出来るよう、技能習得のための研修などを行う

- サービス提供時の関係機関との調整
  ・利用者の生活ニーズを代弁し、活動の担い手側に立ち、担い手の声や課題を専門職等に対し代弁する

17

（3）協議体の目的・役割等

① 協議体の設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的とする。

② 協議体の役割等

〇コーディネーターの組織的な補完
〇地域ニーズの把握（アンケート調査やマッピング等の実施）
〇情報の見える化の推進
〇企画、立案、方針策定を行う場
〇地域づくりにおける意識の統一を図る場
〇情報交換の場
〇働きかけの場

18

③ 協議体の設置主体
市町村が地域の関係者のネットワーク化を図り協議体を設置する。
④ 協議体の構成団体等
・行政機関（市町村、地域包括支援センター等）
・コーディネーター
・地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）
※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。
⑤費用負担
人件費、委託費、活動費用については、地域支援事業の包括的支援事業（生活支援体制整備事業）の対象

※コーディネーターの配置、協議体の設置形態は、地域の実情に応じて既存の資源を活用した様々なあり方を想定
※コーディネーターの活動、協議体の協議のいずれも、地域の公益的な活動の視点、公平中立な視点が大切

19

4. 市町村の役割

- 計画的な推進体制・基盤整備・・・

  コーディネーターや協議体の設置（特定）、サービス開発や基盤整備の方向性を行政の計画に位置づけ

- コーディネーターの資質向上・・・都道府県研修派遣、事例検討

- コーディネーターの活動のバックアップ・庁内調整・・・

  行政側の担当者の明確化、コーディネーターや団体との意見交換、行政庁内及び関係団体との調整

- 住民主体のサービス提供組織への活動支援・・・

  公共施設等を活用した活動拠点の支援、補助（助成）による活動拠点や間接経費への支援など

- 他施策との連動による総合的な推進・・・

  複合的な生活課題に対応できる仕組みづくり、庁内調整体制の明確化、地域福祉施策など他の福祉施策、まちづくり、生涯学習施策との連動

20

6. 市町村の役割　～協議体の活動開始前に当面実施すべきこと～

－ 情報の収集・整理 －

■ 地域資源の整理、既存事業の現状把握

- 総合事業実施に向けた検討体制を早期に構築するため、まず、協議体の設置に向けて取り組むことが必要。
- 地域包括支援センターの職員の理解を得つつ、これまでセンターが作成した資源マップ等の情報の蓄積を活用し、できる限り既存の地域資源を整理。
- 庁内の健康づくり、生涯学習、市民協働、まちづくりといった担当課にも説明し、民間企業やNPO・ボランティア団体等の事業も徐々に整理していく。その中で、地域とのつながりがあり人材の発掘や育成に適任の人材がいれば、生活支援コーディネーター候補として検討することも考えられる。
- 従前の予防給付や介護予防事業の費用・サービス提供内容等の状況を把握。その際には、事業費の上限は原則の上限のほかに、選択可能な計算式、移行期間中の10%の特例等が設けられていること等を踏まえ、費用見込みを大まかにたて、移行時期や移行後の事業内容の検討も行う
- ケアプランの分析等を通じ現在のサービス提供内容の分析を行い、協議体での今後の総合事業の事業展開の検討の材料としていくことも有効。

－ 関係機関・団体への働きかけ －

■ 関係機関との市町村の方針共有

- 生活支援サービスに関係する機関・団体等が参画する研究会を立ち上げ、左記の現状把握で得られた情報を伝達し、市町村から地域資源開発に向けた基本的な方針を提示し共有する。
- 既存会議等も活用し、最低限必要なメンバーで協議体を早期に立ち上げ、徐々にメンバーを増やす形式も可
- 【メンバー】市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自治体の代表者などに加え、市内全体を営業範囲とする民間企業など

⇒研究会から市町村区域での協議体（第１層）に発展させることも考えられる

第２層協議体は早期の立ち上げが重要

早期に各地域の特性を把握し、地域に積極的に足を運んで住民等との関係づくりを進める必要があるため、第２層協議体の早期立ち上げが重要。

■ 中学校区域等での住民主体の支援体制づくり

- 地域で活動する住民等とコミュニケーションをとりながら、より具体的な地域ニーズの把握や、担い手候補の発掘・育成、担い手同士の交流などを図る場をつくる
- 【メンバー】地域住民の顔を知り、実際に地域で住民主体の活動をしている人など

⇒この支援体制を、第２層協議体に発展させていく。

Mitsubishi UFJ Research and Consulting　10

21

5. 都道府県の役割

- 人材育成・・・国で作成したコーディネーター養成カリキュラム、テキストを活用し、継続的・体系的な研修を実施

- 第１層のコーディネーターのスキルアップ、活動支援・・・相互研鑽（サービス開発手法の検討等）や相談の機会・場・仕組みをつくる

- 市町村への支援・・・県内のコーディネーターの配置状況の偏在や地域事情等を配慮し調整。生活支援サービスの意義やコーディネーター等を支援する市町村職員の役割、他市町村の取り組み状況等の情報提供や研修等の支援

22

６．具体的な取り組みからの視点

（1）コアメンバーによる課題整理等の重要性と、行政の責任

- 協議体の設置やコーディネーターの配置が目的ではない。⇒設置や配置されたからといって、「課題が整理され、解決策が構想され、住民が主体的に動いたり、サービスが開発される」等ということは起こらない。
- 体制整備事業を推進する核となる者によって課題や方向性を整理しながら、協議体で議論するといったプロセスが重要。
- 行政は、コーディネーターの配置や協議体の設置後、 丸投げするのではなく協働して運営や活動を検討していくことが大切。関係者への働きかけや、庁内・関係機関との調整を共に実施することが求められる。

23

（2）体制整備のプロセス

協働基盤の形成 → ニーズ把握 課題抽出 → 解決策の事前検討 → 課題の共有化 → 活動主体の組織化 → 活動の計画と実施 → ふりかえり、評価

協働基盤の形成
- 地域の現状と将来の課題
- 資源の見える化・不足
- 活動団体の勉強会
- 住民との学習会、啓発活動

ニーズ把握 課題抽出
- 困りごとやつぶやきを聞き取る
- 住民と話し合う
- 個別事例の分析からの抽出
- 予防プランの検証

解決策の事前検討
- 課題抽出と優先順位の明確化
- 主体の選択
- プログラムの検討
- 住民への持ち掛け方の検討

つぶやき
ねまわし
競争心を刺激
提案
お願い？

課題の共有化 / 活動主体の組織化
- いろんな人に会ってつぶやく、キーパーソン、協力者を発掘する
- 中核となる担い手、実行チームを組織化
- 共通認識づくり（会議、学習会、調査活動）
- 活動プログラムの企画
- 担い手発掘・研修等を企画

活動の計画と実施 / ふりかえり、評価
- 活動主体・関係者による共同での評価
- 成果や成功体験を共有する
- 次の課題を検討する

【出典】諏訪作成資料

24

（3）協議体の立ち上げ

- 似たような会議が増え、仕事が増えるだけと住民に受け止められないよう、周知方法を工夫する。
- 特に、既存の地域ケア会議や小地域の自発的な住民の協議組織等が十分に機能している場合、協議体が屋上屋とならないよう、留意する必要がある。
  - ・既存の会議に生活支援コーディネーターが参加した会議を協議体と位置付けている自治体例もある。
  - ・協議体は、検討する課題によってメンバーを加除できるよう、柔軟に検討できる仕組みとする方法も考えられる。
  - ・介護保険による日常生活圏域等と、既存の住民の協議組織等のエリアとのズレに十分配慮する必要がある。
- 組織づくりが目的にならないよう、住民やメンバーのペースを尊重する。

25

- 協議体メンバーは、地域で活動し、実態を把握している方が適任。形式的に団体の役員をメンバーにするのではなく、具体的・現実的な意見や実践が出来る者が望ましい。
- 生活支援コーディネーターは、地域の状況を把握している為、地域ケア会議に参加することで、地域課題の共有やネットワーク構築、課題の発見、支援の開発を援助することができる。

26

（4）協議体・コーディネーターによる開発の視点

- 協議体…団体が協働し、地域のニーズ（あったらいいな）を話し合い、活動の開発や企画等をする場
- コーディネーター…地域資源やニーズを発掘し、調整や開発、養成等、地域づくりの推進者（担い手養成・組織づくり・活動開始にもっていく人）
- 開発の進め方

  ・今ある住民活動を壊さない。

  ・今あるものでそのまま活用できるものは活用し、内容の追加や形を変えることでできる可能性がないか議論することも大切。

  ・住民に体制整備事業の趣旨を丁寧に説明し、自発的に参加できる雰囲気づくりも必要。

27

（5）資源の把握と開発

- 資源…高齢者が「利用する資源」「参加する資源」
  地域活動のための資源（場所、人材、財源、情報等）

- 今あるものの把握だけでなく、資源化できるものを探す。
  一見、福祉・高齢者と関係なさそうな資源も資源化する。
  - 生活支援サービスやモノ（便利屋、ロボット型掃除機等）
  - 商店や公園、市民農場、ヨガ教室
  - 空き家、遊休スペース・施設・設備
  - 高齢者との交流をもとめる子育てサークル等

- こんな組織・人たちも地域活動の資源
  - 小規模多機能や認知症GHの利用者、サ高住等の入居者、障害のある人、小中高校生
  - 社会福祉法人、薬局、サ高住等の建物

28

（6）活動のネットワーキング・開発

- 地域のために活動している支援者（NPOやボランティア等）・グループの情報共有の場において、地域の実情、生活課題が抽出されてくる。
  すべて住民活動で対応すると考えるのは非現実的。民間サービス・商品の活用は重要。

- 要支援・非該当に対応できる地域活動を増やしていく。住民だけでは限界があるため、住民活動と専門機関・専門職とのミックスを考える。

- サロン・見守りなどサービスや支援だけでなく、高齢者の社会参加による役割・活動の場の開発も重要。

- 無償活動だけでなく、就労や有償活動も重要。

- 人材養成においては、自立支援や介護予防に向けた関わり方を示すことが大切。

29

（7）住民の理解・啓発

- 「今まで専門職がやっていたことを住民に押し付ける」「サービスが受けられなくなる」といった誤解を解く

- 地域のために活動している住民がたくさんいることを大いに広報・評価する

- 身近な地域のサービス情報、活動情報、資源情報を入手できるようにする

- 勉強会を企画するほか、いろいろな集まりに行政職員、社協職員、包括センター職員が出向き、総合事業や生活支援体制整備事業の趣旨を説明する

- さまざまな生涯学習や市民活動支援施策を活用し、住民が、町の将来や高齢期の社会参加・生き方を考えるための機会をつくる

30

（8）予防プランの検証

- 行政や包括センターで予防訪問介護・予防通所介護のケアプラン検証を行い、ニーズや資源の状況を協議体で共有することも効果的

・専門職でなくても対応できることをしていないか…掃除、ゴミ出し、買い物時の荷物の持ち帰りなど
・本当は違うニーズに対応していないか…人付き合いが苦手／孤独なので、ヘルパーに来てほしい
・地域の居場所・活動の場で代替できないか
・専門的支援は、状態改善を目標にした時限介入中心にできないか

31

（9）住民と協働できる専門性

- 専門職が住民との協働の流儀を身につけることが必要。
  ・介護サービスだけで支えようとする意識を変える
  ・一緒に支えるために住民の知恵・情報・力をもらう
  ・住民活動の価値、活動者の思いをよく理解する
- 家族・友人・地域がしていることを評価し支える。
  今周囲ができていることを維持する（失わせない）。
- 生活のなかで本人の役割をつくる。

  例えば、
  ・自治会の当番を援助付きで続けられるようにする
  ・当事者としての苦労話・知恵を他の住民に伝えてもらう
- 専門職がしっかり支えることで住民・地域が安心して活動できるようにし、住民・地域の支える力を引き出し、高める。

32

3.高齢者の生活支援ニーズと生活支援サービス

1．高齢者の生活支援ニーズ

（1）日常生活にある高齢者の不自由さ

・ 加齢に伴う膝痛、腰痛、体力の低下から生じる症状

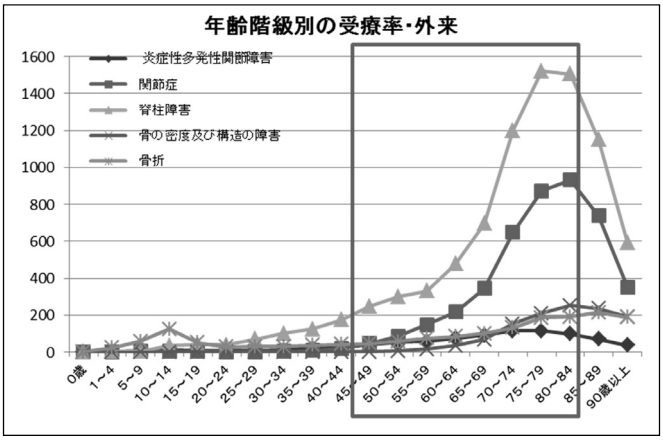

出典：厚生労働省患者調査

・「代わってもらえるなら助かる」
「あると助かる」

1

参　考

女子が最もやりたくない家事ランキング！
「1位　掃除」

1位　掃除　47.4%　　（理由：きりがない、腰が痛くなる　など）

2位　料理　33.9%　　（理由：献立を考えるのが大変　など）

3位　洗濯　14.9%　　（理由：干すのが大変　など）

※4位以下省略、複数回答可

若い人がそうなら、高齢者であればなおさら。。。

※マイナビウーマン調べ（2014年6月21日～7月4日にWebアンケート。有効回答数289件。働く女性）

2

（2）生活支援ニーズの内容

- ５つのこと
  - 「安心」が基盤
  - 「日常的な家事」
  - 「外出」
  - 「交流」
  - 「非日常的な家事」
- ちょっとしたこと
  - 日常生活で不意に起こること

（注）厚生労働省社会・援護局地域福祉課資料では、「基盤領域」「日常領域」「移動」「交流」「非日常領域」「ちょっとしたこと」としているが、ここでは、テキスト本文との関連から、それぞれ「安心」「日常的な家事」「外出」「交流」「非日常的な家事」「ちょっとしたこと」と表記した。

3

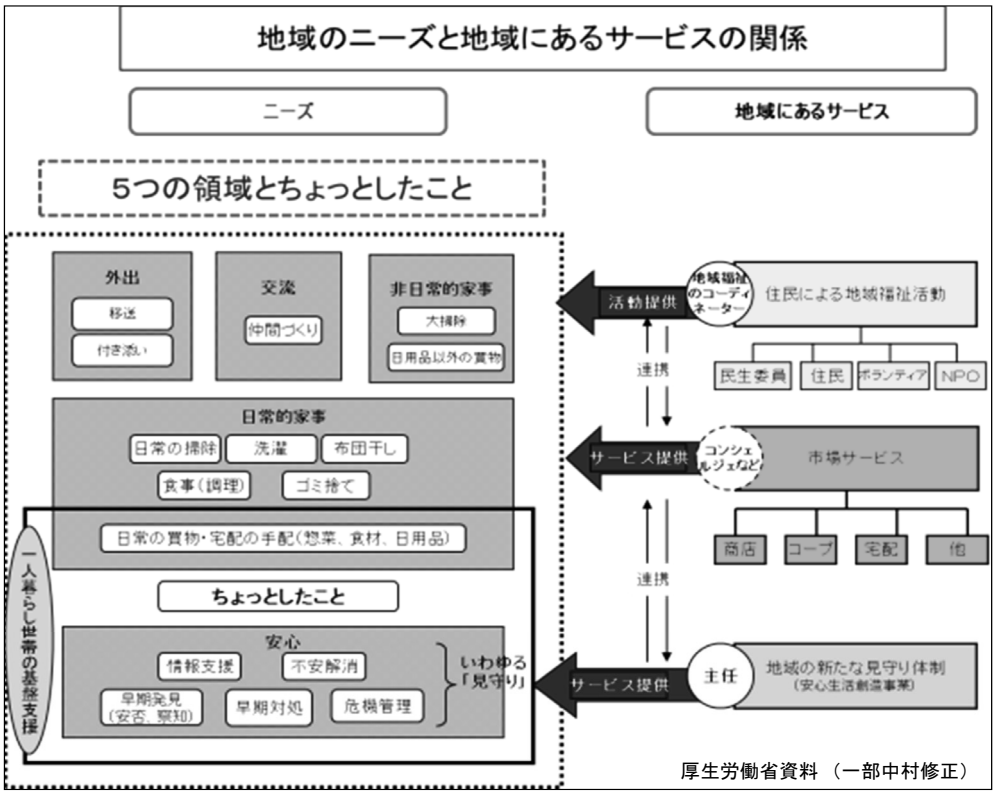

4

（3）親族や行政、専門職のニーズ

・ 周囲にいる人が、高齢者の安全確保を担保したいとした時のニーズ
＝高齢者の周囲の人々の「あると助かる」ニーズ

5

虚弱高齢者の生活課題

物の移動と自分の移動
と
自分と周囲の安心

6

安心の確保

- 信頼できる人が定期的あるいは頻度高く関わり、いざという時には連絡すれば助言やサポートが得られるという安心感をどうつくるか

例）地域のつながりづくり
　地域のフロントサービス
　巡回訪問、双方向の連絡体制

7

（4）生活支援ニーズへの対応方法

1．ホームヘルパーや訪問ボランティアが
まとまった時間枠の中で家事をしながら、
話し相手をし、安否確認をする包括的な方法

2．配食、移動、買い物、掃除サービスなど
の単品サービス

8

二つの方法の特徴

それぞれの方法の特徴（長短）を踏まえる

包括的な方法

○　その場の即応性、柔軟性、補完性に
すぐれる

○　できることも含めての代行になりやすい、
利用者の要求水準の個人差大、要求が
上がりやすい

9

単品サービスで対応する方法

○　配食、移動、買物、掃除等を単品で提供
話し相手や見守りを付加することも多い

○　広がりすぎてのトラブルは起こりにくい
その場で柔軟に内容を変えるといったことはしにくい

10

（5）高齢者の生活における自立の姿

・　その人のできる範囲で、生活方法の工夫ができていて、生活支援用具やサービスの活用が適切に行えている状態

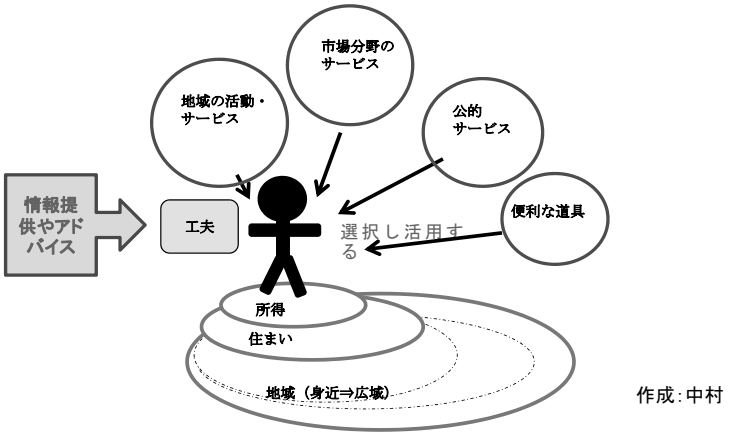

作成：中村

生活方法の工夫・道具の活用・生活支援サービスの活用のイメージ

11

２．発達する道具（生活支援用具）と生活支援サービス

（1）高齢者と道具（生活支援用具）の活用

○　様々な道具の存在

例）スタンド型掃除機、掃除ロボット、炭バサミ　etc.

○　様々な道具を「生活支援用具」として活用

12

（2）高齢者と生活支援サービスの活用

○　担い手は多様

地縁団体、NPO法人、社会福祉協議会、協同組合、シルバー人材センター、民間企業・商店などのサービス

・地域の生活支援サービス

・市場分野の生活支援サービス

13

（3）地域の生活支援活動・サービスと市場分野の生活支援サービスの特徴

地域の生活支援活動・サービス

○　担い手が住民、無料か低額での提供、日常の支えあいにつながる関係性が特徴

○　遠慮、プライバシーがまもれるか不安に思う人もいる

14

市場分野の生活支援サービス

○「ハウスクリーニングサービス」、「便利屋」など、多様な業者が多様なメニューで拡大中

○　使いやすさ、地域外からの取り寄せ可

○　費用負担の問題、利用経験者の少なさ、認知度の低さなどもある

15

３．高齢者の生活支援サービス活用上の課題と支援の方法

（1）生活支援サービスの地域差と情報の散在

○　サービスのある地域とない地域がある
○　情報が散在し、アクセスし難い
○　発達途上のサービスが多数
　・事業者の信用性が不明⇒評価の公表
　・高齢者仕様になっているとは限らない
　　⇒高齢者仕様への転換を働きかける
といった課題

16

（2）活用力の差

○　活用力の差は、
入手可能な情報の量や質、
判断力の強弱、
所得の大小、
サポートの有無　などの要素あり

＊高齢者は、新しいものを取り入れることが不得手
　⇒まずは経験してもらう。経験者とつなぐ
＊費用負担
　⇒「負担感」と「負担できない」問題を別に考える

17

（3）資源アセスメントの重要性

○　現在活用しうる生活支援サービスをできる限り幅広く把握する必要性
　・福祉・介護の活動・サービスにとどまらない。
　・地元＋広域も
○　企業等のイメージアップや社会貢献の観点、からの生活支援サービスも対象
○　今後開発すべきものを明らかにするためにも、重要

必要とする高齢者の視点で
活用できるものをすべて把握する

18

（4）生活支援用具と生活支援サービスの活用環境の整備

○　高齢者が利用しやすくするには、情報や利用への助言がもらえる頼りになる場所・人の存在が必要
○　既存のサービスで対応できない場合は、様々なレベルとそれに応じた方法でのサービス開発が必要
○　これまで十分意識されてこなかった、民間企業や商店等のサービスの活用支援

19

4. まとめ～生活支援ニーズに応えるために

20

自立生活支援は、その人のできる範囲で、生活方法の工夫をし、生活支援用具やサービスをうまく活用できている状態を支えることである

① まず、高齢者の生活に活用できる生活支援用具や生活支援サービスに関する資源アセスメントを行い、幅広く把握することが重要。

② しかし、高齢者の生活支援サービス活用の課題には、サービスの不足や地域差、情報の散在によるアクセスしづらさ、活用力の差がある。

③ そのため、生活方法の工夫、生活支援用具や生活支援サービス情報が必要な高齢者にもらさず届くような環境整備が求められている。

④ 不足するサービスは、地域、市場分野、市町村等幅広い主体によって開発を進める。

⑤ 生活支援サービスのメニューは、「安心」を基盤に「日常的家事」「外出」「交流」「非日常的家事」と「ちょっとしたこと」（「5つのこと」と「ちょっとしたこと」）を備えていることが必要。

⑥ 生活支援サービスの提供には、包括的な方法と単品サービスで対応する方法があるが、それぞれ長所短所があることから、その特徴を踏まえて整備、提供する。

⑦ 一人暮らしや高齢者のみ世帯の場合は、一定頻度の定期的な巡回訪問など安心確保そのものをサービスとして提供することも必要。

21

- 地域の高齢者が最適な生活支援サービスを活用できるような介護予防環境に地域の状態を整えていくことが「生活支援コーディネーター」に求められている

22

生活支援サービスの把握、開発、活用支援イメージ

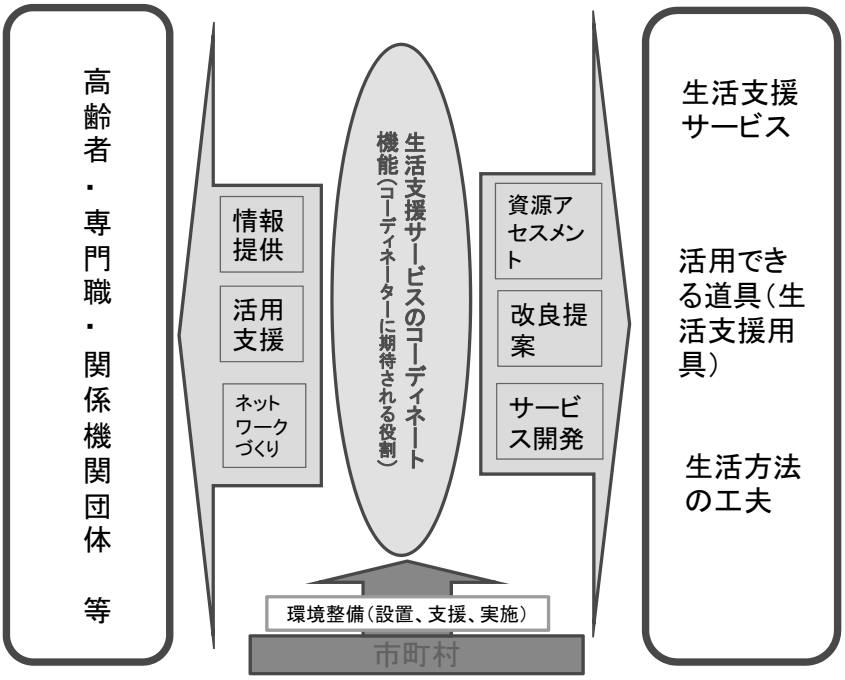

作成：中村

23

参考

24

参　考

＜東京圏と北陸都市での住まいに関する訪問調査＞

2009.9～2010.2

鈴木晃、阪東美智子、大越扶貴、中村美安子『平成21年度～平成23年度科学研究費補助金（基盤研究C）報告書．高齢後期における在宅生活の遂行モデルの検討と加齢対応住宅の基本性能に関する研究』より

- **自立生活に何らかの課題を有すると考えられる「特定高齢者」「要支援」「要介護1」で、地域包括支援センター等が支援している後期高齢単身者**
- **大都市と地方都市を調査地域とし、前者［東京圏］（東京1区1市、神奈川政令2市）と後者［北陸都市］（福井県の1市）それぞれ11事例、合計22事例**

［東京圏］「要支援」9、「特定高齢者」2　計11

［北陸都市］「要支援」5、「特定高齢者」6　計11

- **訪問インタビューにより実施。住宅見取り図を作成し、住まいと生活の仕方を把握した。**

25

参　考

［調　理］

多くは自分で行っているが簡易化されており、会食会や配食サービス、デイサービスでの食事と組み合わせて行われている。

	自　分	サポート　＋　自分	サポートのみ
東 京 圏　n=11	8	2	1
北陸都市　n=11	10	1	0
合　　計 n=22	18	3	1
		＊サポート：子、ヘルパー等、デイ、配食	

26

参　考

［買　物］

シルバーカーやタクシー利用などにより自分で何とか行うが、「大変」「ほしい物が買えない」という不自由さがある。

	自　分	サポート　＋　自分
東 京 圏　n=11	8 （うちシルバーカー3）	3
北陸都市　n=11	6 （うちシルバーカー3）	5
合　　計 n=22	14	8
		＊サポートのみはなし

27

参　考

［掃　除］

掃除機は筋力や握力低下に伴い放棄され簡易化されている。
ヘルパー派遣を受ける12例は全員がヘルパーに依頼している。
17例に物置となり片付けられていない部屋があった。

	自　分	サポート　＋　自分	サポートのみ
東 京 圏　n=11	1	6	4
北陸都市　n=11	7	4	0
合　　計 n=22	8	10	4
		＊サポート：子、ヘルパー等、デイ、配食	

	片付けられていない物置部屋ある	片付けられていない物置部屋なし
東 京 圏　n=11	8	3
北陸都市　n=11	9	2
合　　計 n=22	17	5

28

参　考

［洗　濯］

量が少ないため下着のみ手洗いなど、特に〔北陸都市〕において簡易化が見られた。

例）〔北陸都市〕週2回デイサービスの前日、下着だけは手洗いする、その他はたまったら適宜洗濯機で。

29

参　考

［布団干し］

従前の方法で行えているのは1例のみで、布団素材の変更や寝室に広げて日に当てるなどの工夫により対処したり、対応が見つからないままとなっている。

	物干し場に	室内に広げる	布団乾燥機	サポート	干さない
東京圏 n=11	1	4	1	5	0
北陸都市 n=11	＊＊1	3	1	0	6
合　　計 n=22	2	7	2	5	6

＊「室内に広げる」には、「ベッドだから干さない」を含む
「干さない」6のうち、夏場は物干し場に干すは3
北陸都市は冬場
サポート：子、ヘルパー、行政の布団乾燥サービス
＊＊干しているようには見えない状態

30

参　考

［入　浴］

〔東京圏〕では、毎日から週3回程度、日中から17時くらいの間の入浴が4例。〔北陸都市〕では、夏場は毎日入る人でも冬場は週1回程度の入浴となっている。要支援では多くがデイサービスや浴場で入浴している。

例）〔北陸都市〕週2回デイサービスで入浴。要支援になる以前、冬場は週1回以下だった。

31

参　考

	週4～7回	週2～3回		週2回以下
東京圏 n=11	8		2	1
		自宅	1	
		デイ	1	
北陸都市 n=11	1		8	2
		自宅	2	
		デイ	3	
		浴場	3	
合　計 n=22	9		10	3

32

参　考

○　入浴・洗濯・布団干し・掃除・調理・買物は、加齢によって生じた不自由さについて方法を変えたりサポートを組み合わせるなどして対応している。

○　入浴・洗濯・布団干し・掃除については、地域性や習慣、個人の嗜好性の違いが大きい。掃除はむしろ体力を要する「片付け」に課題があり、掃除は、「片付け」の困難さへの配慮が必要ではないか。

○　調理は、それまでの経験などが反映されていると考えられる。

○　調理の簡易化は、単身世帯では、一般に行われているものと思われ、高齢単身世帯の特徴とまではいえないかもしれない。

○　事例の多くに買物の不自由さがある。

33

4.生活支援体制整備事業
取組事例

事例一覧

- 千葉県松戸市
- 宮城県多賀城市
- 鹿児島県奄美市

生活支援体制整備事業の取り組みについて

松戸市　福祉長寿部　介護制度改革課
中沢　豊

※個人の問題意識・所感が含まれていることを、予めご了承ください！

松戸市の概要

＜基本事項＞

①人口　483,238人（H27国勢調査速報値）
②世帯数　215,464世帯（H27国勢調査速報値）
③面積　61.33K㎡
④高齢化率　24.5%（H28/4現在）前期66,601人/後期53,524人
⑤認定率　15.62%（H27/10現在）高齢者のみ
※中核市ではない

＜地域支援事業の実施状況＞

①介護予防・日常生活支援総合事業　→従前相当のみ
②認知症施策推進事業　→地域支援推進員
③在宅医療・介護連携推進事業　→医師会に一部委託
④生活支援体制整備事業　→協議体の準備

（①～④：Ｈ２７年４月より）

2

１．前提とすべきこと

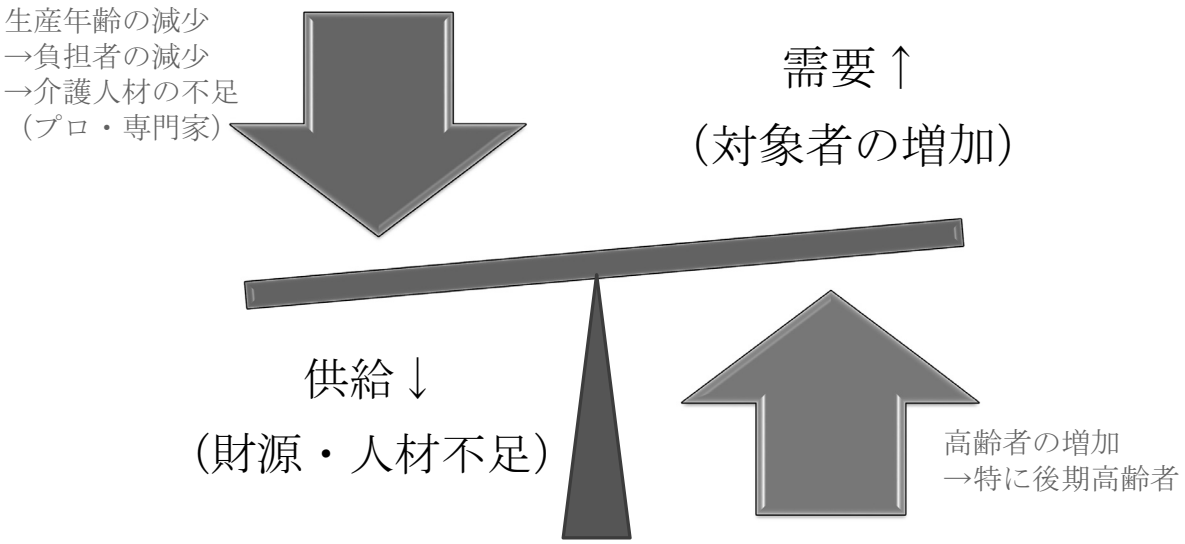

3

２．地方分権

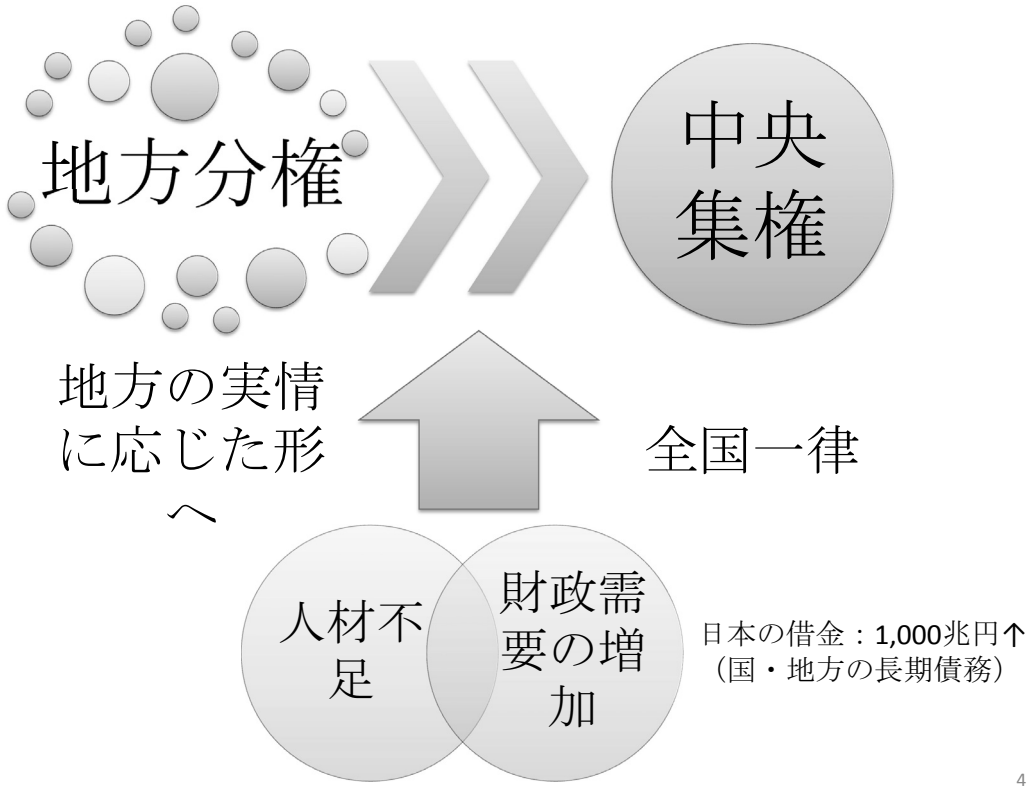

4

３．理念

＜介護保険法＞

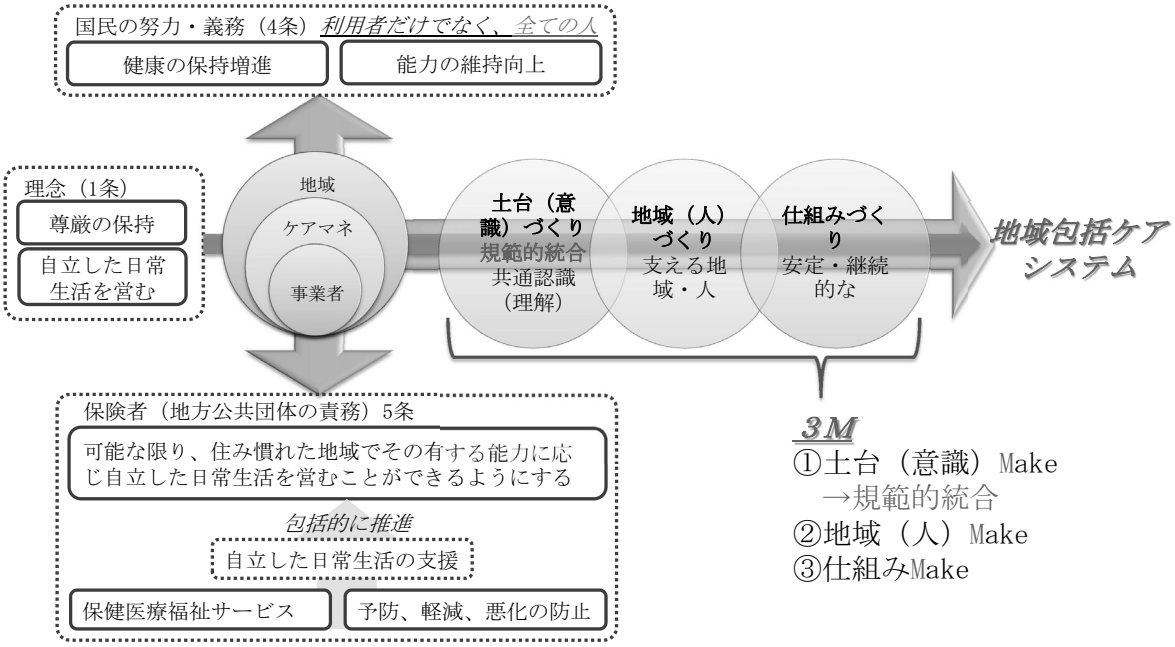

5

４．目指す方向

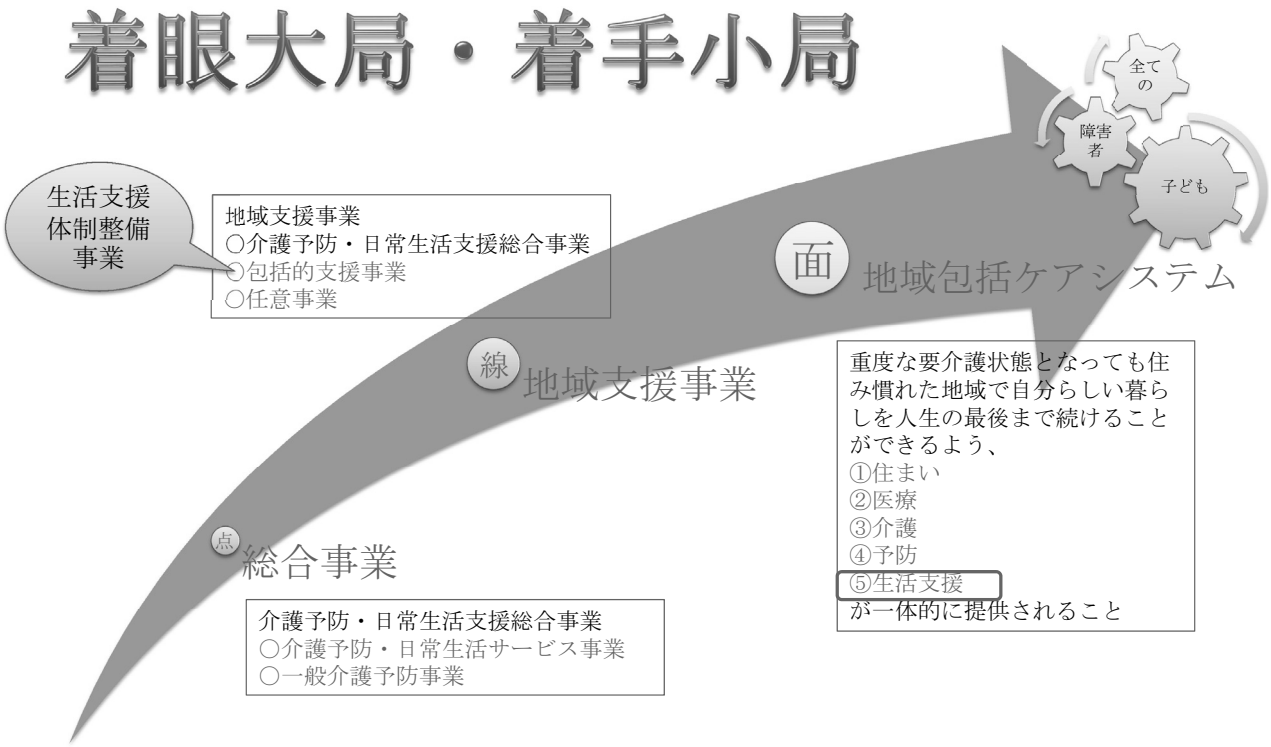

6

５．介護保険制度

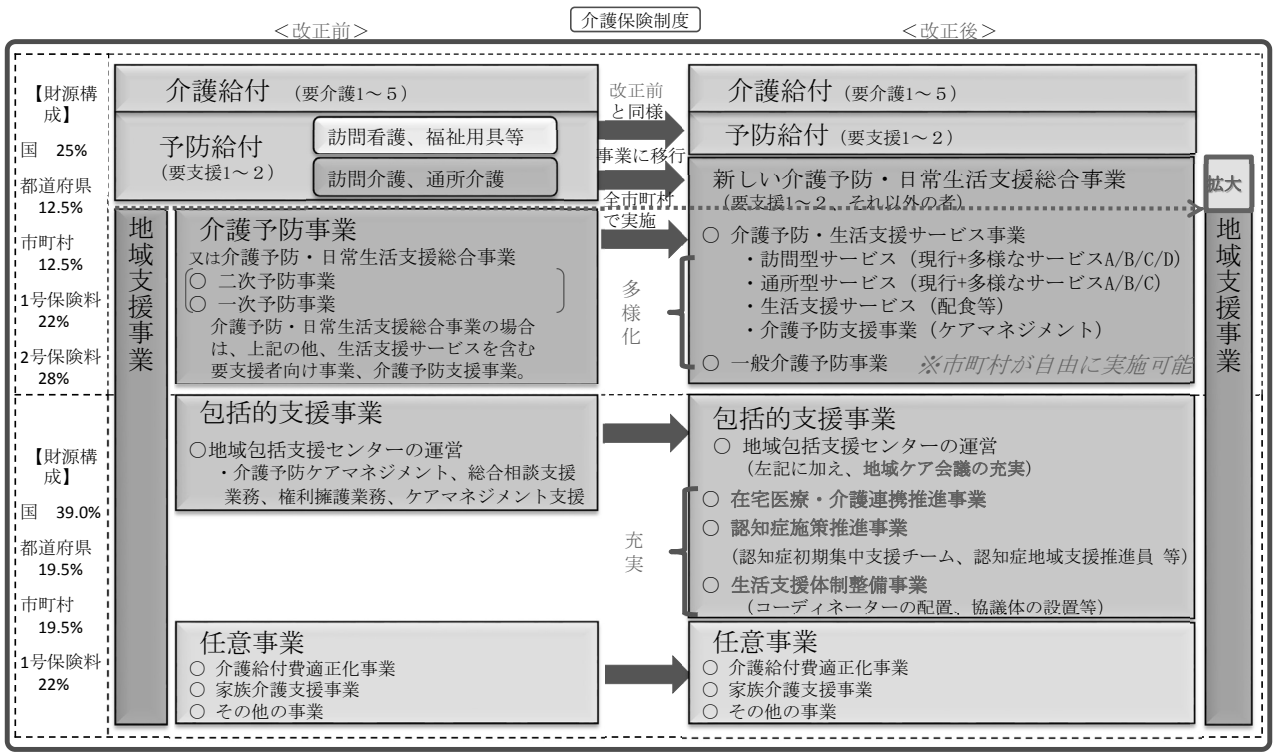

６．生活支援体制整備

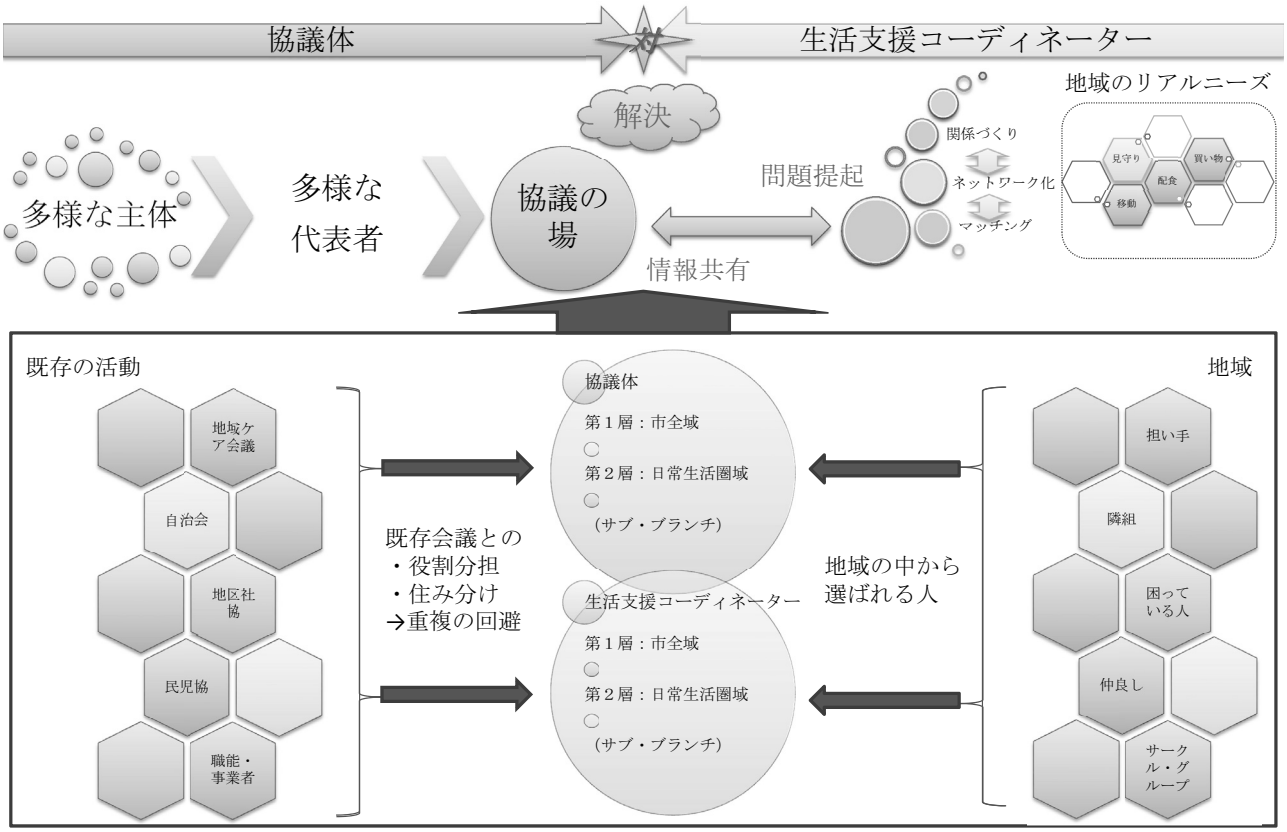

７．スタートライン（現状）

H26/12

- 生活支援体制整備他必須４事業H27/4実施決定

→条例による猶予なし

H27/1～3

- 総合事業への移行を中心に実施

→生活支援体制整備は進まず

H27/4

- 生活支援体制整備の準備開始

→生活支援コーディネーターと協議体の費用の一部を予算化

9

８．スタートアップ（組織・体制）

Ｈ２６年度	Ｈ２６／１２	Ｈ２７年度	Ｈ２８年度
健康福祉部 健康福祉政策課 福祉長寿部 高齢者支援課 介護保険課	介護保険制度改革担当 （兼務）５名 計画策定、移行準備	介護制度改革課 ７名 規範的統合 多様なサービス 在宅・医療介護連携 生活支援体制整備課	介護制度改革課 ９名 規範的統合 多様なサービス 在宅・医療介護連携 生活支援体制整備課 一般介護予防 事業計画準備

高齢者支援課：包括の管理、認知症、権利擁護
介護保険課：指定、認定、保険料、給付
介護制度改革課：地域支援事業に関すること（他課に属することを除く）

10

９．プロローグ（prologue）

2015/5/15広報・ＨＰ
■日常生活に不安が生じてきた高齢者（要支援１・２相当）を支えるために必要なサービスについて意見を募集します
　対象市内の法人または市内に在・在勤・在学の個人または団体
意見の提出期限および方法６月26日㈮までに
＜結果＞216件
生活支援に関するサービスが主

2015/6/15広報・ＨＰ
■日常生活に不安が生じてきた高齢者（要支援1・2相当）に必要なサービスの意見交換とその仕組みづくりを話し合う「（仮称）支えあい地域づくり協議体」の説明会
６月29日㈪14時～16時　会場市役所議会棟3階特別委員会室対象市民、団体　定員先着70人（団体は2人まで）
＜内容＞参加者：30名
※生活支援体制整備を進めるために共に考える協議体を設置し、委員を公募予定を

2015/8/1広報・ＨＰ
■■松戸市支え合う地域づくり協議体委員を募集　委嘱期間平成30年3月31日まで　対象市内在住（⑤を除く）の市が設置する他の委員会等の公募委員になっていない成人の
①65歳以上
②40歳～64歳の人、
家族に③要支援認定者がいる、④要介護認定者がいる
⑤市内で高齢者を支えるサービス・支援を提供または提供希望する団体・グループ
定員各若干名　報酬日額８５００円　8月14日㈮〔必着〕までに、市指定応募申請書および作文「日常生活に不安が生じてきた高齢者を支える地域づくりや仕組みづくりについて」（８００字程度）
＜内容＞職員による選考委員会を設置
①応募９名→選考１名
②応募２名→選考１名
③応募０名
④応募１名→選考１名
⑤応募５団体→選考３団体

2015/7/22（事業所）意見交換会
■市内の通所・訪問事業所と高齢者を支えるために必要なサービスについて意見を交換
＜内容＞参加者：45名
※今期の介護保険制度改正を踏まえ、今後の事業所のあり方について意見交換

補完

2015/8/18（訪問事業所）勉強会
■市内の訪問事業所と多様なサービスとの関係等
＜内容＞参加者：53名
※生活支援体制整備を進めるために共に考える協議体を設置し、委員を公募予定を

2015/8/24（通所事業所）勉強会
■市内の通所事業所と多様なサービスとの関係等
＜内容＞参加者：84名
※生活支援体制整備を進めるために共に考える協議体を設置し、委員を公募予定を

通所・訪問事業所が組織化されていないことを踏まえ、代表者選出が困難

■組織支援
補正予算で設立準備補助金創設、その他側面支援

■訪問事業所
■通所事業所
■福祉用具
の連絡会が設立

■地域包括支援センター
■薬剤師会
■特別養護老人ホーム
■ケアマネージャー
■自治会・各種団体
勉強会・説明会

地域と共に考えながら、第１層の協議体を設置（定数40名）

※受益と負担や需給など総合事業全体を考える体制を確立する

11

１０．高齢者を支え合う地域づくり協議体

NO	区　分	所属	役職	名前
1	学識経験者(1)	淑徳大学総合福祉学部	教授	結城　康博　会長
2	保健・医療関係者(6)	一般社団法人松戸市医師会	理事	川越　正平
3		公益社団法人松戸歯科医師会	副会長	藤内　圭一
4		一般社団法人松戸市薬剤師会	副会長	眞嶋　英子
5		一般社団法人千葉県理学療法士会	会長	田中　康之
6		松戸市健康推進員協議会	副会長	大塚　清美
7		松戸市食生活改善推進員協議会	副会長	安蒜　博子
8	地域関係者（2）	松戸市町会・自治会連合会	矢切地区長	篠田　章
9		松戸市はつらつクラブ連合会	会長	白鳥　ひさじ
10	福祉関係者（3）	松戸市民生委員児童委員協議会	理事	亀澤　初見
11		社会福祉法人松戸市社会福祉協議会	事務局長補佐、たすけあいセンター所長	佐藤　英美
12		松戸市介護支援専門員協議会	会計	原田　信子
13	警察関係者(1)	松戸東警察生活安全課	生活安全課長	菊地　篤
14	サービス事業関係者(5)	市内移送事業所（認定NPO法人たすけあいの会ふれあいネットまっど）	副代表	佐久間　浩子
15		松戸市特別養護老人ホーム連絡協議会	総合事業研究会副代表	小暮　信将
16	色付：追加	松戸市訪問介護事業所連絡会	会長	三木　京子
17		松戸市通所介護事業所連絡協議会	会長	丸田　敬子
18		市内福祉用具事業所	会長	日暮　幸信
19	高齢者を支援している関係者(4)	見守り協定団体（セブンイレブン松戸地区）	ディストリクトマネジャー	村上　慶一
20		NPO法人まつどＮＰＯ協議会	理事・事務局	山﨑　恵　副会長
21		松戸市介護支援ボランティア	ボランティア	大野　福美
22		オレンジ協力員	オレンジ協力員	上野　悠子
23	他市長が必要と認める者(6)	とうかつ中央農業協同組合	営農生活課課長代理	本多　康哲
24		松戸市スポーツ推進委員連絡協議会	副会長	加藤　和孝
25		千葉県東葛介護・福祉塾	運営者（公募）	武井　厚司
26		ＮＰＯ法人さわやか福祉の会　松戸くらしの助っ人	代表(公募)	松下　明子
27		生活協同組合　パルシステム千葉　組織運営本部　企画・広報部	企画担当課長(公募)	神田　仁
28	色付：公募	松戸市シルバー人材センター	理事長	能谷　公一
29	市民(3)	第１号被保険者	公募	伊藤　壽弘
30		第２号被保険者	公募	片岡　千鶴子
31		要介護認定者のいる家族	公募	吉田　康志
32	地域包括支援C	小金原高齢者いきいき安心センター（小金原地域包括支援センター）	センター長	浅沼　眞理子

意識の共有化

作業部会を設置し、具体的な検討
人・場所・情報が重要

第２層（生活圏域毎）設置に向け
さわやか福祉財団と協力して、大掴み勉強会を開催

機運が高まった地域から準備
第２層の協議体・生活支援コーディネーターの設置
既存組織等との役割分担の推進

進まない地域は準備

12

１１．生活支援コーディネーター

事業者の連携が不足

住民への説明が不足

地域資源の把握不足

地域への準備不足

第１層（市全域）暫定的に市の職員を設置

包括的支援事業で財源を取らず、兼任を可能とする
努力義務規定の養成研修を受講

課の職員を全員兼任させる

第２層の協議体を検討するための勉強会に参画させるため、養成研修を受講させる

進捗状況に合わせ専任・民間の登用

13

１２．相乗効果（規範的統合）

＜地域・事業者等へのアプローチ＞高齢化の進展に伴う、介護保険制度に関心が高まる

＜並行的に規範的統合を推進＞意識の共有化を図り、着実に進めていく！

2015/11/15広報・ＨＰ
■介護予防の「通いの場」活動場所を募集
(1) 6畳以上の空きスペースがあること
(2) 週1日（2時間）以上の提供が可能なこと
(3) 消防法等の基準を満たしていること
(4) ステッカー（元気応援キャンペーン事業）の掲示をすること
※使用料は実費相当
＜応募＞13件
特養、デイサービス、個人宅等

2015/12/1広報・ＨＰ
■高齢者の元気応援キャンペーン
「高齢者の皆さんが日々の生活の中で元気づくりができるように、また、みんなで支えあえる住みやすい地域づくりを目指したキャンペーン」に参加を希望する企業・団体等を募集します。
内容キャンペーン用のぼり旗・ステッカー等の配布、市ホームページへの掲載　対象高齢者にお得なサービスや事業を展開しているか、または今後企画する予定や意向のある企業・団体・グループ
＜協賛＞12件
ＮＰＯ、特養、コンビニ、生協、薬局等

2015/12/1広報・ＨＰ
■高齢者の元気応援キャンペーン
キックオフ・イベント「元気づくり寄席」
キャンペーン協賛団体の認証式
笑いで元気になる寄席
出演者淑徳大学教授・結城康博氏、落語家・
三遊亭小遊三氏、落語家・雷門小助六氏等
1月20日㈬13時～15時30分
＜参加者＞1,120名

2016/1/15広報・ＨＰ
■元気づくりの「通いの場」運営主体となる住民グループを募集
役割　高齢者の通いの場の運営（実施）
要件　①5人以上の団体であること　②週1日、10分以上介護予防に関する活動（例：健康体操・趣味活動・　レクリエーション等）をすること　③広く周知して活動すること（参加を希望する人は受け入れること）　④市ホームページでの情報掲載を承諾すること　⑤市および他のグループとともに、新規のグループ等が「通いの場」を実施する際に活用できる方法を考えること
運用方法・高齢者が参加しやすい雰囲気作りに配慮し、参加者とともに運営・必要時、実費相当分の利用料を参加者から徴収
＜応募＞24件→選考22件
補助金あり

2016/7/15広報・ＨＰ
■安心してボランティア活動を！高齢者の元気応援ほけん～松戸市高齢者ボランティア活動補償制度～（保険料なし、事前登録なし）
対象となる活動
高齢者のための介護予防や日常の生活支援活動で、自主的に、無報酬（実費程度の場合も含む）で、継続的・計画的に行う、公益性のある活動、および市が行うこれに類する活動　例：高齢者の健康をサポートするスポーツ教室、文化活動教室、外出時の支援等
対象となる人
●活動団体：　ボランティア活動を行う自主的に組織された市内の団体
●指導者等：　ボランティア活動の計画立案・運営の指導をする人
●活動参加者：ボランティア活動に参加する人（サポートされる人を含む）

14

１３．相乗効果（波及効果）

H28/03より「緩和Ａ」、「住民主体Ｂ」、「移動支援Ｄ」をセットでモデル的に実施し、検証等しながら拡大していく予定です。なお、団体により実施内容は異なる（具体的には、下表）
※新地域支援構想会議の構成団体（社協・シルバー・市民協）

名称：***訪問型元気応援サービス***

	生活支援コース（緩和Ａ）	困りごとコース（住民主体Ｂ）
基準	介護保険法施行規則第140条の62の3第2号 ①従事者の清潔の保持・健康状態の把握、②従事者又は従事者であった者の秘密保持、③事故発生時の対応、④廃止・休止の届出と便宜の提供	
対象	要支援者・事業対象者の住民	
実施方法	指定（2,000円／時）	補助（準備300千円以内、運営費50千円以上／月）
内容	生活援助（身体介護はしない）	
ケアプラン	必要（ケアマネジメントＡ）	原則的には必要（ケアマネジメントＡorＣ）
具体的内容	老計10号の範囲	柔軟な対応が可能
付帯事業	－	※移動支援も実施する場合がある（全国初）
単位時間	0.5時間単位で提供	実施団体により異なる
利用者負担	100円/0.5時間（１割負担の場合）	
限度額	対象	対象外
他との併用	現行相当が包括単価であることから併用不可	他との併用可能
備考	セット化を推進するために連携加算単価（100円／時）を設定	市内の高齢者（要支援、事業対象者）が５割以上利用すること（共生対応化）

認証者数：１７３名（Ｈ２８／７現在）　平均年齢67.1歳

15

１４．実施時の問題・課題の整理

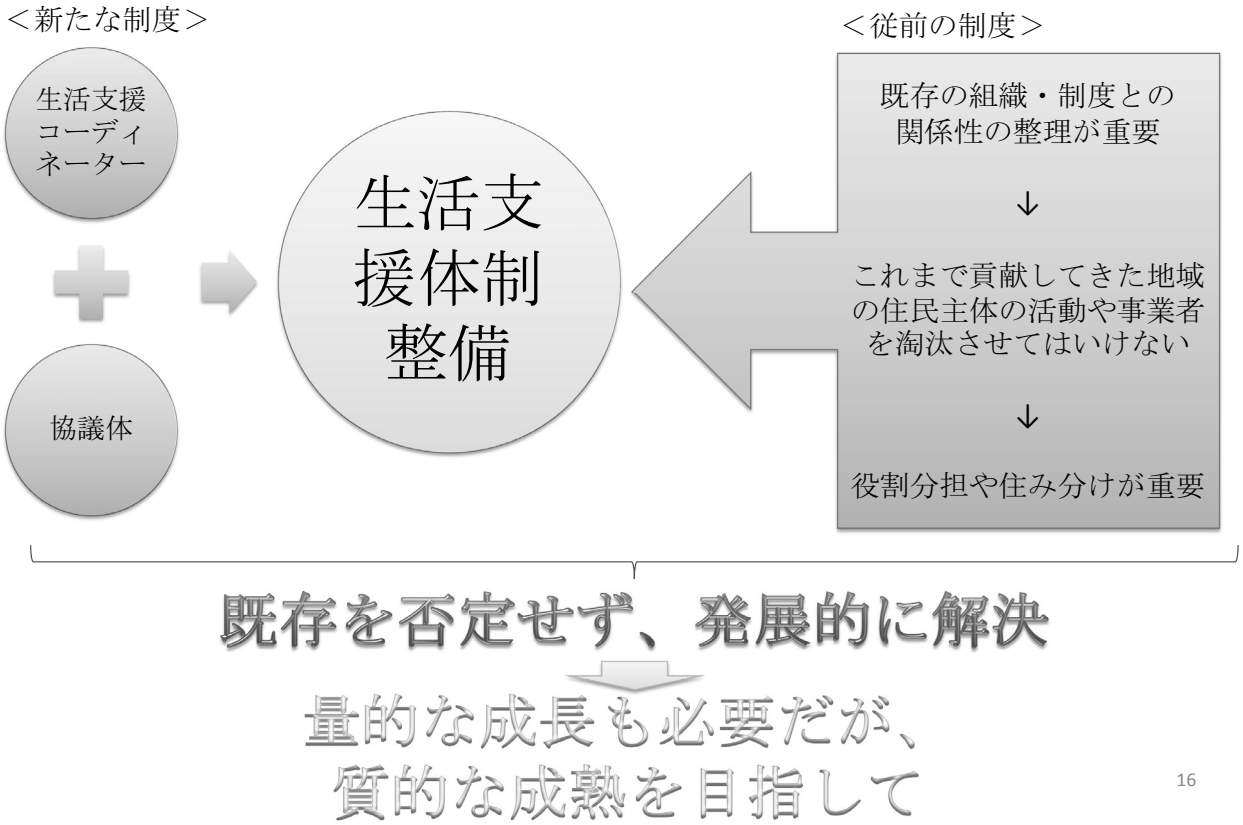

16

１５．現状

基盤が未醸成であることから
→（導入）地域と共に考え始める！

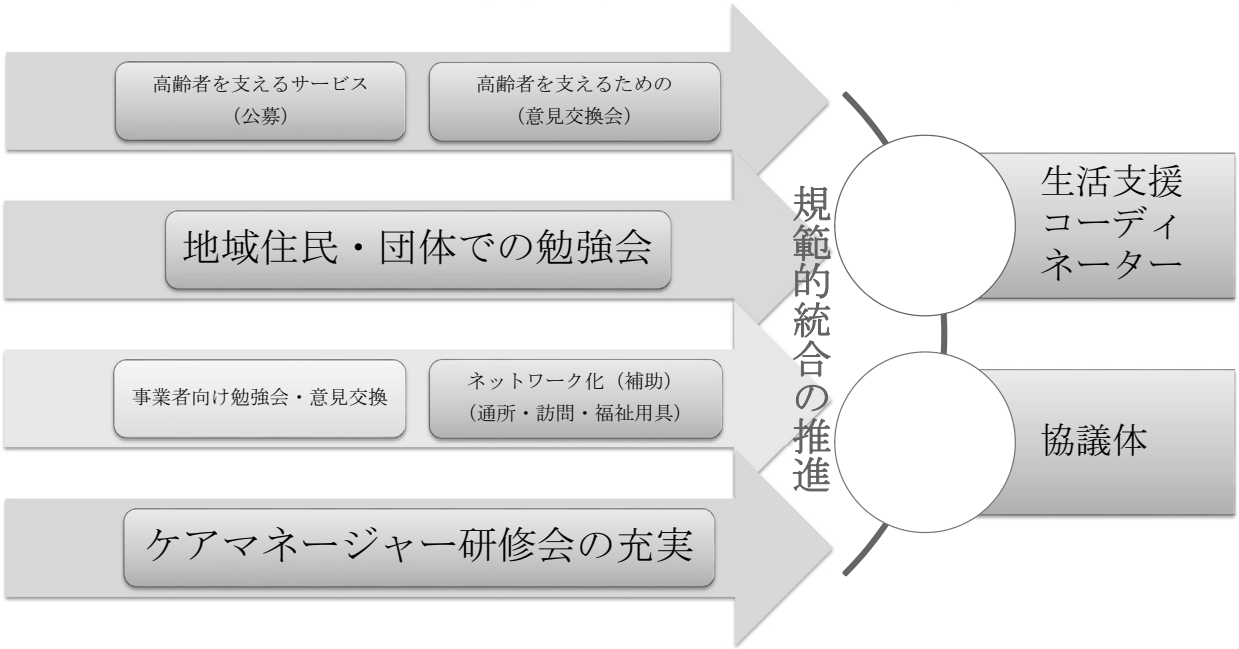

17

１６．普及　→　定着

生活支援コーディネーター
第１層：市全域　→暫定：市職員（増員）

協議体
第１層：高齢者を支え合う地域づくり協議体

＜考え方＞第２層の生活支援コーディネーターの選任と協議体の設置に向けた準備　→地域の中で、最適なものを選ぶ（地域が考える）
・さわやか福祉財団の協力を得て、地域づくりのための勉強会を開催し、可能の地域から順次検討していく
・地域づくりが推進できた地域のモデル化（フォーラム等の開催）
・勉強会に参画する市職員を生活支援コーディネーターへ　（兼任で費用に参入しない）

2016/9/1広報・ＨＰ　■支え合う地域づくり勉強会
高齢になっても住み慣れた地域で自立した生活が送れるようみんなで考えてみませんか。
9月12日㈪①9時30分～12時②14時～16時30分③13日㈫9時30分～12時　会場①青少年会館②ふれあい22③中央保健福祉センター
講師さわやか福祉財団職員　定員各先着60人　費用無料
＜参加者＞計76人　（講師と行政職員が質疑応答しました）

■支え合う地域づくり勉強会（日常生活圏域に拡散）
参加者の意欲が高い地域の協力者を拡散するため、再度勉強会を開催し、地域の協議の場へ昇華できるように継続　講師さわやか福祉財団職員

■先行モデル地域の検討の場（予定）
日常生活圏域単位で住民が主体となり、今後の協議体や生活支援コーディネーターのあり方を検討する（行政は、側面から協働）

■第２層（日常生活圏域）
先行的に協議体・生活支援コーディネーター設置
※サブエリア・ブランチも想定

■地域づくりフォーラム（予定）
先行モデル地域の取り組みに基づき、問題・課題を整理し、先行地域での定着と他地域への普及を目指す

■第２層（日常生活圏域）
全地域に協議体・生活支援コーディネーター設置
※第１層（市全域）の再構築

生活支援体制整備の費用は、人件費でなく、地域で考え、人件費を含めた活動費用
→第２層は、圏域ごとに利用方法は柔軟に（基本ルールは設定）

18

１７．どのように地域を支えていくか（地域包括ケアシステムの構築）

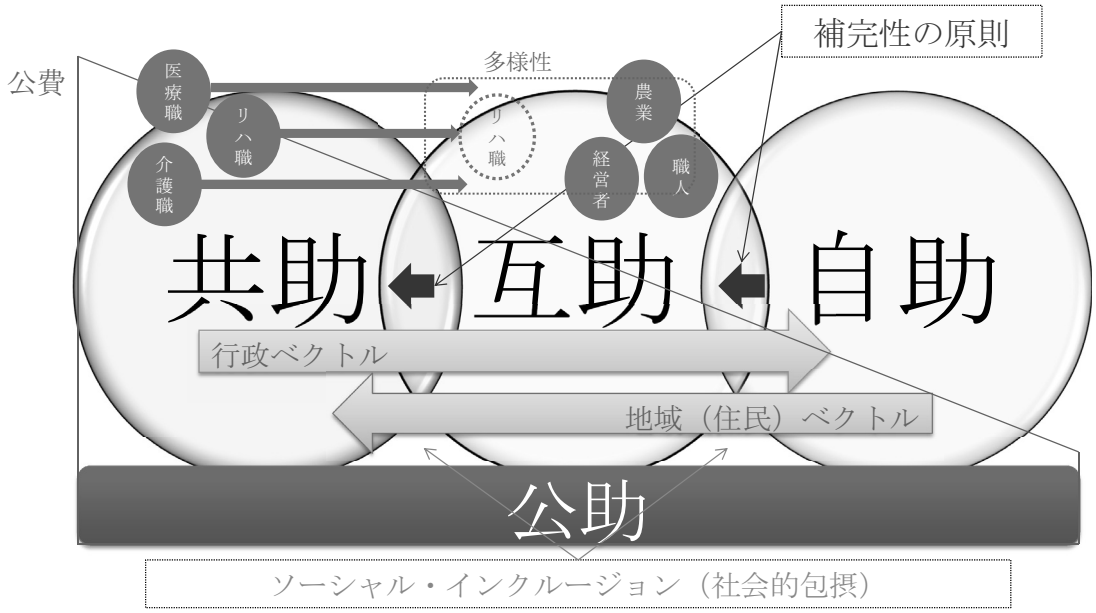

①安定・継続性が重要（行政からの依頼・補助だけでは難しいのでは？）
②自助から考えるが本来の「補完性の原則」（小さいものから大きなものへ）
③制度の歪みを社会的包摂で補完できる地域社会を実現していくべき
④公費負担は別に考える

19

※総合事業の対象者は、「要支援・事業対象者」軽度者＋一般高齢者　→機能改善・維持が可能

１８．本市の地域支援事業

1．介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

1）介護予防・生活支援サービス事業
①訪問型サービス
◎従前相当
○緩和Ａ（H28/3よりモデル事業として3団体で実施）
○住民主体Ｂ（H28/3よりモデル事業として2団体で実施）
△短期集中予防Ｃ（H28/10より実施予定で検討中）※予算化済
○移動支援Ｄ（住民主体Ｂに含んで実施）
②通所型サービス
◎従前相当
●緩和Ａ　検討中
●住民主体Ｂ
◎短期集中予防Ｃ（H27/10より実施）
③生活支援サービス
●未実施（一部任意事業で実施）
④介護予防支援事業(ケアマネジメント)
◎マニュアル等を作成
◎介護予防手帳の作成

対の事業

2）一般介護予防事業
①介護予防把握事業
◎1号被保険者到達時に案内通知
○75歳以上高齢者のみ世帯に対する調査（未回答者には民児協の協力による訪問）
②介護予防普及啓発事業
○元気応援ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ（協賛団体8団体+通いの場12団体）
③地域介護予防活動支援事業
◎介護支援ボランティア
○通いの場の公募（H27/12より12箇所）
○通所型モデル事業（H28/3より元気応援くらぶ22団体）
④一般介護予防事業評価事業
○共同研究等
⑤地域リハビリテーション活動支援事業
●未実施（セラピストとあり方を検討中）

地域の実情・特性に応じ不足するものを補完する

新たな需要を抑制し、新たな人材を確保する

機能強化

2．包括的支援事業
1）地域包括支援センターの運営（地域ケア会議の充実）
◎運営マニュアルを作成
○H29年度から市直営基幹包括、地域包括（11⇒15）
2）在宅医療・介護連携推進事業
◎一部を医師会に委託（情報提供システムの構築、地域サポート医の設置）
3）認知症施策の推進
◎認知症初期集中支援チームを医師会に委託
4）生活支援サービスの体制整備
◎高齢者を支え合う地域づくり協議体を設置
○生活支援コーディネーターの充実（第１層の増員、第２層の配置予定）

効率性

3．任意事業
1）介護給付費適正化事業
◎給付費通知、縦覧点検、医療費突合、ケアプラン点検等
2）家族介護支援事業
◎家族介護慰労金、家族介護用品、家族介護教室、徘徊高齢者家族支援、認知症高齢者見守り
3）その他の事業
◎成年後見、住宅改修理由書作成支援、認知症サポーター養成、シルバーハウジング生活援助員派遣、介護相談員派遣、配食サービス、高齢者緊急通報装置

その他：元気応援ほけん

20

１９．事業の整理（暫定案）

	共助	互助	自助
共通	元気応援キャンペーン 生活支援体制整備（協議体+生活支援コーディネーター）		
専門領域	従前相当（通所+訪問） 通所型サービスＣ 在宅医療・介護連携推進事業 認知症施策推進事業	ＪＡＧＥＳ調査	ダイヤ財団共同研究
それ以外	訪問型サービスＡ+Ｂ（Ｄ）	75歳以上高齢者のみ世帯調査 介護支援ボランティア・オレンジ 通いの場（公募） 元気応援くらぶ（公募） 元気応援ほけん	家族介護予防教室 介護予防手帳

21

２０．実現すべきことと制度の狭間

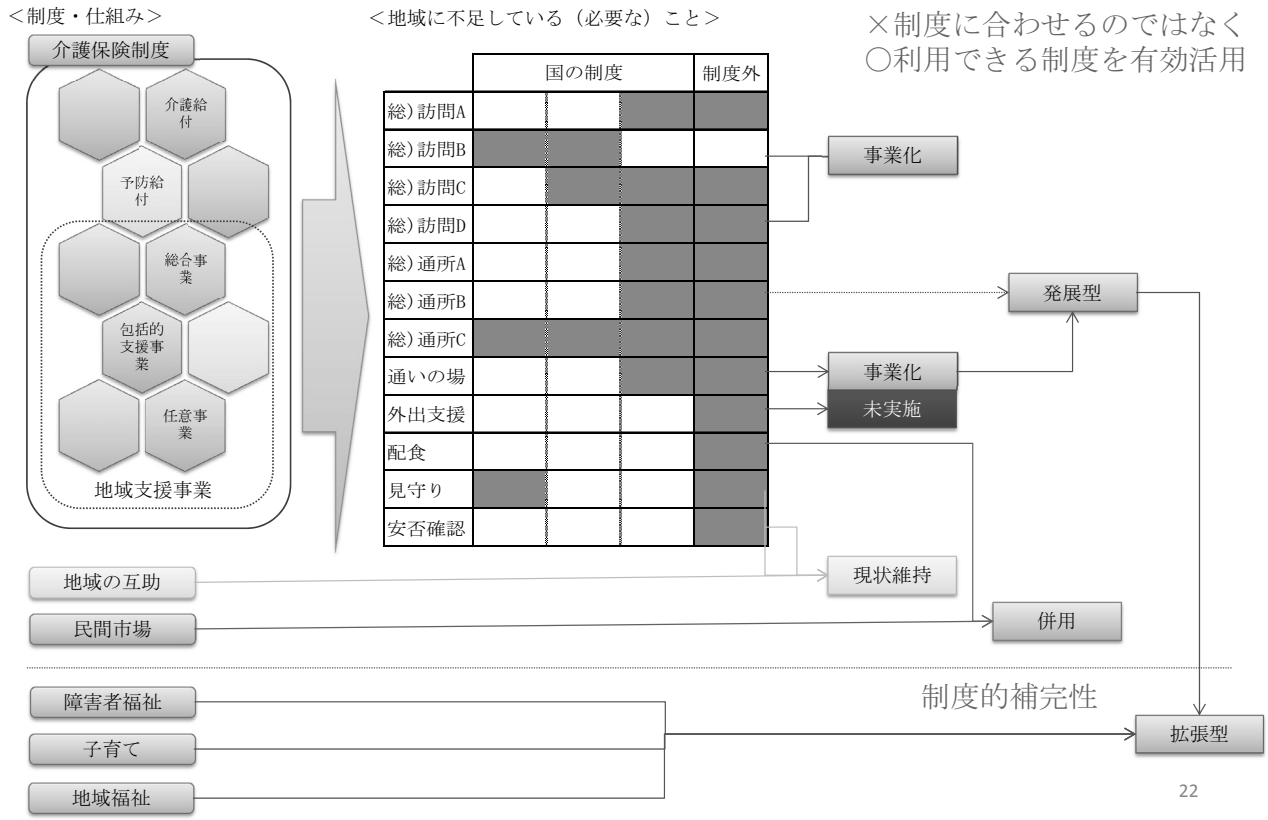

22

２１．今後の展開

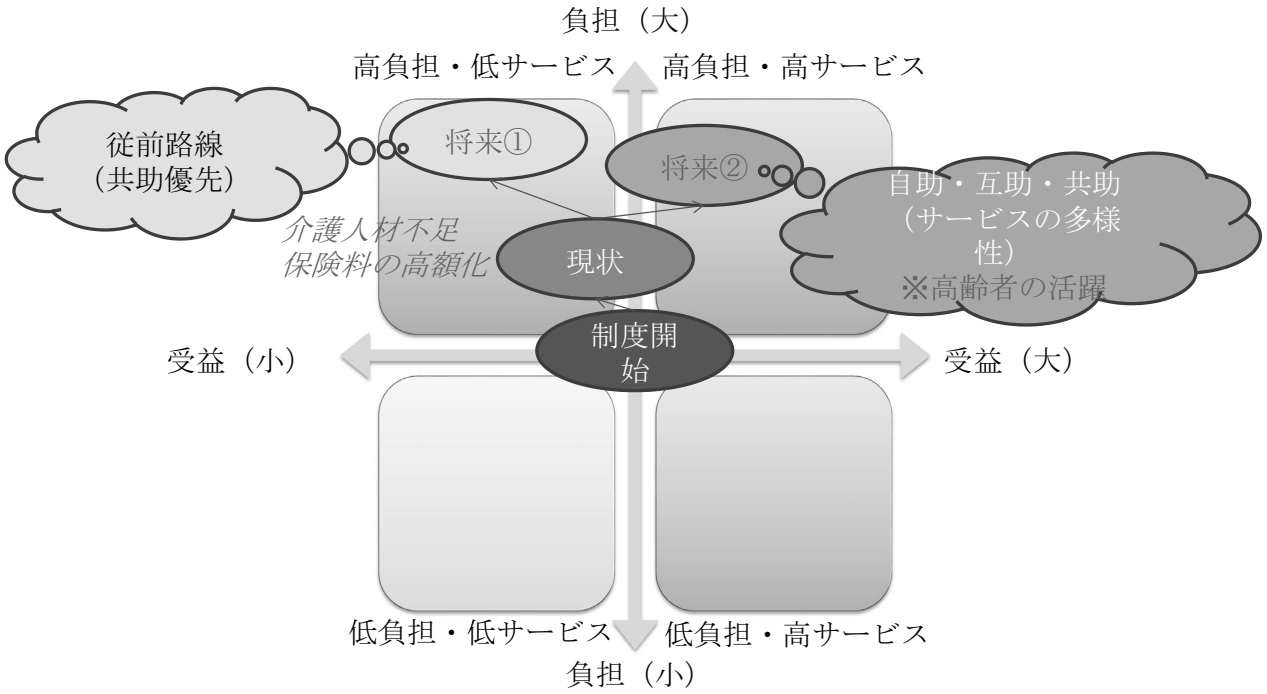

23

２２．保険者機能の発揮

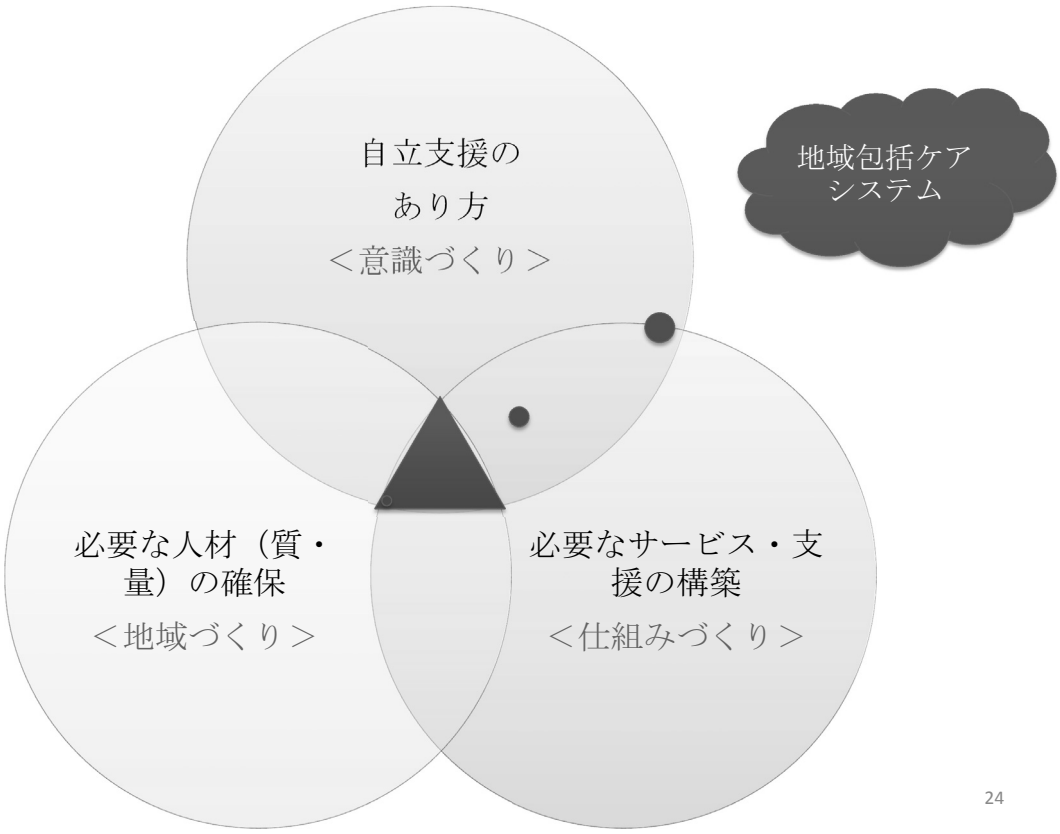

24

２３．成熟に向けて

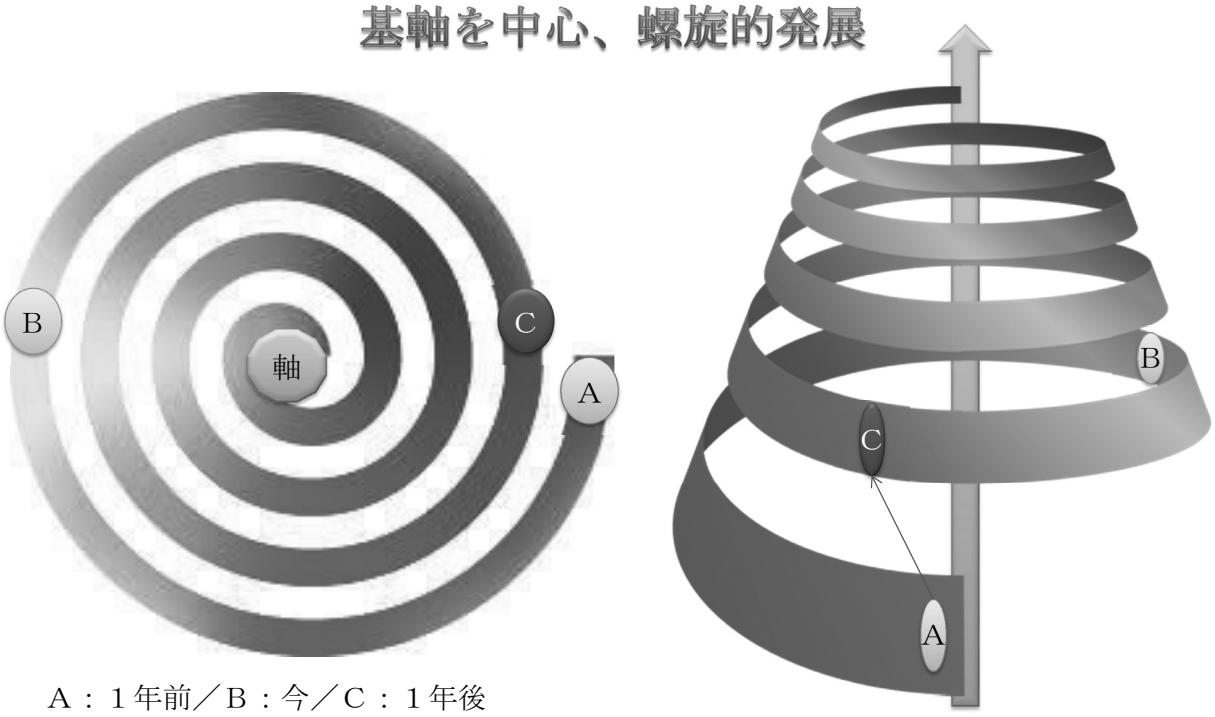

Ａ：１年前／Ｂ：今／Ｃ：１年後

25

平成28年度生活支援コーディネーター
（地域支え合い推進員）指導者養成研修

生活支援体制整備事業における取り組みについて

2016年(平成28年)9月
宮城県多賀城市 保健福祉部介護福祉課

宮城県多賀城市の概要

（平成28年8月1日現在）

■市域面積：19.69㎢

■総人口：62,380人
■高齢者人口：14,024人
■高齢化率：22.48%

■後期高齢者人口：6,362人
■後期高齢者割合：10.20%

（1号被保険者）
■要介護・要支援者認定者数：2,245人
■要介護認定率：16.01%

■介護予防・生活支援サービス事業対象者：109人
（うち基本チェックリスト対象者：43人）
■地域包括支援センター数：３箇所
■第６期介護保険料：5,500円

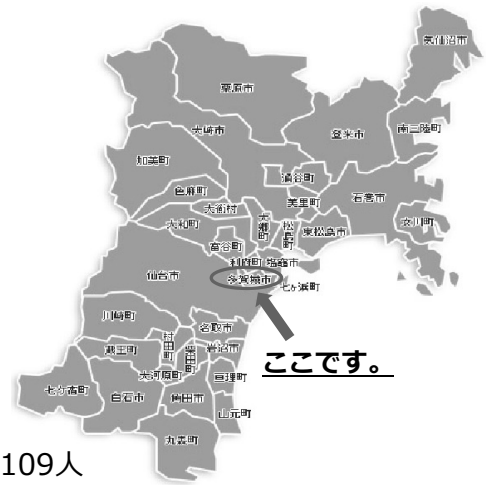

1

被保険者数及び高齢化率の推計

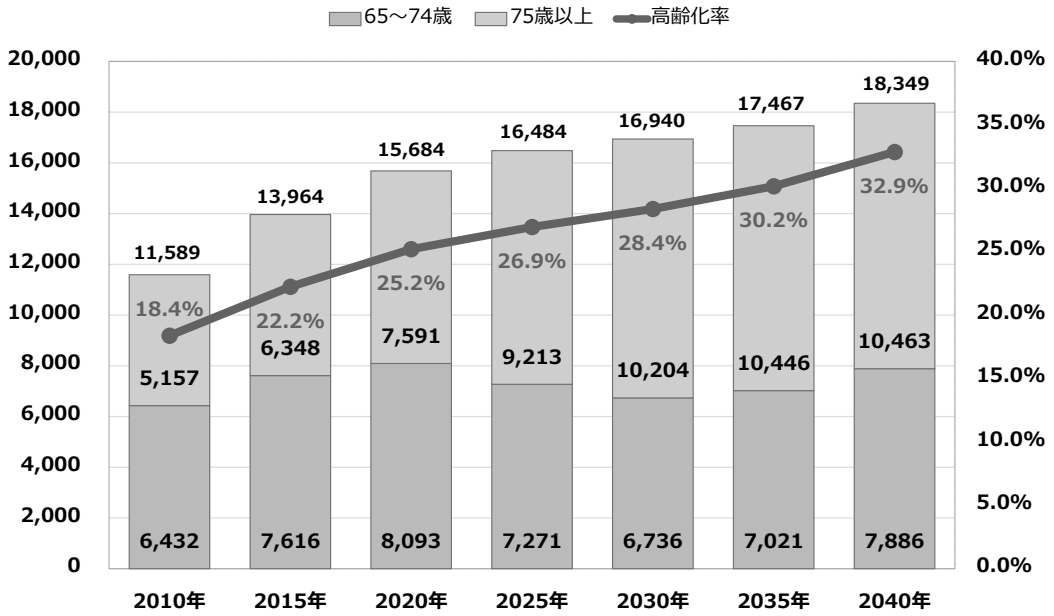

国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口　平成25年3月をもとに作成

2

要介護者数及び出現率の推計

多賀城市高齢者福祉計画（第6期介護保険事業計画）平成27年3月をもとに作成
2015年（平成27年度）までは実績値。2020年（平成32年）及び2025年（平成37年）は推計値

3

多賀城市の地域特性は？

①市域が狭い
→県内35市町村の内、下から3番目

②人口密度が高い
→県内で1番、東北でも1番

③人口移動率が高い
→県内で2番目に高い

④高齢化率が低い
→県内で6番目に低い

仙台市に隣接し、市内にはＪＲ駅が４駅あり、自衛隊駐屯地や国家公務員住宅も多く存在します。

4

地域包括支援センターの設置箇所

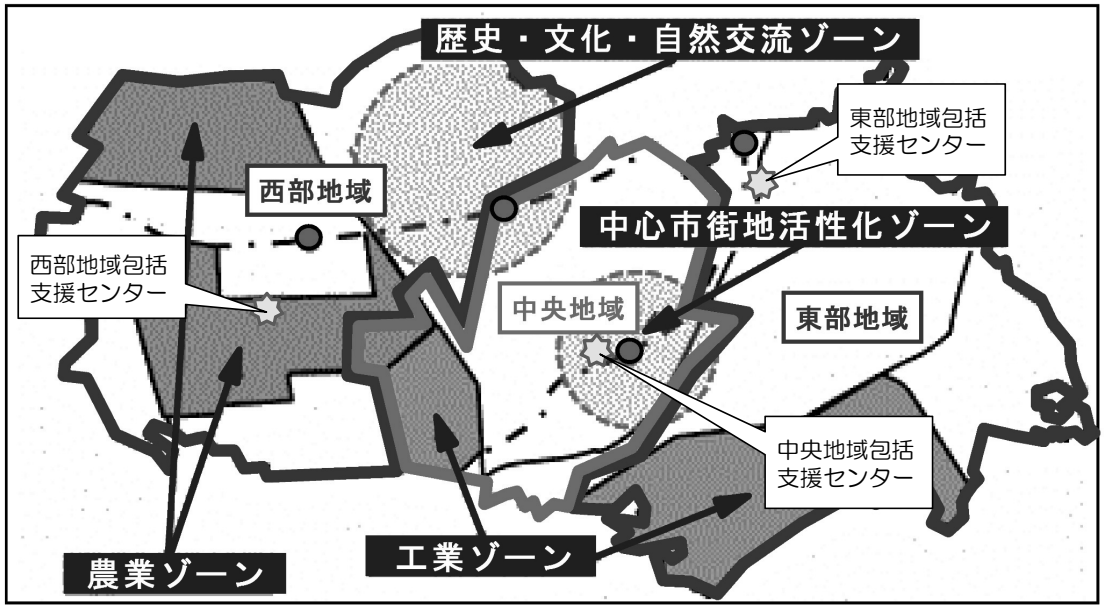

5

各包括エリアの高齢者人口と地域特性

（平成28年7月31日現在）

	西部包括エリア	中央包括エリア	東部包括エリア
高齢者人口	４，１６５人	４，８３０人	５，０２５人
高齢者のみ世帯	１，４３４世帯	１，８２７世帯	１，９１９世帯
うち独居世帯	６９１世帯	９５７世帯	１，０９４世帯
地域の特性	・自然豊かな樹林地や農地が多い。 ・特別史跡多賀城跡をはじめ歴史、文化資源が広く分布している。	・ＪＲ多賀城駅周辺に市街地再開発が進められている。 ・防災拠点機能を有した産業振興に資する施設を誘致	・臨海部の工場地帯が東日本大震災により被災。再興が図られている。 ・川・運河を活用した水辺と緑豊かな景観

6

生活支援体制構築に向けた取り組み

導入時期・体制検討

先進地視察（東京都武蔵野市、千葉県流山市）
２課合同（介護福祉課・健康課）

事業の枠組み検討

事業者向け説明会（概要、意見交換等）
シルバー人材センター、社会福祉協議会他 計18名参加

事業周知方法検討

講演会（講師：池田理事長、高橋教授）174名参加
職員研修（講師：池田理事長）55名参加
地域説明会（講師：池田理事長・計6か所）203名参加

協議体準備委員会

次年度メニュー及び契約方法等検討、事業費積算

地域説明会開催

協議体及び生活支援コーディネーターの配置検討

体制の整備

7

講演会の開催

（目的）
　地区役員や各種団体の方を対象に、総合事業について理解していただき、地域での支え合いによる住民主体のサービスの担い手として、また協議体の構成メンバーとして活動していただく。

（参加者数）１７４名

（効果）

「自分達の今の活動が、介護予防につながっている。」という<u>意識付けになった</u>

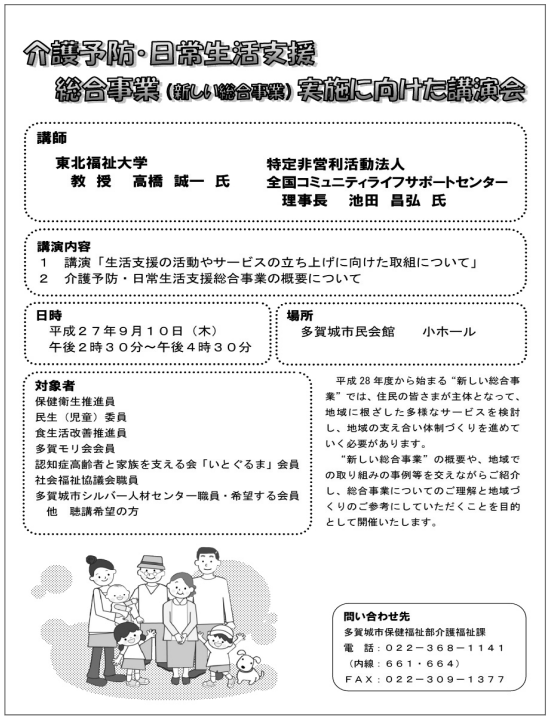

介護予防・日常生活支援
総合事業（新しい総合事業）実施に向けた講演会

講師
東北福祉大学
教 授　高橋 誠一 氏

特定非営利活動法人
全国コミュニティライフサポートセンター
理事長　池田 昌弘 氏

講演内容
１　講演「生活支援の活動やサービスの立ち上げに向けた取組について」
２　介護予防・日常生活支援総合事業の概要について

日時
平成２７年９月１０日（木）
午後２時３０分～午後４時３０分

場所
多賀城市民会館　　小ホール

対象者
保健衛生推進員
民生（児童）委員
食生活改善推進員
多賀モリ会会員
認知症高齢者と家族を支える会「いとぐるま」会員
社会福祉協議会職員
多賀城市シルバー人材センター職員・希望する会員
他　聴講希望の方

平成 28 年度から始まる“新しい総合事業”では、住民の皆さまが主体となって、地域に根ざした多様なサービスを検討し、地域の支え合い体制づくりを進めていく必要があります。
“新しい総合事業”の概要や、地域での取り組みの事例等を交えながらご紹介し、総合事業についてのご理解と地域づくりのご参考にしていただくことを目的として開催いたします。

問い合わせ先
多賀城市保健福祉部介護福祉課
電　話：０２２－３６８－１１４１
（内線：６６１・６６４）
ＦＡＸ：０２２－３０９－１３７７

8

協議体準備委員会①

（目的）多様なサービス提供主体が参画し、情報の共有、連携強化の場とする。
　　２８年度から始まる協議体で協議していく課題を整理する。

（委員）・社会福祉協議会　・シルバー人材センター　・みやぎ生活協同組合
・民生委員　・児童委員　・保健衛生推進員
・食生活改善推進員　・認知症高齢者と家族を支える会「いとぐるま」
・多賀モリ会　・地域包括支援センター　計１１名

（３回の委員会を通して）地域資源の見える化を行い、 課題を抽出

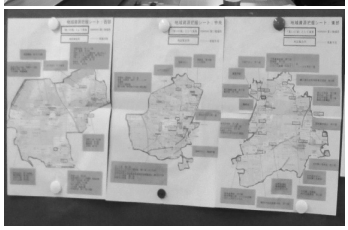

（課題）
「地区によって活動に差がある」
「活動場所がないところがある」
「地区役員がお互いの活動、役割を知らない場合がある」
「出てこられない人をどうするか」

（協議体として取り組むこと）
・まだ把握していない小さな支え合いの活動を探す
・住民への啓発　→　理解してこそ担い手づくりにつながる
・集いの場の整備の検討
・関係機関との連携作り

9

協議体準備委員会②

開催回	日程	検討内容	参加者
第１回	11月20日	（1）多賀城市介護予防・日常生活支援総合事業の概要について （2）協議体設置に向けて	委員
第２回	12月18日	（1）協議体準備委員会の役割について （2）地域資源の把握と課題の抽出について	委員 ファシリテーター（県社協）
第３回	2月24日	（1）地域資源把握から見えた地域課題の抽出について （2）平成２８年度からの協議体について	委員 ファシリテータ（県社協）

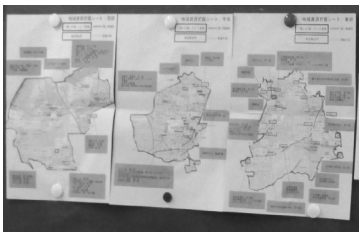

市内３ブロックごとに地域資源をまとめたマップ

準備委員会からの気付きの例
「集う活動がたくさんあってもバラバラに動いているのでつなげたらどうか」
「いつでもふらっと立ち寄れるような毎日型のサロンがあれば」

・平成２８年度からの協議体へ引き継ぎ
・準備委員会委員を協議体のメンバーへ

10

地域説明会の開催

○　包括エリアごと西部・中央・東部の３ブロックで、日中・夜間など時間を変更し、２回ずつ計６回開催し、計２０３名の方が参加しました。

　生活支援の活動やサービスの立ち上げに向けた取組について、特定非営利活動法人　全国コミュニティライフサポートセンター池田昌弘理事長を講師にお迎えし、お話いただきました。

担当職員が寸劇で楽しく協議体を説明しました

寸劇を動画でご覧いただけます
http://youtube/ywYWJN_IJA

11

協議体の設置に向けて①

①何層構造にするか？

→提案と決定する役割を分担させるため2層構造に！

第２層は住民主体で資源発掘や開発、サービス検討を実施
第１層は第２層の提案内容を検討（諮問機関的立場）

②第１層はどうする？

→地域包括支援センター運営協議会を充てる

様々な会議を立ち上げると限られた人数で開催するのは大変。
第２層をメインに据えるので、あまり回数は必要ない。
ちょうど改選のため、学識経験者枠で専門の先生にお願いしては？

③第２層はどうする？

→既存の会議とは別に包括エリア単位で立ち上げる

既存の会議はそれぞれ目的があり、一緒にすると混同する恐れも。
地域のキーマンは今はまだ限られているので、重複はやむを得ない。

12

協議体の設置に向けて②

④既存の会議との関わりは？

→それぞれの役割を活かし、情報が連携できるように

地域ネットワーク会議、地域ケア会議、ケアマネジャー会議がある。
それぞれ地域包括支援センターが実施しているため、情報を共有できる方法を考える。
特に**地域ネットワーク会議**は、協議体に通じる役割を持っているため、**第３層的な位置付け**と考える。

⑤生活支援コーディネーターはどうする？

→地域包括支援センターに委託する

長年に渡り地域と関わり、様々な団体とも顔の見える関係性を持っている地域包括支援センターにお願いすることで、既存の会議ともスムーズに連携ができる。
第２層がメインのためそこに配置。包括エリア単位で分けるため丁度いい。
第１層は学識経験者枠として専門の先生にお願いできれば、当面は役割的に不要。

13

協議体の全体イメージ

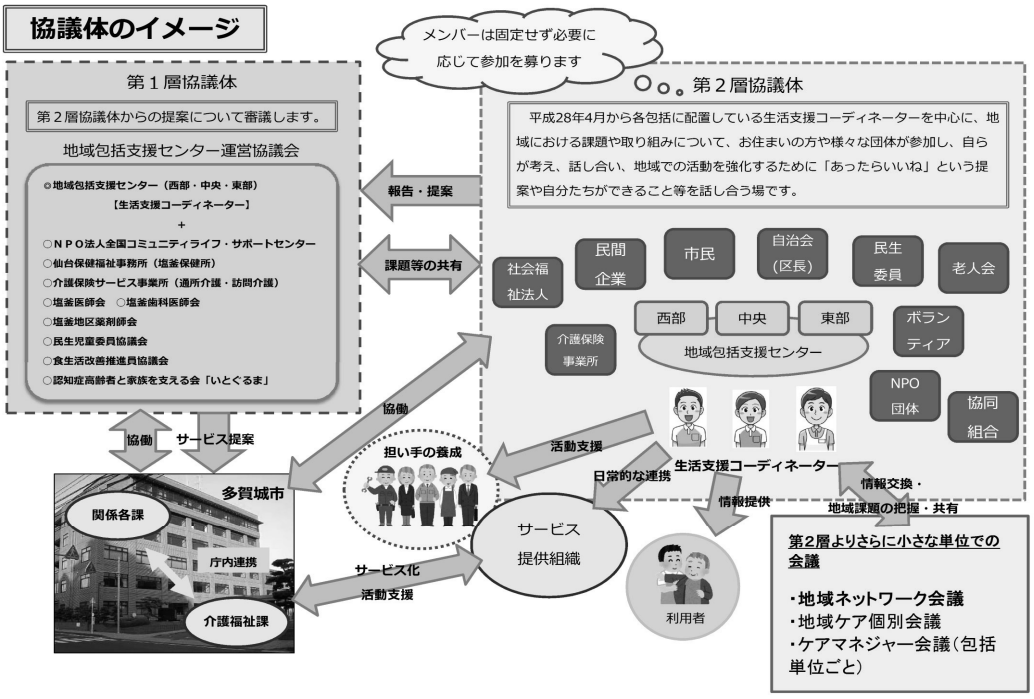

14

協議体の構成イメージ

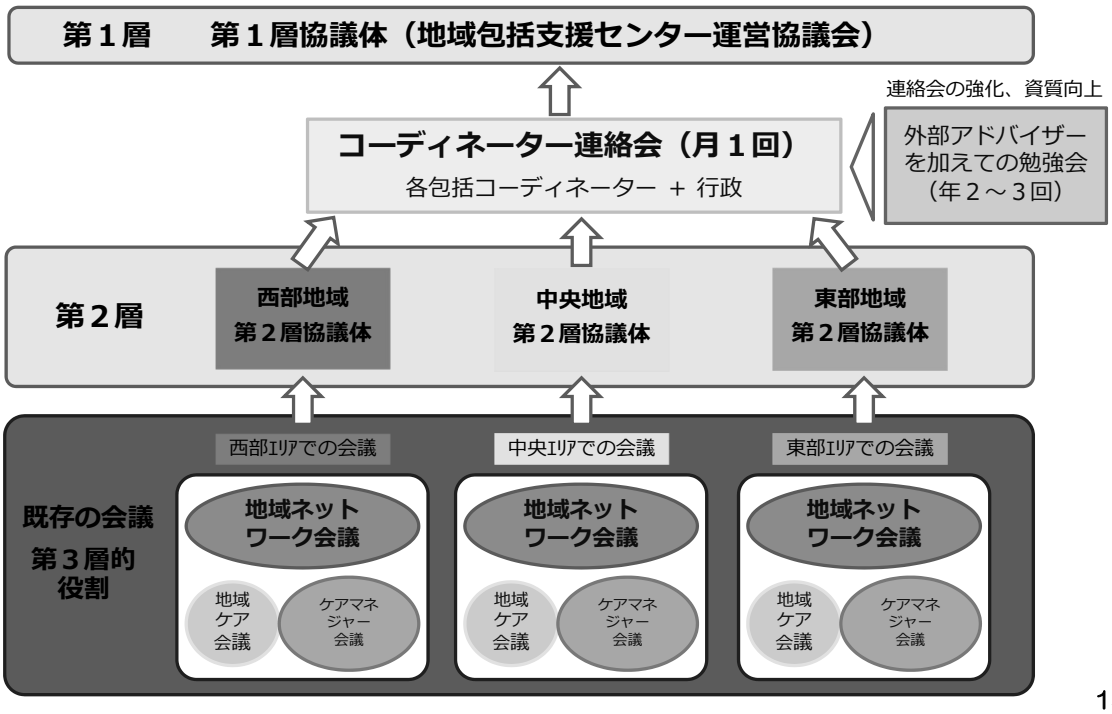

15

既に実施している地域とのネットワークづくり①

○各包括ごとに地域ネットワーク会議を開催

多賀城市では、円滑に地域ケア会議を実施できるよう、平成２５年度から、各行政区との情報交換会、ネットワーク会議に取り組んできました。

（参加者）地域包括支援センター職員、区長、民生委員
（テーマ）地域で気になる高齢者(閉じこもり、認知症、高齢者虐待等)の情報提供

会議の様子

制度改正に向けた勉強会

【テーマ】
・地域ケア会議とは？
・認知症対策
・介護保険法　　など

16

既に実施している地域とのネットワークづくり②

○ネットワーク会議の結果①

・地域課題の把握ができた。
・あらたな活動へのつながりが生まれた。

⇒認知症カフェ、お茶飲み会、ラジオ体操、見守りキーホルダー　など

※地域の集い（お茶っこ飲み会）

ネットワーク会議を通じて、認知症対策の必要性を感じ、「認知症ゼロのまちを目指して」をスローガンにお茶っこ飲み会を始めました

17

既に実施している地域とのネットワークづくり③

○ネットワーク会議の結果②

※ラジオ体操

※見守りキーホルダー

18

既に実施している地域とのネットワークづくり④

○ネットワーク会議の結果③

・元気な高齢者と関わりを持つことができた。
・包括の事を知ってもらえた。
・地域の事を知ることができた。
・協力を得られるようなった。

（効果）

1．地域ネットワーク会議により協議体がイメージしやすかった！

2．地区の役員との関係性ができた（何でも話ができる！）

すでにネットワーク会議が協議体として機能

19

生活支援コーディネーター①

地域づくりに取り組んできた各地域包括支援センターに生活支援体制整備事業を委託

（1）第２層コーディネーター
⇒市内の３地域包括支援センターにそれぞれ配置
※第１層コーディネーターについては、第２層の状況により配置を検討

（2）委託期間
平成２８年４月１日～平成２９年３月３１日

（3）委託内容
・協議体（第２層）実施による地域づくりの推進
・地域に関する情報の整理・収集
・地域分析の実施
・生活支援コーディネーター連絡会議（月1回）

20

生活支援コーディネーター②

○第２層生活支援コーディネーターの役割

①協議体（第２層）実施による地域づくりの推進
⇒コーディネーターは地域へ出て資源やニーズを把握、活動に参加
必要メンバーの選出、運営方法もコーディネーターへ一任

②地域に関する情報の整理・収集
⇒情報を関係者へフィードバック
連携・ネットワークの強化を図る

③地域分析の実施
⇒地域の特性や強み、不足している資源などの課題について分析

④生活支援コーディネーター連絡会議（月1回）

⑤研修への参加
⇒コーディネート機能を高める

21

協議体について

（1）第1層⇒多賀城市全域
地域包括支援センター協議会運営協議会をあてる
第1回　平成28年6月24日　今年度3回開催予定

（2）第２層⇒西部・中央・東部の３圏域の包括エリア
それぞれ5月下旬から6月初旬に立ち上げ
月1回開催

第１回目の東部地区協議体です

このほか各包括エリアごとの、**「地域ケア会議」**や**「ネットワーク会議」**といった、さらに小さな単位での会議を協議体に活かす。
（第３層的な役割）

22

第２層協議体（西部地区）

①開始時期
平成２８年６月

②メンバー
・区長・民生委員・老人クラブ・保健衛生推進員・ケアマネジャー
・通所介護事業所・被保険者代表　　計１０名

③課題
市職員への苦情や要望が出ることも多く、発言数に偏りがある

④今後の進め方
少しずつ建設的な話しができ始めているところであり、地域における見守り体制の構築を目指していきたいという認識で一致にいたっている。

23

第２層協議体（中央地区）

①開始時期

平成２８年６月

②メンバー

・区長　・民生委員・保健衛生推進員・介護予防サポーター
・ケアマネジャー・通所介護事業所・小規模多機能型居宅介護
・郵便局・シルバー人材センター　計１１名

③課題

区長より、地域で既に行っている取組みについての話があり、他の協議体メンバーが知らない話題が提供されるなど、情報交換の場として機能している。一方、堅苦しい雰囲気が抜けず自由な発言がしにくい。

④今後の進め方

開催場所を変え、グループワークなども取り入れるなど議題がマンネリ化しないよう工夫して取り組んでいく予定である。

24

第２層協議体（東部地区）

①開始時期

平成２８年５月

②メンバー

・（前）区長・介護予防サポーター・保健衛生推進員・食生活改善推進員
・ケアマネジャー・通所介護事業所・住民主体の集まりを運営している方
・被保険者代表　５名から開始→現９名

③課題

地域での役職を持つ方がいないため、堅苦しくない雰囲気で行われていることが特徴であるが、一方で地域での取り組みをどのように決定していくべきかが課題である。

④今後の進め方

２０２５年問題を取り上げるなど、協議体で話されるテーマは自分たちにも関わる問題であると認識して貰えるよう働きかけを今後もしていく。

25

協議体を円滑に進めるために①

コーディネーター連絡会議　⇒　月1回開催

（目的）
　他のエリアのコーディネーターとともに定期的に情報交換・情報共有する場をつくり、他エリアの先行事例を取り入れたり、互いに補完し合うことで、多賀城市全体の地域づくりに活かせるよう取り組む。

（内容）
・地域資源及び地域ニーズの把握状況
・第２層協議体の内容、
・資源開発に向けた活動について
　各コーディネーターから報告、意見交換

26

協議体を円滑に進めるために②

外部アドバイザーの活用

協議体をやってみて、コーディネーターの悩み
・意見の強い人がいる、発言に偏りがある･･･
・地域での取り組みをどのように決定して
　いくべきか･･･
・議題がマンネリ化してきてしまう･･･

宮城県社会福祉協議会が実施している
「生活支援アドバイザー派遣事業」を
活用し定期的に勉強会を開催（年２～3回）
・第２層の協議体の進め方について助言
・参考事例等の提供

27

協議体を円滑に進めるために③

行政職員として

①フットワークを大事に

地域づくりへの足掛かりとして、それぞれの地域で行われている活動を把握し、活動に携わる方達と顔が見える関係を作るため、生活支援コーディネーターと共に積極的に地域へ出向くことを心がけています。

この活動は区切りをつけず、継続することが重要と考えています。

②生活支援コーディネーターに全部を任せない

委託したからといって、一人で地域の全てを把握し、支援体制を作り、担い手を育成してもらおうとは思っていません。

我々行政職員も共に考えながら進めていくつもりです。

③協議体では聞き役に

協議体は参加される地域の皆さんが主役のため、仕切りは生活支援コーディネーターにお任せして、行政は聞き役に徹するようにしています。

もちろん、話の流れで発言する場合もありますが、行政の事業計画を見据えた指示や誘導をしたりすることはしません。

28

今後に向けて

①第２層協議体の活性化

第２層協議体が参加者により主体的に実施され、課題や提案が行われるようにならなければ、なかなか第１層協議体でも議論に発展しません。

そのためにも、参加されている皆さんが自らの問題と捉え、自分達で何ができるかを考えられるような仕掛けを生活支援コーディネーター連絡会議をうまく活用しながら、検討していきたいと考えています。

②第１層協議体が機能するための方策を検討

第1層協議体は第２層からの提案を検討する場という位置付けで考えてはいますが、年に数回しか開かない協議会のため、継続的に検討するといったことは難しく、実際に提案が出された時にいかに限られた時間の中で判断や決定をしていただけるか、という問題があることから、他市町村の事例や外部アドバイザーの意見を聞きながら、会の進め方や提案の仕方などについて、検討する必要があると考えています。

29

生活支援体制整備事業 スケジュール

		平成２７年度	平成２８年度				平成２９年度			
		１１月～３月	４～５月	６～９月	１０～１２月	１～３月	４～６月	７～９月	１０～１２月	１～３月
協議体準備委員会										
市で実施	第１層協議体（地域包括支援センター運営協議会）		年度内に２～３回実施				年度内に２～３回実施			
市で実施	各関係機関にコーディネーター・協議体の取組みを説明		各種総会の場を活用							
市で実施	サービス・支援の担い手の養成		介護予防サポーターの育成、社会福祉協議会、シルバー人材センター等との連携							
共同で実施	コーディネーター連絡会議		各コーディネーターのスケジュール、進捗状況確認							
各包括にて実施する内容	第２層協議体（各包括で地域の実情に合わせ実施）		メンバー選出	協議体の実施						
各包括にて実施する内容	１　地域資源及び地域ニーズの把握		地域に埋もれた資源の発掘							
各包括にて実施する内容	２　資源開発									
各包括にて実施する内容	ア　地域に不足するサービス・支援の創出			不足サービスの把握			不足サービスの創出			
各包括にて実施する内容	イ　元気高齢者等が担い手として活動する場の確保			活動ニーズの把握						
各包括にて実施する内容	３　ネットワーク構築									
各包括にて実施する内容	ア　関係者間の情報共有			協議体の中で情報共有・連携のあり方を検討→情報共有・連携の体制を構築						
各包括にて実施する内容	イ　サービス提供主体間の連携の体制づくり									
各包括にて実施する内容	４　ニーズとのマッチング									
各包括にて実施する内容	ア　地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング			地域ごとの活動ニーズ・支援ニーズの把握、マッチング						
各包括にて実施する内容	イ　サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源のマッチング									

30

ご清聴ありがとうございました

多賀城市観光協会キャラクター
「た　が　も　ん」

31

奄美市における
生活支援体制整備事業への取り組み

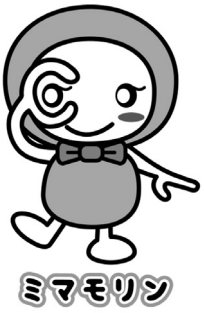

平成28年10月8日
鹿児島県奄美市

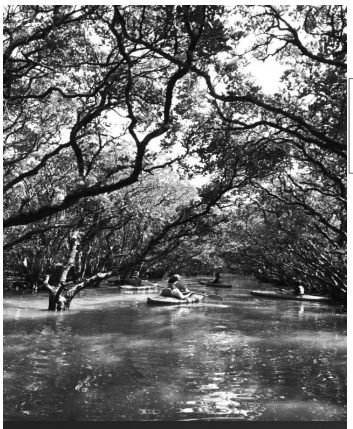

1. 奄美市の概況

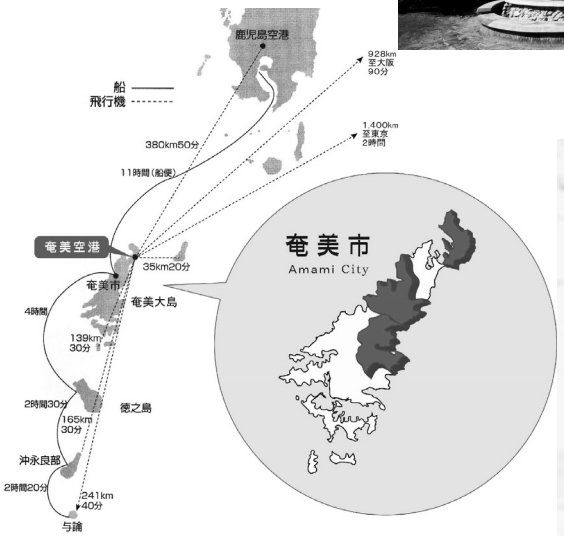

鶏のスープをかけて食べる郷土料理

鶏飯

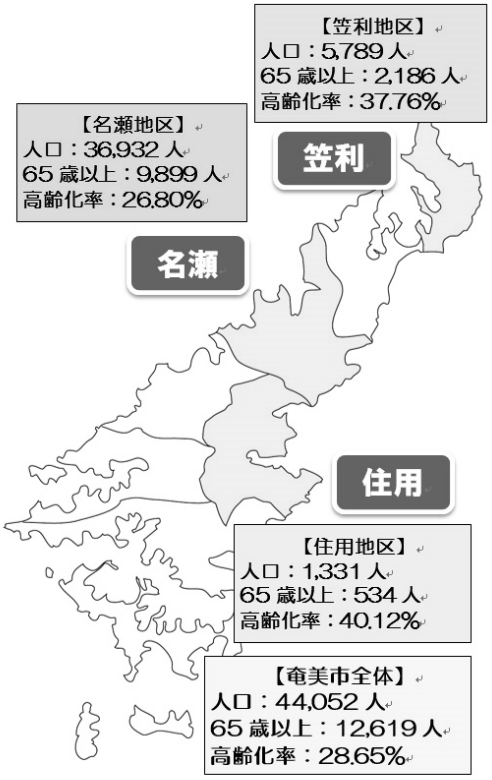

※人口：平成２８年４月１日時点

■平成18年3月20日　1市2町合併
■総人口　44,708人（平成28年4月1日）
■高齢者人口　12,624人
■高齢化率　28.65　%
■地域包括支援センター3ヶ所（直営）
　在宅介護支援センター7ヶ所
■要介護認定率　23.6　%
■介護保険料　6,400円
■日常生活圏域　3圏域（旧市町村）
　（今後8圏域を検討）
■協議体組織　中学校を主体にした
　8圏域
　名瀬（6地区）、住用（1地区）、
　笠利（1地区）
■総合事業開始　平成29年4月

2.人口の推移

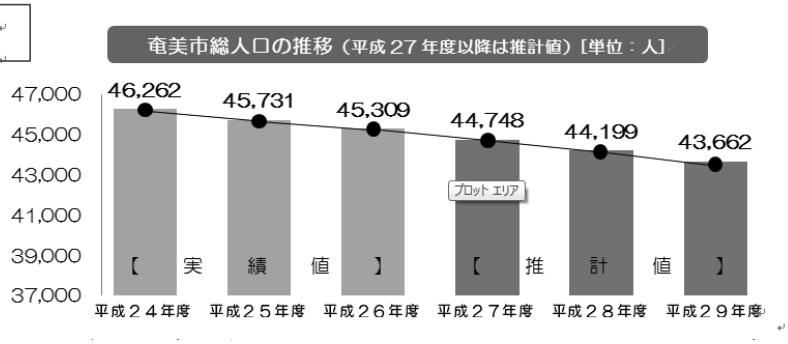

3.高齢者人口推移

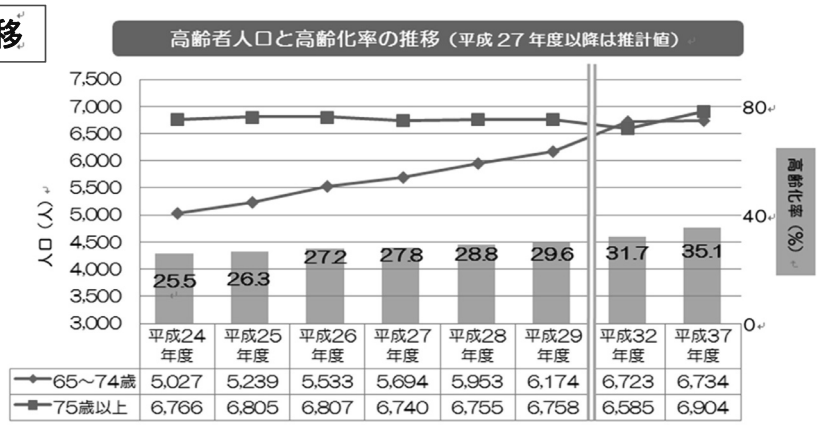

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
65～74歳	5,027	5,239	5,533	5,694	5,953	6,174	6,723	6,734
75歳以上	6,766	6,805	6,807	6,740	6,755	6,758	6,585	6,904

基礎資料：住民基本台帳（各年１０月１日時点）

奄美市の状況

・名瀬地区において、自治会設置率が低い（特に、市街地）
・市街地は、隣近所とのつながりが薄い
・人口減少、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯増加、子ども達は島外居住多い　⇒キーパソンが身近にいない人も多い
・団地での高齢化、一人暮らしの孤独死
・要支援1,2の介護保険認定者（33.3%）サービス利用が多い
・第6期介護保険料は県内でも2番目に高い
・核家族が多く、共働きの家庭も多い
・子育て支援が必要な親子も多い・・等々

いいところ
・民生委員の積極的な地域活動が多い傾向
・地域の状況を気にして動いてくれる方もいる
・団塊の世代で元気な方も多い
・地域によっては集落の助け合いができている所もある（結いの精神の継承）

生活支援体制整備事業への取り組みの経緯

平成26年9月4～5日（東京）
生活支援コーディネーター中央研修参加

平成26年11月10日（福岡）
「さわやか福祉財団」主催による研修会へ参加
（中央研修を受講した人を対象として開催）

↓

**総合事業、認知症対策、生活支援体制整備事業・・
奄美市は、どう進める？？**

第1　総合事業に関する総則的な事項

新しい総合事業のガイドライン

1　事業の目的・考え方

（1）　総合事業の趣旨

○　総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

（2）　背景・基本的考え方

イ　多様な生活支援の充実
　住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ　高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり
　高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ　介護予防の推進
　生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ　市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開
　地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ　認知症施策の推進
　ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

ヘ　共生社会の推進
　地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

総合事業、生活支援体制整備事業、認知症対策等も、全てつながっていく

・事業展開をしていくためには、1人の担当職員だけでは、負担が大きい

・職場の仲間の理解、市役所の関係各課や関係団体の理解・協力が必要。

そして、何よりも住民の理解は、不可欠

・地域での支え合い体制の必要性について

⇒住民への理解をすすめるとともに、住民と一緒に地域を見直し、地域に必要な資源を考えていく。

（住民の理解や資源づくりには、時間がかかる）

勉強会から第1層コーディネーター選出から第2層協議体設立までの経緯

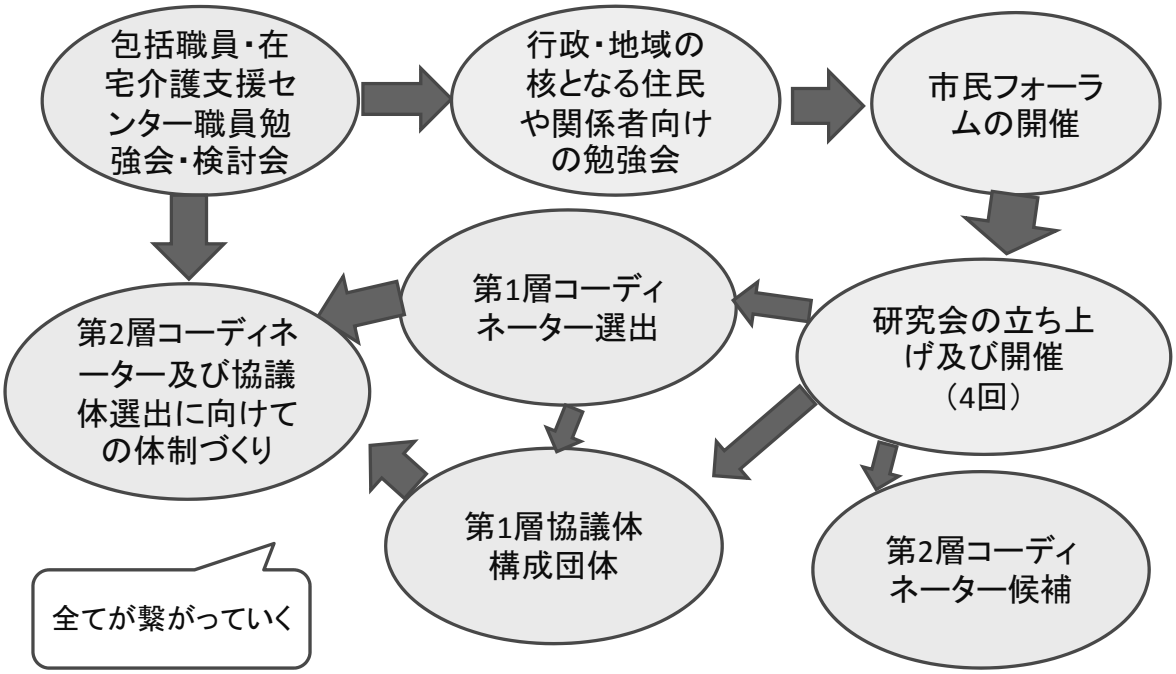

勉強会やフォーラムの開催

↓

「地域支え合い体制を考える会」研究会としての取り組みへ

研究会立ち上げまでに取り組んだこと①

①勉強会の開催（平成27年3月13日　18時～20時　　75名参加）

地域づくりの核となりうる方々への勉強会の開催

参加者：行政関係者（市民協働、健康増進、福祉、企画、環境対策等）　自治会、各種団体　、日頃から地域活動に関心のある住民等に呼びかける、（第2層、3層も視野に入れ、支所の職員や住民代表も参加）、市議会議員、在宅介支援センター、NPO等

内容：「介護保険の改正とこれからの支え合い体制づくりについて」
講話及びディスカッション

講師：①厚生労働省老健局振興課　　佐々木原　剛　氏
②公益財団法人さわやか福祉財団　堀田　力　氏

②市民向けフォーラムの取り組み（平成27年3月14日　13時～16時半　約250人参加）

「新地域支援事業フォーラムin奄美」の開催　　主催：さわやか福祉財団

内容：①基調説明「介護保険が変わる。住民での助け合いの仕組みづくり」
②基調講演「今、助け合いを広めるとき」
③パネルディスカッション　　地域活動や推進者の5人

研究会立ち上げまでに取り組んだこと②

◆庁内の他課への説明及び各団体等への研究会の立ち上げ説明

市民協働推進課、健康増進課、福祉政策課、企画調整課、環境対策課、保護課、商水情報課等へ参加協力について各課長へ伺いの合議及び説明。会への出席は係長へ
（今後の展開を予想し、中間管理職の立場の方）依頼

◆各種団体への説明及び参加呼びかけ

民生委員、老人クラブ、介護支援専門員代表、自治会関係者
社会福祉協議会、認知症の家族会、 NPO関係者、等

◆勉強会への参加者や第2層、第3層も含め、地域活動に意欲的な住民へ声かけ

◆地域包括支援センター業務に関係する職員への説明

各支所を含む地域包括支援センター職員、在宅介護支援センター職員

研究会メンバーは、大づかみ方式で選定

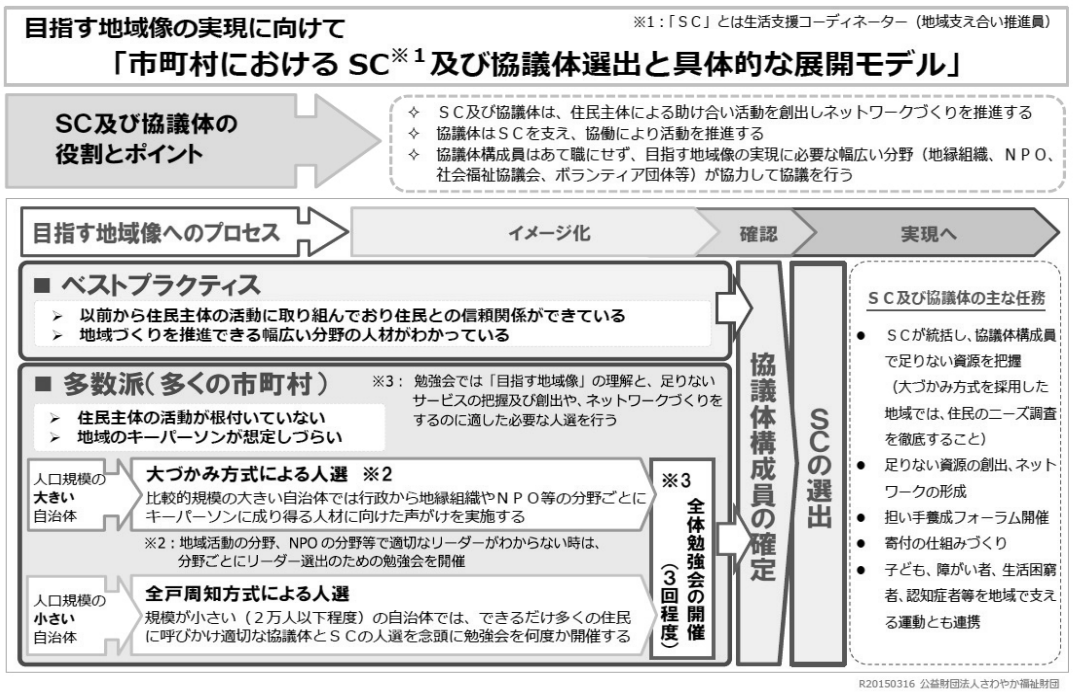

奄美市としては、第1層を先に手がける

約44,000人の人口で、小学校校区毎にでの第2層を立ち上げると、8地区での第2層協議体及びコーディネーターが選出予定。市としての方向性の共有が必要。

その中で、奄美市全体としての方向性や情報の集約、第2層のコーディネーターや協議体立ち上げの相談・支援を行うまとめ役の立ち位置として、第1層の協議体やコーディネーターが必要。

「地域支え合い体制づくりを考える会」として研究会を開催

目的：地域住民や行政、関係者が一緒になり地域での支え合い体制の理解を深めながら、第1層の協議体構成員や生活支援コーディネーター選出を目的として研究会を行う。

開催回数：4回 （18：30～20：30 ） 多くの方が参加者しやすい夕方に開催

◇開催前には、毎回、各支所の包括職員、在宅介護支援センター職員を含めた打ち合わせを行い、開催内容の確認や情報共有を行う

第1回目：日時：平成27年6月29日　　79名参加

内容：①保健福祉部長挨拶

②講話「地域での助け合いの必要性」 さわやか福祉財団　鶴山芳子氏

③「奄美市のめざす地域像について」・・ グループワーク及び発表

発表も住民の方で

グループワークからのキーワード

・子どもから高齢者まで

子どもと高齢者の交流、ふれあい、高齢者から学ぶ、伝える機会　⇒親との交流⇒地域全体へ

・つながり、助け合い

一人暮しでも寂しくない、ゴミ出し等少しの手助けができる、まずは、両隣からのつながり

・安心、安全

近所づきあい、子どもの見守り・安心して遊べる
活気ある地域の体制、老老介護になっても住める

・居場所

地域の中に誰でも、いつでも安心して行ける場所、子どもから高齢者の交流の場、男性の居場所、地域の人材活用

第2回目　　日時：平成27年7月27日　　59名参加

内容：①1回目奄美市のめざす地域像の確認

：前回の各グループワーク意見より

キーワード

「子どもから高齢者」「居場所」「つながり」「安心」「安全」

顔を何度も会わせることで、意見も気軽に出てきます。

奄美市のめざす地域像

「わらべから　うっちゅまで「まーじんま」ちいさな手助けをし合いながら　つながり合う地域」　（わらべ・・子ども、うっちゅ・・高齢者、まーじんま・・一緒に）

②第2層毎のエリアに分かれて、グループワーク及び発表

（各地域での困り事が違う）

①住んでいる地域の強み・
②地域で気になる事・困り・
③地域の足りない資源・・・
④あると助かる社会資源・

（笠利地区）

第3回目　日時：平成27年8月13日　　68名参加

内容：①前回までのふり返り

②講話「協議体・生活支援コーディネーターの役割と選出方法」

③「第1層、2層のコーディネーターや協議体構成員、団体の選出について」・・グループワーク

☆第2層エリアごとに分かれて、グループ内で検討

第4回目　日時：平成27年10月14日　　50名参加

内容：①奄美市のめざす地域像や協議体及び生活支援コーディネーター　の役割確認

②第3回での意見を基に、第1層協議体構成団体等の承認

☆前回の研究会の中での意見を基に提案

（人の為に尽くすことが好きな人、行動力のある人、地域の事をよく知っている人）

③第1層生活支援コーディネーター承認

④第2層協議体構成員及び生活支援コーディネーター選出または推薦

⑤地域で支える・支えられる体験ゲーム

奄美市の第1層コーディネーター　選出

多くの住民が「支え合い体制の必要性」を理解し、多くの中で選定される事が、今後の活動する中で理解が得られやすい。

第1層生活支援コーディネーターの人となり

・みんなのために・・
・フットワークが軽い
・地域のつながりが　必要と思う気持ち
・有屋町内会長
　（人口約1,300人）
・新しい体制での自治会立て直し
・地域住民からの信頼
・朝から晩まで公民館
・元市役所職員
・行政や関係機関とのつながりが多い
・大局的に見れる視点

第1層協議体構成員選出

研究会の中において、奄美市のめざす地域像をもとに、協議体構成員の団体を選出できていた事から、各団体から代表者を選出してもらう。

↓

自治会、第2層からの代表、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生・児童委員、老人クラブ、子ども会育成会、子育て世代の母親、シルバー人材センター、社会福祉法人、在宅介護支援センター、介護支援専門員協議会、体育協会、障害者自立協議会、NPO法人

研究会を開催する際、心がけた事　①

住民・・

◆案内は出すが出欠はとらない。参加は、住民に任せる

◆グループワークの進行、発表はできるだけ住民が行う（各担当は、さりげない見守り、声かけの役割）

◆第2層のエリアごとに座って頂き、顔の見える関係づくりをする

◆研究会での話し合い結果は、次回の開催案内通知に同封し、話し合いの状況が分かるようにする

◆ちょっとしたお茶タイムを入れる

◆研究会回数を追加で増やすときは、住民へ了解をとる

研究会を開催する際、心がけた事　②

関係者・・

◆打ち合わせは、支所も含め地域包括支援センターや在宅介護支援センター職員で情報共有も兼ね毎回実施

◆毎回の研究会の目的をしっかり共有する。

◆住民を主体とし、補助的な立ち位置でグループに入る

◆グループ内の意見交換の中で、リーダー的資質の方を意識しておく。

◆行政職員も行政の立場と住民の立場で参加してもらう

研究会後の取り組み

（情報交換会）H27.10～H27.12

・月１回第１層生活支援コーディネーター、在宅介護支援センター、各包括支援センターによる情報交換会

・内容：各地域での取り組み状況についての意見交換会や課題等についての意見交換。

・課題：①住民の反応がよくない地域がある
②第２層のコーディネーター選出の困難さ

※他の地区の取り組み状況や課題を全体で検討する事で、地区を担当する生活支援コーディネーターや事務局が動きやすくなる。

（協議体会議）

・情報交換会より第１層協議体メンバーが加わり開催

・平成２８年２月から月１回開催

・内容：・第２層の活動における課題や問題点の共有
・地域が支え合い体制づくりについて理解不足・周知必要
・有償ボランティア研修や地域支え合いフォーラム開催

生活支援コーディネーター・協議体の活動

◆第1層コーディネーターの活動状況

・第2層へのアドバイスや取り組みの方向性や協議体の役割について確認
・各種団体（民生委員、地域女性団体連絡協議会自治会、等）の研修会や行政の会議の中で機会ある毎に「支え合いの取り組みの必要性」説明
・「地域支え合い体制づくり」も自治会連合会の今年度の目標事項の1つ
・第2層協議体立ち上げの勉強会へ参加。「地域支え合い体制の必要性」について第1層コーディネーターとして参加者への理解を求めている。
・第2層立ち上げが困難な地域担当者との相談対応、人材や既存にある組織の紹介
・地域支え合いフォーラムの実行委員会を立ち上げ、各種団体や住民への呼びかけ、運営に至るまで行政と協力しながらH27年7月3日に開催
・第2層生活支援コーディネーターへの後方支援体制
・担い手の掘り起しや勉強会の開催を行政と一緒に開催
　・地域包括支援センターとの情報共有や方向性の確認

生活支援コーディネーター・協議体の活動

◆第1層協議体の活動状況

・第１層、第２層生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、在宅介護支援センターとの情報交換会に出される課題を共有して、今後の取り組みについて検討を行う

・定期的検討会において第2層の活動について理解するとともに、生活支援コーディネーターや協議体への後方支援体制を図る

・地域の課題や第２層の取り組み状況を知るために第2層の勉強会へ参加し、話し合いの状況や地域の課題について協議体構成員が知る機会をもち、今後の協議体の役割を理解する一つとする

・第２層立ち上げが困難な地域担当者へ地域にいる人材や既存にある組織の紹介や提案

地域支え合いフォーラム開催について、行政と協力しながら実施

・担い手の掘り起しのための勉強会を行政と一緒に開催

生活支援コーディネーター・協議体の活動

◆第2層生活支援コーディネーター・協議体の活動状況（H28.8.31)

	エリアの設定	生活支援コーディネーター	協議体
第1層	市	平成27年10月配置	平成27年12月設置
第2層	8地区	配置済（8地区中6地区）	設置済（8地区中5地区）

①生活支援コーディネーター、協議体が設置している地域

・各地域の自治会総会において「地域支え合い体制の必要性」について、コーディネーター、行政、事務局で実施

⇒行政も関わっている事の周知　⇒　今後の第２層の活動展開のしやすさへ

・エリアによっては、全集落に出向き、「支え合いの必要性について」説明及びワークショップの開催

・生活支援コーディネーターと協議会メンバーとの検討会

・地域でのイベント活動への参加・協力や地域PTAとの協働によるイベントの企画により、若い年代層との交流の機会をつくり、今後の展開の中につなげるきっかけづくりを行っている

・生活支援コーディネーターや協議体メンバーとの検討会を重ねることで、人と人のつながりを深め、今後の活動の協力体制ができる

生活支援コーディネーター・協議体の活動

②生活支援コーディネーター、協議体が決まらない地域

・地域の核となる各種団体や自治会長、地域活動の意欲的な方へ呼びかけ

⇒「支え合い体制づくりの必要性」説明及びワークショツプの開催

・事務局の在宅介護支援センターが中心となり、各町毎の民生委員や自治会長との話し合いの場の設定。その後、第２層レベル全体の話し合いの場を設定し、支え合いの必要性について説明やワークショップの開催へつなげる。

⇒・勉強会を2回開催し１０月に生活支援コーディネーター選出予定。

・地域住民に活動の必要を理解してもらう事を目的に地域支え合いフォーラムを計画。実行委員会を立ち上げ、各種団体や住民への呼びかけを行政と協力しながら平成２７年７月３日に開催

各地区での取り組み（奄美地区）

地域支えあいをすすめるために
何からはじめるか・・みんなで考える

小学校のPTAと地域の方々との取り組み
（平成28年8月20日）

カレーづくりや昔遊び

奄美小4年生 夏休みの思い出づくり

奄美市名瀬の奄美小学校PTA（岡村学会長）は20・21日、同校で4年生を対象に体験交流学習を開きました。児童らは昔遊びや夕食のカレーづくりなど様々な体験を楽しんだほか、校内で寝泊りしてクラスメイトとのひと夏の思い出を青みました。

子どもたちと地域が交流する機会を設けようと、今回初めて企画されました。学校側が目的に理解を示し、校内事施が実現。市社協や奄美佳南園、地域自治会などの団体も参加して協力しました。

参加した児童35人は、けん玉、自転車の車輪ころがし、かざぐるまづくりなど昔遊びを体験。校庭いっぱい使い、汗を流しながら遊びました。

カレー調理体験では、包丁やピーラー（皮むき器）を手にした児童は保護者や関係者の指導を受けながら、材料のタマネギ、ニンジン、ジャガイモを皮むきして、細かく刻みました。鍋で煮込みながらルーを入れ、カレーの匂いが漂うと「おいしそう」「早く食べたい」との声が出ました。完成後は多目的ホールに集まり、出来立てのカレーを全員で食べました。

夜の特別イベントは「お化け屋敷」体験。机やダンボールを配置して迷路状になった暗がりのコースを用意しました。

児童らは一人ひとり歩き、掃除用ロッカーから「お化け」が飛び出すなどの仕掛けで驚かせ、こわくて先に進めない女子児童もいる中、夏の夜を“涼しく”盛り上げました。このイベントには同校卒業生の名瀬中学校生徒が参加して、アイデアを出したそうです。

児童は多目的ホールで寝泊り。翌朝全員でラジオ体操して帰宅しました。岡山昊生くんは「みんなでご飯つくったり、泊まったりするのが楽しかった」と笑顔を見せました。

PTAはこれからも体験学習を計画するということです。岡村会長は「いろいろな人たちのおかげで開催でき、感謝したい」と話しました。

夕食のカレーをみんなでつくった［調理体験］

地域の福祉施設も参加し、手洗いチェック

地域の方と一緒に非常時の米飯づくりとカレーライスづくり

できることから始めませんか
世代間交流(寺小屋活動）

住用地区ワークショップ

笠利地区

地域住民へ第2層メンバーの紹介

地域で支える・支えられる体験ゲーム

上方地区

地域住民へ取り組みへの理解を深める
生活支援コーディネーターの周知
ニーズと担い手の掘り起しを目的に

「地域支え合いフォーラムを開催」

第２回　地域支え合いフォーラムの開催

◆日時：平成２８年７月３日（日）　13：30～16：30
生活支援コーディネーターや協議体による実行委員会を
立ち上げフォーラム開催
◆参加者：約４００人　（前回のフォーラム２５０人）
◆内容：
・奄美市の現状について
・１層、2層の生活支援コーディネーター紹介
・講演「助け合いが広がるまちづくり」
公益財団法人さわやか福祉財団
会長　堀田 力　氏
・パネルディスカッション
（奄美市や先進地での取組みなど）

フォーラムの様子
・コーディネーター紹介
・見える化チャートによる住民参加

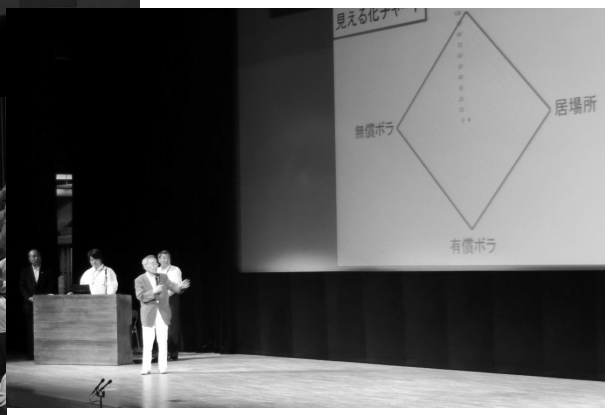

フォーラム資料

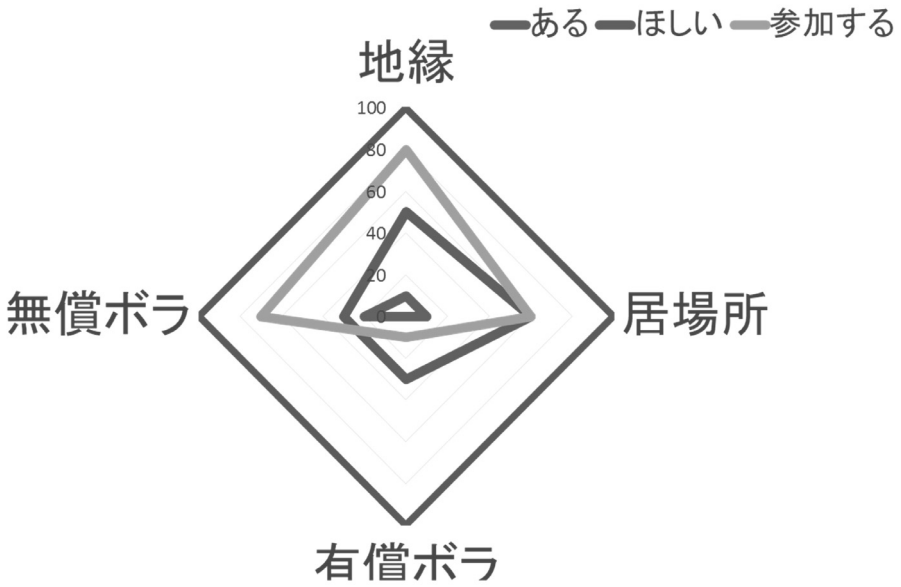

平成27年3月の支え合い
フォーラム後に立ち上がる

「用安・ザ・サロン」
居場所の取り組み

みなさん、自慢のセニアカーに乗って参加します！！

根瀬部婦人会の取り組み
「モーニングカフェ」

平成27年3月の支え
合いフォーラム後に
立ち上がる

話しができる
場所

お茶が飲める
場所

憩いの場所

そんな場所が
あったらいいね

7/3　フォーラムアンケートより

◆以前から考えていたことですが、ママたちの友達づくりに協力できたらと思う。

◆居場所って大切ですね。仲間がいることも大切でつながっていくんだと思います

◆有償ボランティアについてもう少し勉強したい。そんな機会があれば参加したい。

◆以前よりなにかお手伝いしたいと強く思っていました。我が家でよくお茶・おしゃべりの時間を作ってました。遠くない近場で集まれる場所がほしいです。

◆地域住民が明るく元気な街づくりをしようと思っています。住民が助け合い元気な街づくりをしたいと思っています。一人でも仲間を作り助け合いの活動をしたいです。

◆地域の中で多くの方々に支えられたら昨年米寿を迎えることができました。今日の会に参加できたことを感謝しています。健康寿命を延ばしたら地域の中で自分にできることをなにか見出して生きる喜びを味わいたいです。

◆高齢化で自治会も婦人会もなくやっと老人クラブが立ち上がったばかりです。会の作り方など実践方法を教えてほしいです。

◆地域支え合いの必要性意味がはっきりわかりました。自分のことでもあるのでしっかり実行します。

ニーズと担い手のマッチングにおけるコーディネーター、協議体、在宅介護支援センター、地域包括支援センターによる勉強会の開催

地域活動を展開するための勉強会の開催
（居場所づくり、有償ボランティア）

生活支援体制整備事業を取り組んで感じる事・・

1.地域住民への理解

・生活支援コーディネーターだけでは、地域住民への理解や広がりに限界がある。

・既存の組織の活用や自治会等の協力、地域での核となる住民も仲間となりすすめていく事が、地域の理解が得られやすい。

・フォーラム等の開催

⇒多くの住民が必要性について理解できる機会

・フォーラム等により、住民へ生活支援コーディネーターの紹介

・ワークショップは、住民が地域課題を共通理解できる

2.コーディネーターや協議体

・勉強会開催時は、今後の地域への展開も含め参加者を考慮

・行政や事務局の活動に対する方向性の確認や相談、後方支援

・他のコーディネータとの定期的な情報交換の場は必要
（それぞれの取り組みを参考にでき、取り組みやすくなる）

・地域への入り方は、地域の特性に合わせて検討

・生活支援体制整備事業やコーディネーターや協議体役割
についての共通理解

3.地域活動を推進するための体制づくり

・地域活動を希望する住民の把握と情報提供体制

4.その他・・・

・行政は同じ職場に長期間いる事はない。
⇒継続的に長期的な関わりがもてるように職員間での情報共有が必要。

・地域住民の声を聞きながら・・

・高齢者視点だけでは、今後継続していけない

・一緒に取り組む仲間を増やすと大きな力・・

・人をつなぐネットワークの活用

・早めの体制づくりを・・時間がかかる

・地域づくりの手法がわかる人材や団体の有効活用

奄美市も手探り状態での取り組みです。

ただ、これまでの取り組みをとおして感じる事は、

「人の力」

「地域の力」

をつなぎ合せるのもやはり、「人」です。

地域の特性を活かしながら、

数人のつながりから広げていける

地域づくりの展開が大事・・

ご清聴ありがとうございました

５．高齢者に係る地域アセスメントの手法について

１．地域アセスメントの意義

地域支援に必要な取り組みを考えるために、社会資源と地域の生活支援ニーズを把握する

地域特性の把握により、地域住民等へのアプローチ方法を考える

地域ニーズの把握により、必要なサービスを考える

社会資源の把握により、関係者のネットワークづくりやマッチングにつなげる。

1

2. 地域アセスメントの方法

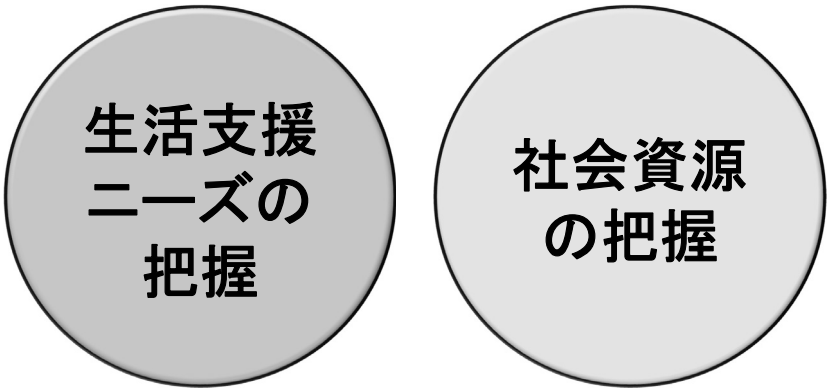

2

地域の捉え方

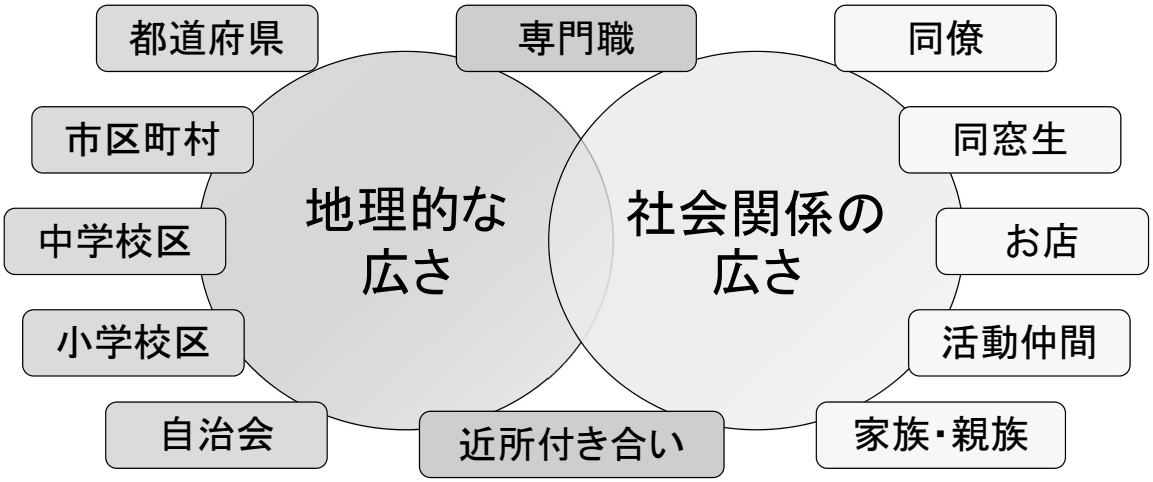

住民の生活圏と専門職の担当圏域は同一ではない

3

２－（１）地域の社会資源の把握

- ①行政機関
- ②保健・医療・福祉関連の機関・団体
- ③地縁組織
- ④ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｸﾞﾙｰﾌﾟ・NPO・当事者団体
- ⑤中間支援組織
- ⑥生活関連産業

4

２－（２）地域全体の生活ニーズ把握

- ①個別事例の収集・分析
- ②行政資料の活用
- ③アンケート調査ヒアリング調査
- ④戸別訪問
- ⑤住民座談会

5

２－(3)地域アセスメントの展開例

①圏域別の高齢者数・要支援・要介護の
認定者数の把握

②要支援者のサービス利用状況
（通所介護・訪問介護）の把握

③要支援者の住宅地図へのマッピング

6

④地域の住民活動・市場サービス
（生活支援・交流）の把握

⑤住民座談会で住民の意向・ニーズ
（地域の強み・課題等）の把握と共有

⑥アンケートやヒアリング調査による
生活ニーズの把握

これらのプロセスや内容は地域の状況によって異なる

7

３．地域アセスメントの留意点

（１）地域連携に生かす地域アセスメント
～連絡先の把握・顔と名前と業務の分かる関係性～

（２）地域の力を高める支援に生かす地域アセスメント
～地域支援方策の検討・個別課題を地域課題へ転換～

（３）地域アセスメントの地理的範囲
～担当圏域で生活する人々の生活範囲～

（４）地域アセスメントの記録
～組織として地域アセスメント情報を引き継ぐ～

（５）地域アセスメントを通した地域力向上
～地域アセスメントプロセスの意図的活用～

8

３－（1）地域支援方策の検討

地域のネットワーク作り

新たなサービス開発

住民活動の支援

福祉教育

担い手の発掘・養成

9

３－（２）個別課題を地域課題へ転換する4つの視点

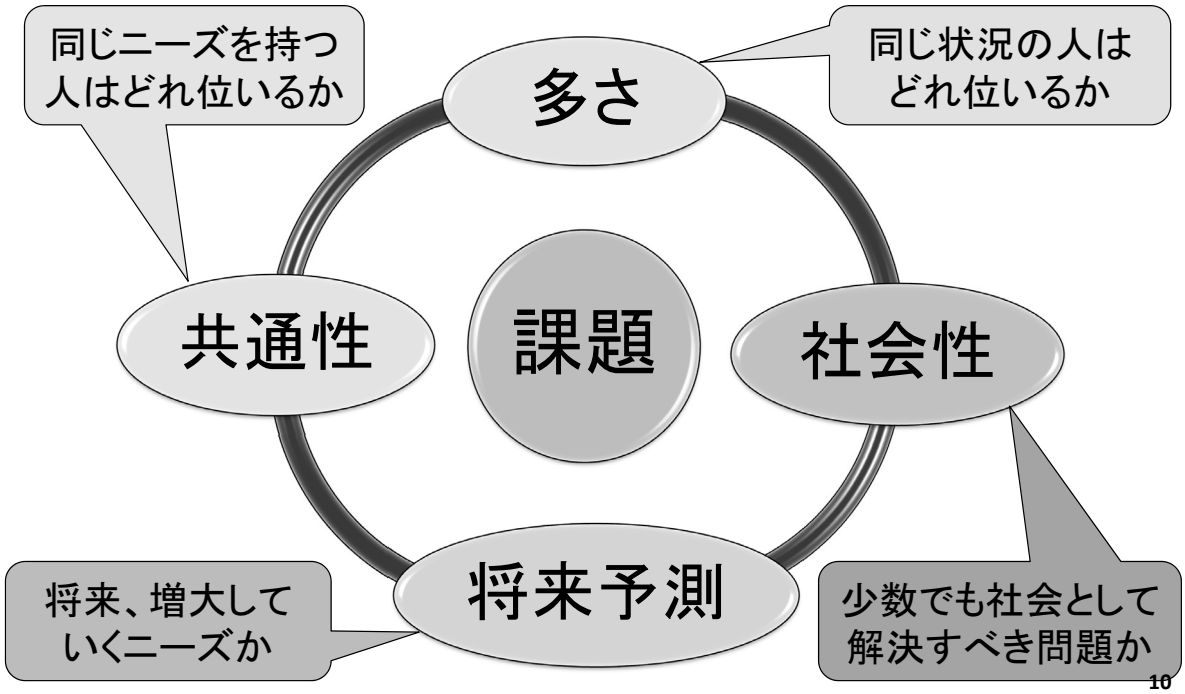

10

地域アセスメントをどう教えるか

演習例①

- ●事前に地域アセスメントシートを送付
- ●地域概況と社会資源を調べた上で研修に参加
- ●グループ討議で地域の力や課題について話し合う

11

地域アセスメントをどう教えるか

演習例②

●高齢者の生活ニーズ（買い物・通院・ゴミ出し・掃除等）が含まれた簡単な個別事例を用意

●同様なニーズを持つ人々の状況を把握するために、どんな調査を行う必要があるか話し合う

12

13

６．サービス開発の方法

1

１．サービス開発の意義

ケアマネジメントだけでは
地域生活を支えることはできない

制度では制度の狭間の問題は
解決できない

公私協働による
新たなサービス開発が必要

2

地域の社会資源の活用と開発

ニーズの
明確化

既存の
サポートの把握

活用可能な
社会資源の把握

既存の社会資源活用、新たな社会資源開発

フォーマルの限界をインフォーマルで補うのか
インフォーマルの限界をフォーマルで補うのか

3

2. サービス開発の仕組みづくり

新たなサービスの必要性を感じた際
対応策の検討から実施までを行う
システムが必要

（1）地域福祉計画・介護保険事業計画への位置づけ

（2）協議体の設置と地域ケア会議の活用

4

２－（２）地域ケア会議：５つの機能

個別課題解決機能	■自立支援に資するケアマネジメントの支援 ■支援困難事例等に関する相談・助言
ネットワーク構築機能	■地域包括支援ネットワークの構築　■連携・協働の準備と調整 ■自立支援に資するケアマネジメントの普及と関係者の共通認識 ■住民との情報共有　■課題の優先度の判断
地域課題発見機能	■潜在ニーズの顕在 ■顕在ニーズ相互の関連づけ
地域づくり資源開発機能	■有効な課題解決方法の確立と普遍化 ■関係機関の役割分担 ■資源の調整　■新たな資源開発の検討、地域づくり
政策形成機能	■需要に見合ったサービスの基盤整備 ■事業化、施策化 ■介護保険事業計画等への位置づけ　■国・都道府県への提案

5

支援の方向性をどう設定するか

サービスを活用する

本人の力を高める

家族の力を高める

住民の力を高める

サービスを開発する

6

サービス開発をどう教えるか

演習例①

●事前に社会資源把握演習シートを送付し、受講者は社会資源を調べた上で研修に参加
●グループ討議でサービスの違いや開発したいサービスについて話し合う

7

サービス開発をどう教えるか

演習例②

●高齢者の生活ニーズ（買い物・通院・ゴミ出し・掃除等）が含まれた簡単な個別事例を用意

●生活ニーズを解決するための新たなサービス開発の企画を話し合う

8

8

サービス開発をどう教えるか

演習例②ワークシート内容

- ●開発したいサービス（テーマ・名称）
- ●解決したいニーズと支援目標
- ●連携したい機関・団体
- ●準備作業の期間・プロセス
- ●予算・資金調達方法

9

3. サービス開発のプロセスと方法

10

４．サービス開発の留意点

（１）地域のつながりをつくり、地域の力を高める
～サービス開発のプロセスはネットワーク構築の機会～

（２）異なるニーズを結びつけて、多様な人々を巻き込む
～高齢者の生活ニーズだけで捉えず協働を仕掛ける～

福祉のまちづくりにつなげる視点が大切

11

住民による助け合い活動の意義

- 地域の問題を解決する力を高める
- 相互理解を深める
- 地域内の社会関係を豊かにする
- 担い手の自己肯定感を高める

行政の補完でなく地域の社会的孤立をなくすため
自分が支える地域は、自分を支えてくれる地域

12

7.生活支援体制整備事業
推進のポイント

実践事例紹介団体

- 公益財団法人　さわやか福祉財団

- 特定非営利活動法人
  全国コミュニティライフサポートセンター

平成28年度 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）
指導者養成に係る中央研修

助け合いの創出・充実に向けて

取り組み事例から

生活支援体制整備事業推進のポイント

公益財団法人さわやか福祉財団
理事長　清水　肇子

生活支援コーディネーターとして地域で助け合いを創出・充実する際の取り組みの視点（確認のポイント）

福祉サービス提供者の代替をつくるという考えではなく、地域づくりの視点から、
住民が主体的に参加する助け合い・支え合いの活動を推進する仕組みづくりへ

住民が「自分事」として考えられるような機会づくり・情報の提供

ワークショップなどの積極的な場づくり、運営自体への参加促進。自分たち自身の問題と受け止めてもらうことで、参加意識を高める。

答えを「決めて渡す」のではなく、「共に考えていく」

助け合い活動を創出し定着するには時間がかかるので、効率を求めない。

住民のやる気を後押しし、ブレーキをかけない。

既存の地域資源やつながりは最大限生かす。新たな取り組み意欲を押しつぶさず、住民がやりたい活動から進めていく。

目指す地域像（こうありたいという目標）を共有する

どのような地域にしたいかを共有した上で、どんな活動がほしいか、自分ができることは何かを問いかけ、助け合いの必要性・身近さを自然に認識してもらう。

高齢者自身も担い手として参加できるよう多分野の活動に視野を広げる

社会参加による介護予防・生きがい創出をすすめ、子どもを含めた全世代を視野に、地域の多様な社会資源をつなぎ、組み合わせていく。

助け合いの創出・充実に向けて－
取り組み事例から

既存の組織や活動を基盤として、体系的に助け合いを広めている例

フォーラム・ワークショップ・勉強会等を積極的に実施しながら、地域住民への働きかけをすすめている例

既存の基盤を生かして助け合いを体系的に推進

大分県竹田市　「暮らしのサポートセンター」「よっちはなそう会」

総人口:22,950人　65歳以上：10,070人（43.88%）　75歳以上：　6,099人（26.78%）

（2016年8月現在）

取り組みの流れ

2011年　竹田市経済活性化促進協議会の取り組みスタート。人材育成「暮らしのサポーター」の養成開始

2012年　第１号暮らしのサポートセンター「久住・りんどう」設立。市内を中学校区７圏域（第２層エリア）に分け、2016年５月にすべての圏域に設立済み

→事業に取り組んできた事業支援員が、第１層・第２層生活支援コーディネーターとして活動

2015年　「新しい地域支援のあり方を考えるフォーラム」を開催。実行委員会をもとに「新しい地域ささえ愛推進会議」を発足

→横断的なつながりを形成

→さらに幅広い地域課題を話し合う場の重要性を確認し、17の地区社協ごとに「よっちはなそう会」を推進

2016年　「新しい地域ささえ愛推進フォーラム」を開催。

→推進会議をベースに、第１層協議体づくりに取り組む

地域アセスメント・助け合い創出のここがポイント

研修を活用した地域掘り起こし、人材育成

・福祉に関心を持ってもらうきっかけづくりとして養成講座を実施。担当者が地域に出て、一軒一軒回りながら参加の呼びかけ

↓

地域アセスメントと担い手づくりの同時実施

・受講生自身による「生活課題実態調査」の実施

・一方通行のニーズ調査に終わらせず、参加働きかけを住民目線で同時に実施

↓

居場所と有償ボランティア創出を共に実施

・出てきたニーズ、担い手としてのやる気をすぐに生かす仕組みづくり

↓

より幅広い地域課題を話す場の設定

・地域で足りないものを補い合い、「地域を磨く」ための話し合いの場

（参考）暮らしのサポーターの取り組みの手法について

①人材育成　（暮らしのサポーター養成セミナー）の開催
１期あたり20回開催、参加者：476人
１地域あたり70～80件訪問し、直接話をして参加者を募る。気づきの大切さ。回を重ねるにつれ、質問や感想の内容も濃くなっていく

②ニーズ調査　（生活課題実態調査）の実施
75歳以上対象、セミナー受講者を中心に個別訪問による聞き取り調査（約４０項目）

③組織の立ち上げ
まず「地域を考える会」を発足して話し合いや勉強会を重ね、設立準備会から設立総会へ

④拠点の整備
市の遊休施設や空き店舗を活用。寄り合い場や、他にくらサポ広場（サロン）として体操教室や健康教室、認知症予防カフェなどを実施

⑤住民への周知
サービスを希望する利用者（家族）、新たな活動・賛助会員の募集

（竹田市資料を編集）

地域住民自らが地域に深く関わり
実情を知ることで意識が変わる

↓

その後の活動に
つながっていく！

暮らしのサポートセンター

＊会員同士の助け合い
（中学校区単位）

- 継続した人材育成
- 生活課題実態調査
- 地域の課題、要望の把握
- 足りないサービスの創出
  →有償生活支援サービスの確立
  中学校区単位でのサロン実施
  寄り合い場の運営

地域だけでは解決できない課題を一緒に考えて、やりがいのある住民主体の活動を展開

寄り合いから始まる支え合い
「居場所」と「有償ボランティア」の実践

課題を解決するための新たな取り組み

高齢者だけでなく、子育て世代や、子ども、若者、障がいのある方々など、人と人とがふれあえる温かい交流場所として、地域住民が気軽に立ち寄 れる**「寄り合いの場」**をつくり、そこを拠点として**「暮らしのサポーター」による生活支援サービス**を有償で展開。お互いが気を遣うことなく 、気持ちの良い関係での支え合いを目指す。

寄り合い場　地域の誰もが気軽に通える街の居場所

来たい人が来たい時に来て、お茶を飲んだり、おしゃべりをしたり、好きな事をして過ごす。
「寄り合い場」によっては、バスの停留所もなっており休憩している人も。
夕方になると、学校帰りの小学生が「ただいま」と言って、くらサポで宿題をしている日もある。

生活支援サービス　ちょっとした暮らしの困りごとへの会員間の有償の助け合い活動

サービス提供料金は、30分400円、1時間800円が基本（受領は１時間600円、30分300円）
原則として平日午前9時から午後５時まで
利用会員は、①高齢者及びその家族、②障がいのある方及びその家族、③子育て家庭、④その他必要と認められる家庭で、日常生活上家事援助等を必要としている人
暮らしのサポーター（活動会員）は、性別・資格不問、誰でも登録・活動が可能。
暮らしのサポーター（協力会員・賛助会員）は、住民参加の助け合い精神で趣旨に賛同して活動を支援する人。活動会員を含め、いずれも、サービスを利用することも可能
サービス内容は、家事に関すること…食事の準備・後片付け　掃除・整理整頓・ごみ出し　洗濯、買い物、簡単な家内での修理修繕、見守り・話し相手、留守番、代筆、代読、外出支援　など。
子育て支援に関すること…保育所等の送迎、預かり保育　その他 提供可能とみなされる作業

（竹田市資料を編集）

住民の思いが集まった「くらサポ」が全圏域に誕生

▲2012年９月に立ち上がったくらサポ第１号の久住「りんどう」。43名でスタートし、現在130名にまで拡大している

▶2015年年7月に、くらサポ第５号竹田北部「双城」設立。2016年5月の竹田東部「陽だまり」設立で、市内全域にくらサポが配置された

2014年11月に立ち上がったくらサポ第３号の荻「しらみず」。

平成28年9月号

くらサポ おぎ

しらみず通信

発行：暮らしのサポートセンター・荻「しらみず」

フラワーアレンジメント教室を開催しました！

7月のしらみず広場では、昨年開催し大好評だったフラワーアレンジメント教室を開催しました。サポーターが準備したお花に加え、利用会員さんたちが庭先にある花を持ってきてくれ、たくさんの花が集まりました。アレンジメントのコツを教わりながら、皆さん熱々と仕上げ、それぞれとっても素敵な作品が出来上がりました！

「コツを教えてもらったけん、これからは自分でできるなぁ。」と、とても喜んで頂きました。
これからも皆さんに楽しんでいただける企画を色々と検討しています。
しらみず広場に参加したい方はぜひどうぞ！

しらみずで ちょっと困りの お手伝い してみませんか？

しらみずでは日々の活動を手伝ってくれる活動会員（サポーター）を募集しております。「ちょっとした困りごと」を支援してくれる方（草刈りや片付けなどの生活支援）、しらみず広場（サロン）で趣味や特技を披露してくれる方、また講座や活動などをお手伝いしてくださる方。
どんなことでも構いません！気軽な気持ちで参加してみませんか？
あなたの力を貸してください。
詳しいお問い合わせは、しらみずまでお願いします。

おしゃべりサロンを訪問しています！

しらみずでは、各地区のおしゃべりサロンへ出向き、活動内容などをご紹介する啓発活動を行っています。

馬場地区サロン～お邪魔しました♪

西区サロン～七夕飾りをつくりました♪

よりそいカフェに遊びにきませんか？

しらみずでは、毎月第2・4火曜日の13時～15時まで『よりそいカフェ』を開催しています。小さいお子さんから高齢者まで、どなたでも参加できます。お茶を飲みながらおしゃべりしたりゲームをしたり楽しい時間を過ごしませんか？

参加料：100円（お茶、お菓子付き）

この日のよりそいカフェは、加藤病院の方と一緒に新聞紙でエコバッグを作りました♪

サポーター紹介コーナー

私が送迎いたします！
送迎担当の高橋光男です。
利用会員の方が安心して乗ってもらえるよう、安全運転を心がけています。
よろしくお願いします。

お問い合わせはこちらまで

フォーラムやワークショップなどで広く地域住民を巻き込む

さわやか福祉財団が各地で共に実施した住民・市民向けフォーラムの様子

生活支援コーディネーターを地域に紹介する機会ともなり、またどんな助け合いが欲しいか、参加したいかなどを会場に呼びかけていく。

地域の状況に合わせながら、基調講演、事例発表、グループ討議などを行っていく。

ワークショップの様子
○少人数のグループで地域課題の抽出と解決策の協議を行う
○ＫＪ法などによる協議の中で「自分にもできることがある」ことに気づくことができる
○ 模造紙にまとめた解決策を発表し、全員で情報を共有する

ワークショップの課題

○ 課題について考えたことを付箋に記入し、発表し合う（ブレスト）
（自由に記載し、人の意見は否定しない）
○ 同様の意見をまとめ、模造紙などに整理していく（ＫＪ法など）
○ 課題は地域の状況、住民意識等によって変えていく

ワークショップの課題の例

課題1	「目指す地域像」 あなたが住みつづけたいまちは、どのようなまちですか？ 10年後、20年後を想像して、できるだけ具体的に考えてください。
課題2	「活動への参加」 今、地域に足りないと思う活動は何ですか？ その活動のために、あなたにできることは何ですか？

助け合い 見える化チャートによる大まかなニーズ把握と参加意識の醸成

○自分が住む地域での助け合い・サービスの代表的なものの充足状況を、手挙げやカードなどにより数をカウント
○それぞれの活動に対して、「地域にある」「地域に欲しい」「活動に参加したい」の３点を確認
○その場でチャート化して全員で共有することで、地域の状況を視覚からも理解する

（参考）助け合い　見える化チャート

この例では、「地縁活動」「居場所」「無償ボランティア」「有償ボランティア」の４つについて、「ある」「欲しい」「参加したい」を個別に尋ねたもの。それらの大まかな割合を、生活支援コーディネーターや行政関係者等が確認して、その場で「助け合い　見える化チャート」として作成し、状況や関心度を会場参加者皆で共有し、次の取り組みにつなげていく。

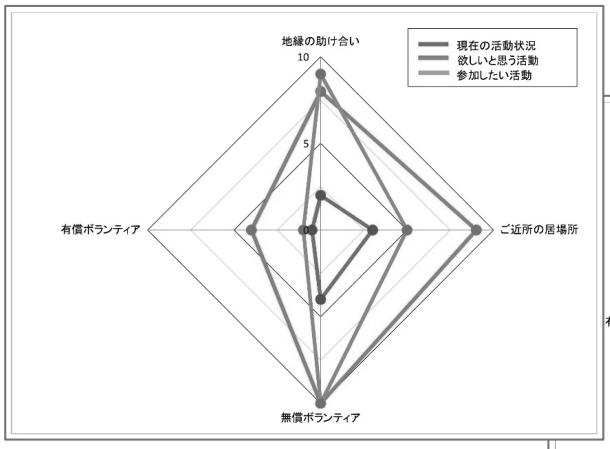

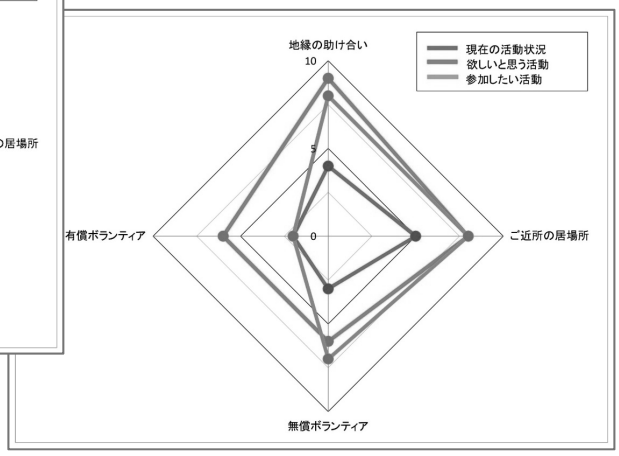

フォーラムやワークショップなどで広く地域住民を巻き込む

埼玉県三芳町　「町をあげてみんなで支え合うまちづくり」

総人口:38,394人　65歳以上：10,251人（26.77%）　75歳以上：　4,236人（11.06%）
（2016年6月現在）

取り組みの流れ

2015年　10月に第１層生活支援コーディネーター（社会福祉協議会委託）選任
2016年　１月～５月まで、勉強会（「三芳町生活支援体制整備事業協議体設置に向けた研究会」）を５回重ねて、協議体設立を準備（埼玉県とさわやか福祉財団が結んだ市町村支援「パッケージ推進プログラム」を活用）
→制度・地域の活動者の講義、目指す地域像、協議体が目指す形等を議論しながら、住民へ働きかけるためのフォーラム企画を具体的にすすめる
2016年　４月に庁内連携のための勉強会 「地域包括ケアシステム説明会」を実施
→役場全体の共通理解促進を目的に開催
2016年　６月に「まちをあげてみんなで支え合うまちづくりフォーラム」を開催
→協議体立ち上げと生活支援コーディネーターの周知
→助け合い 見える化チャートの実施。同時に後日のワークショップ開催を案内
2016年　７月に第１層協議体「ささえあい・みよし」発足
2016年　８月に住民ワークショップを実施

地域アセスメント・助け合い創出のここがポイント

協議体設置に向けて地道に勉強会を実施
・制度理解から、どのような協議体にしたいか、その名称、フォーラムの実行に至る企画立案などを皆で議論
↓
協議体構成員が助け合いの働きかけを学べるプログラムづくり
・県内での助け合い活動実践者による講義、助け合いを気軽に体験できる「助け合い体験ゲーム」の実施など
↓
庁内連携会議の実施
・全庁的に声を掛け、地域包括ケア・生活支援体制整備事業への理解協力を働きかけ
↓
ワークショップの実施により住民をやる気に
・関心を持つ活動について、どうつくれるかを具体的に議論する輪を広げていく

（参考）ワークショップの実施方法とその位置付けについて

周知：フォーラム時に住民ワークショップを案内。アンケートで希望者と関心のある活動分野を確認
募集：アンケート回答者に住民ワークショップの案内を通知。後日、生活支援コーディネーターが一人ひとりに電話フォロー

ワークショップ進行：司会は協議体構成員。開会挨拶も協議体委員長から。
４つの活動ごとにグループをつくり、これから助け合いの活動をどう充実させていくかを具体的に議論

生活支援コーディネーターは１つのテーブルのファシリテーターとして参加。
協議体構成員は、テーブルの議論には参加せず、出た意見、地域の課題や足りない社会資源を聞き取っていく。グループの発表後、協議体として、どうすすめていくかを各グループから１人が発表

ここからが本格的な地域住民へのアプローチ

この段階のワークショップは、まだ地域の核になる人づくり・人さがし、及びどうすれば活動がつくれるのかの智恵や方法の学び

これからどう助け合い活動をすすめるか、協議体構成員と共に各地域で住民に広く呼びかけ、困り事を話し合い、ニーズと人材を掘り起こす

すでにある助け合いを再認識し、ないものは創り、それらのネットワークをつくっていこうと地域に呼びかけていく

生活支援コーディネーターの声
自分はどんな地域に住みたいか、夢を話し合うことが具体的な取り組みに発展すると改めて実感した。

平成28年度
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）指導者養成研修
【事例発表とパネルディスカッション】体制整備事業のポイント

“生活支援コーディネーターの最初の一歩は？”

～各地の実践事例から～

2016.10. 1／10. 9

特定非営利活動法人　全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）
池　田　昌　弘

生活支援コーディネーターの最初の一歩は？

1．まずは、地域に出かけて、暮らしの中から
「ナチュラルな資源」に気づこう。

【「地域づくりの木」を参照】

※「ナチュラルな資源」とは、「日々の暮らしに溶け込んだ形の自然なつながり」などを意味する。

※　コーディネーターにも行政担当者にも住民にも、
生活支援体制整備や総合事業に取り組むハードルを下げ、
地域づくりは5年10年15年という長期的視点が必要なことを
意識してもらうことから始める。

地域づくりの木

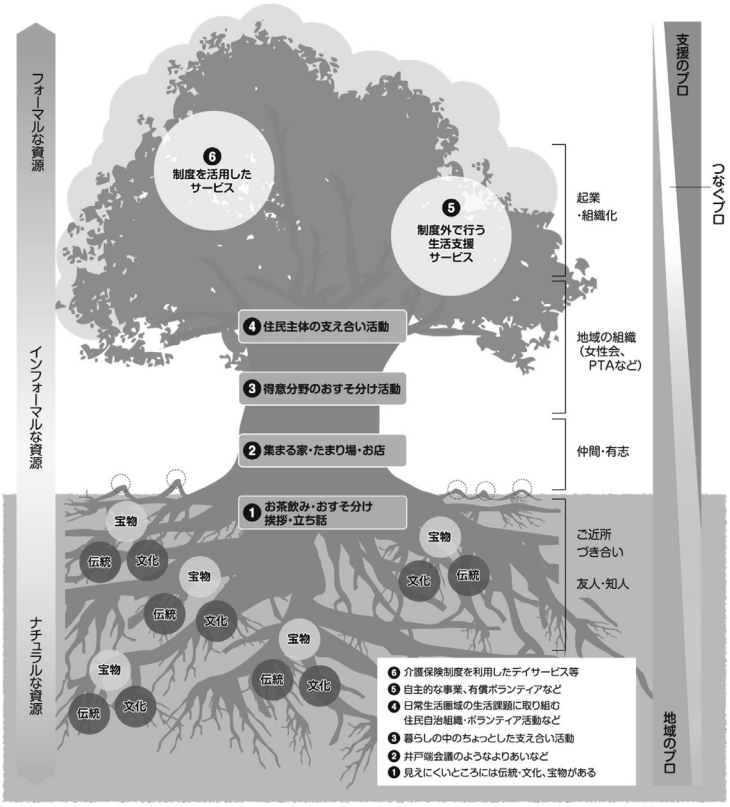

2013.9.10　石巻市　南境・開成応急仮設団地

男の居場所

何歳になっても「秘密基地」や「居酒屋」のような場所で、男だけが気楽でいい(2007.5)

（高知県室戸市）

2007.10　高知県室戸市奈良師地区（平井利律さん撮影）

2014.1.10 高知県室戸市奈良師地区

そのほか

〇ラジオ体操+ミニ茶話会　←運動教室付きサロン

⇒「行かないと心配されるので休めない」

〇喫茶店が高齢者のたまり場に　←有料・有償の喫茶店サロン

⇒「2日連続で来ないと、客仲間が心配で大騒ぎになる」

〇冬場は牡蠣剥きで忙しい　←牡蠣剥きサロン

⇒「この時期、作業中は笑いっぱなしで、顎が痛くなる」

〇伝統のお祭りがコミュニティの結束に

←小学校区の人口の8割がマンションの住民

⇒「祇園祭で新旧住民の関係性が維持されている」

〇サロンで出会い、お互いのお宅を行き来する

←都市でも農村でも、高齢になるとご近所との関係が希薄に

⇒「ご近所で訪ね合える関係の、紡ぎ直し」

生活支援コーディネーターの最初の一歩は？

２.「ナチュラルな資源」は、「芋づる」のように連なって見えて来る。

「ないモノ探し」よりも「あるモノ探し」
地域に交ぜてもらう
地域のニーズも見えてくる
地域は、想像以上に『資源の宝庫』
住民のつながりが「生活支援」になっている

週1回のサロン参加者から見えた「芋づる式」

（福島県郡山市／人口338,712人・高齢化率20.32％／2010国調）

〇週１回のボランティアによるサロン
↓
〇NHK放送局前のラジオ体操（365日型）
↓
〇ラジオ体操＆歩こう会（365日型）→アルコール会（年数回）
↓
〇コンビニでのお茶会（365日型）→廃業したスナック兼自宅での集いの場（月2～3回）
↓　↑
↓　〇震災で転居後も、自動車で参加（365日型）
〇民間分譲マンションで自主的な常設のサロンの開設・運営

2015.07.11　郡山市・NHK郡山支局前・ラジオ体操

2015.07.11　郡山市・「ラジオ体操＆歩こう会」

2015.10.25　郡山市・「ラジオ体操＆歩こう会」全員参加のアルコール会

2015.07.24　郡山市・「ラジオ体操＆歩こう会」ウォーキング後のコンビニでのお茶会

2015.08.30　郡山市・「ラジオ体操＆歩こう会」元スナックでの有志の飲み会

2015.10.03　郡山市・「コーポ麓山マンション」

2015.10.03 郡山市・「コーポ麓山マンション」常設サロン

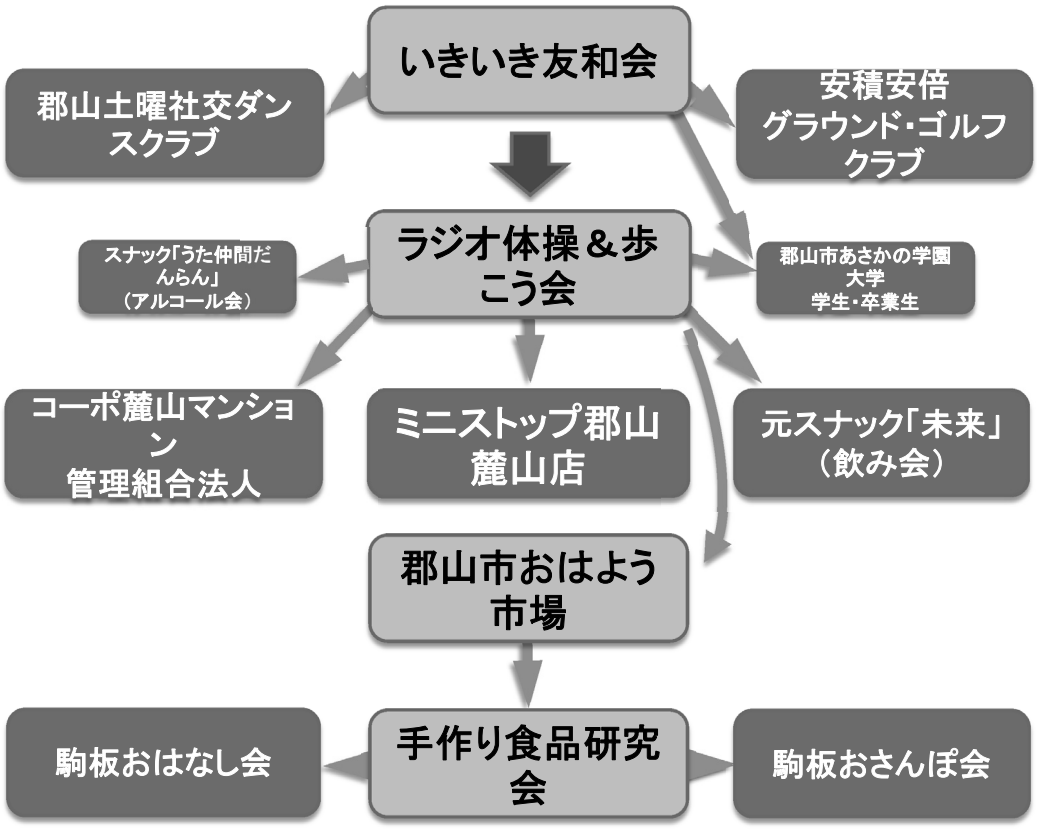
いきいき友和会
郡山土曜社交ダンスクラブ
安積安倍グラウンド・ゴルフクラブ
ラジオ体操＆歩こう会
スナック「うた仲間だんらん」（アルコール会）
郡山市あさかの学園大学 学生・卒業生
コーポ麓山マンション管理組合法人
ミニストップ郡山麓山店
元スナック「未来」（飲み会）
郡山市おはよう市場
駒板おはなし会
手作り食品研究会
駒板おさんぽ会

生活支援コーディネーターの最初の一歩は？

３.「ナチュラルな資源」を活性化させる
「地域のプロ」を見つける。

※「地域のプロ」とは、「ナチュラルな資源」が日常の暮らしを豊かにし、またそれが、近所での気に掛け合いや困った際の支え合いに結びつくことを意識化して行動している人のこと。

※　住民のほか、その地域をエリアに活動している商店や移動販売などの中にも、「地域のプロ」に値する人が存在する。

※「地域のプロ」の中から、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を選任することもある。

2016.2.26　三重県紀北町／
まおちゃんのおつかい便

生活支援コーディネーターの最初の一歩は？

４. 見つけた資源の「見える化」を！

資源・活動の意義の共有

住民のモチベーションを支える寄り添い支援

波及効果

平成27年度復興庁自治体版ハンズオン支援事業

＼トシをとってもさすけねぇ！／

郡山市『通いの場』普及推進大会

『通いの場』でつくる
豊かな暮らしと地域の支え合い

平成28年 **3月17日(木)**

郡山市民文化センター 中ホール
(郡山市堤下町1番2号)

13:30開会(12:30開場)～16:00閉会

かよコレ

郡山市『通いの場』コレクション
入場無料

『通いの場』ってなんだろう？ 介護予防や認知症予防に役立つって、どういうこと？

この大会では、市民が実践しているさまざまな「通いの場」活動を紹介します。どんな活動が「通いの場」になるのか、どう始めればいいのか。活動の輪を拡げ、長く続けるためには何が必要か。「通いの場」をつくり、参加している人たちの生の声を伝えながら、そうした疑問に答えます。

主催：郡山市地域包括ケア推進課
お問い合わせ：郡山市地域包括ケア推進課　TEL 024－924－3561（直通）

紹介予定団体（50音順）

安子島転倒防止会
健康づくりを目的に毎週土曜日、公民館に集う。持ち寄ったお菓子や漬け物、手料理でお茶飲みをしたあとは、体操やゲームを楽しむ。

いきいきお和会
介護施設のサロン廃止を受け、富山・池ノ台を中心とした地域住民が自らサロンを開設。健康・仲間・生きがいづくりの場へと発展した。

五十鈴グラウンドゴルフ・クラブ
郡山市グラウンド・ゴルフ協会加盟クラブとして最古参。健康づくりはもちろん、自治会並の連絡網でお互いの見守りも。週4回活動。

うた仲間だんらん・カラオケ会
鏡山公園近くのスナックは、高齢者が安心して歌とお酒を楽しめる場。マスターが指導役の「カラオケ会」が、毎週月曜に開かれる。

郡山市おはよう市場
郡山総合体育館西側駐車場に毎週日曜の早朝、農家産直市が立つ。売り買いだけでなく、出店者と来場者が親しく交わり、生きがいにも。

コーポ鏡山マンション管理組合法人
東日本大震災を乗っかけに、入居者同士の交流と支え合いに注力。今年1月には空き室を活用する常設型サロンの試験運用も始めた。

駒板おさんぽ会
中田町駒板の女性たち3～4人が、毎日誘い合って犬の散歩で集落を巡る。畑仕事ができない冬の間は特に大事な健康づくりの機会。

駒板おはなし会
気軽にお茶飲みやおしゃべりができる場をつくろうと、中田町駒板の一人の女性が周囲に呼びかけた。今年1月8日に集会所で初開催。

桜ヶ丘ボランティア会
田村町桜ヶ丘の「いきいきサロン」の世話人グループ。メンバー数人は、毎週火曜に来る移動販売車に合わせて自宅でのお茶飲み会も。

手づくり食品研究会
中田町駒板で都市・農村交流を目的に平成15年設立。現在は、地区住民が食材を持ち寄り、料理と食事を楽しむ会に。農作業の情報交換も。

土曜社交ダンスクラブ
市内の社交ダンスクラブとしては最も古い歴史を持つ。90歳代の女性も軽やかにステップを踏む。休憩時のおしゃべりも「活動のうち」。

東原団地1号棟団地会
復興公営住宅の入居者が、毎朝9時に集会所でのラジオ体操に励む。そのままサロンに参加したり、ウォーキングに出かけたり。

松ヶ丘元気か～い
喜久田町中原集会所で毎週火曜に開くサロン。お茶飲み、体操、小物づくりに季節のイベント（花見、クリスマス会、新年会など）も。

緑ヶ丘西三丁目町内会
「交流なくして支え合いなし」を合い言葉に、住民同士の顔が見える関係づくりに励む一方、防犯や見守りなどのボランティア活動も展開。

ミニストップ郡山富山店
イートインコーナーが、ラジオ体操とウォーキングを楽しむ住民グループの毎日のお茶飲み場に。サロン活動はコンビニでもできる！

ラジオ体操＆歩こう会
NHK郡山支局前で毎朝ラジオ体操。体操が終わればウォーキング、コンビニでのお茶飲みも。お互いを日常的に見守り、支え合う。

＊ここで紹介する「通いの場」は、あくまでも一例です。「うちの地域でも似たようなことをしている」「私のまちにはこんな通いの場がある」といった情報を、ぜひ郡山市　地域包括ケア推進課までお寄せください（TEL024-924-3561）。

「トシをとってもさすけねぇ」暮らしをできるだけ長く続けるためには、よく人と会っておしゃべりを楽しみ、栄養のあるものをしっかり食べ、日々適度に体を動かすことがたいせつです。むずかしいことではありません。日常のなかに、楽しい時間を過ごせる「通いの場」をいくつか持てばいいのです。

「通いの場」を持つことは、高齢になっても、ひとり暮らしになっても、地域で孤立することなく、健やかで充実した生活を送る秘けつです。サロンをはじめ趣味・スポーツ・教養のサークル、町内会活動、ラジオ体操活動、地域のお店でのお茶飲み、畑仕事や産直販売など、仲間が集まって楽しく過ごす「通いの場」を日々の暮らしに取り入れましょう。「通いの場」で健康づくりと仲間づくりを進めていけば、お互いを見守り、気遣う、支え合いの関係も育まれます。

本大会は、市内の優れた「通いの場」の実践事例を紹介、顕彰し、その普及促進を図ります。

2016.3.17　郡山市民文化センター

「S（支え合い）ー1グランプリ」第3回いがす大賞
（陸前高田市・冬の華わらびの会）（2016.2.20）

生活支援コーディネーターの最初の一歩は？

5. 生活支援コーディネーターはつながりづくりを！

活動のネットワークや地域団体
行政を含む専門職
市町村内外のコーディネーター

※つながりづくりが、協議体の基盤になっていく

2016.5.28長野県上伊那地区・生活支援コーディネーター情報交換会

生活支援コーディネーターと協議体の多様性を支援

○ 各市町村が考え、関係者と協議しながら進めているコーディネーターと協議体は、たとえどんな形で進めることになっても、それが地域特性

○ 地域特性を活かして進めて行けば、必ず先は見えてくるが、そのための支援体制が必要

多様な生活支援COの配置と協議体の設置①

○多賀城市（宮城県）人口62,177人（2016.3末現在）

第1層　CO／配置なし　　協議体設置（委員11人）

第2層　CO／3包括に各1人設置　　協議体設置

第2層エリアの複数行政区単位に地域ネットワーク会議を設置

○岩沼市（宮城県）人口44,242人（2016.3末現在）

第1層　CO／市行政に1人配置　　協議体設置

第2層　CO／4包括に各1人配置　　協議体設置

○川崎町（宮城県）人口9,186人（2016.3末現在）

第1層　CO／配置なし　　協議体未設置

第2層　CO／第3層COから25人を委嘱　　協議体設置

第3層　CO／住民から250人設置

多様な生活支援COの配置と協議体の設置②

○昭和村（福島県）人口1,334人（2016年9月1日現在）

第1層　CO／村社協に常勤1人、地域づくりNPOに常勤1人、
村外中間支援団体に非常勤1人配置

協議体未設置

○宮田村（長野県）人口9,149人（ 2016年9月1日現在）

第1層　CO／村社協に常勤1人、村行政に担当常勤1人配置

協議体設置（委員57人）

○その他

・CO／第1層、第2層ともに、市町村社協に配置

・CO／第1層に複数配置して、当面は第2層までをカバーする設置

・CO／第2層を小学校区やまちづくり協議会のエリアで配置

宮城県の市町村支援体制①

① 被災者支援の経験を活かし、県レベル協議体（宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議）の設置

② 運営委員会が主体となって、個別市町村のヒアリング、圏域情報交換会、アドバイザー派遣、養成研修、情報紙発刊

③ 市町村に寄り添えるよう事務局を設置して、運営委員会とアドバイザー、県と事務局が一体になって支援

宮城県の市町村支援体制②

④ 「生活支援コーディネーターを孤立させない」を念頭に、研修の対象は、コーディネーターのほか、
　ア.受託法人の管理者や専門職、
　イ.一緒に協働する住民や専門職、
　ウ.行政の担当者などで、
チームで受講を推奨

⑤ 住民から選任されたコーディネーターや、個別支援の専門職から選任されたコーディネーターが理解しやすいよう、多様な研修を用意

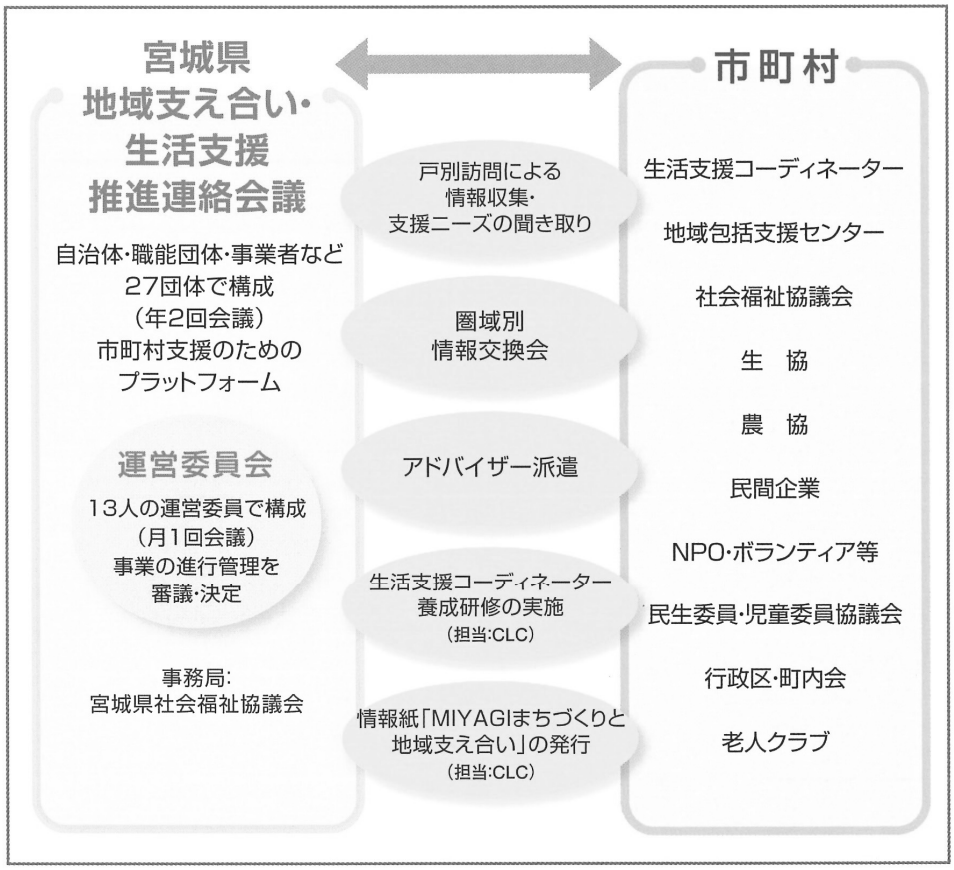
宮城県
地域支え合い・
生活支援
推進連絡会議
自治体・職能団体・事業者など
27団体で構成
（年2回会議）
市町村支援のための
プラットフォーム
運営委員会
13人の運営委員で構成
（月1回会議）
事業の進行管理を
審議・決定
事務局:
宮城県社会福祉協議会
戸別訪問による
情報収集・
支援ニーズの聞き取り
圏域別
情報交換会
アドバイザー派遣
生活支援コーディネーター
養成研修の実施
（担当:CLC）
情報紙「MIYAGIまちづくりと
地域支え合い」の発行
（担当:CLC）
市町村
生活支援コーディネーター
地域包括支援センター
社会福祉協議会
生　協
農　協
民間企業
NPO・ボランティア等
民生委員・児童委員協議会
行政区・町内会
老人クラブ

2015年度
★受講必須
制度
の理解
研修 1
【半日研修】
初級研修
●目的と内容：介護保険の改正の趣旨、新しい総合事業と生活支援サービスの体制整備（協議体の設置と生活支援コーディネーターの配置）を含む地域支援事業とは何かを学びます。
●対象：協議体の構成メンバーや生活支援コーディネーターのほか、自治会・町内会や地区社会福祉協議会のリーダーなど住民、民生委員・福祉委員、行政や地域包括支援センター・社会福祉協議会などの専門機関、居宅介護支援事業所などの事業所や専門職。
★受講選択
地域
生活支援
の理解
研修 1-2
【2 日間研修】
「地域福祉コーディネート基礎・実践研修」
受講のための事前研修
●目的と内容：地域福祉コーディネート基礎・実践研修を受講するにあたり、その理解促進のために事前研修を実施します。
●対象：地域福祉コーディネート業務の未経験者や各種国家資格等の未取得者など。
★受講必須
コミュニティ
ワークの理解
社会資源
の開発
研修 2
【2 日間研修】
地域福祉コーディネート基礎・実践研修
●目的と内容：生活支援コーディネーターの活動の基盤となる地域福祉コーディネートの基礎と実践（コミュニティワークの理解、社会資源の開発など）を学びます。
●対象：研修 1 と同じ。（生活支援コーディネーターの任にあたる方を優先します）
★受講必須
協議体と
生活支援
コーディネーター
の理解
研修 3
【2 日間研修】
生活支援コーディネート基礎・実践研修
●目的と内容：制度改正の趣旨、協議体の設置と運営、生活支援コーディネーターの役割と具体的な活動、地域資源の把握と開発の方法などを体系的に学びます。
●対象：研修 1 と同じ。（生活支援コーディネーターの任にあたる方を優先します）

平成28年度・宮城県
生活支援コーディネーター
応用研修プログラム